国指定史跡　高宮廃寺跡

保存活用計画書

2022 年 3 月

寝屋川市教育委員会

序

寝屋川市は、大阪府の北東部に位置し、市域の西部は平野、東部は丘陵からなり、北部には一級河川である淀川が東西に流れております。

式内社（しきないしゃ）大杜御祖（おおもりみおや）神社の鎮守（ちんじゅ）の森に守られてきた高宮廃寺跡は、昭和 55 年に国の史跡に指定されました。

寝屋川市教育委員会では、高宮廃寺跡を本市の貴重な歴史文化遺産の一つとして、後世により良い状態で引き継ぎ、郷土の歴史や文化を学び、豊かな自然環境に触れることの出来る場として活用を進めたいと考え、その基本方針となる「史跡高宮廃寺跡保存活用計画」を策定しました。今後、本計画に基づき保存管理していくとともに、史跡を整備・活用してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりまして、ご指導・ご協力を賜りました史跡高宮廃寺跡保存活用計画策定検討会の先生方をはじめ、ご助言いただいた寝屋川市文化財保護審議会の委員の方々、また、本計画に対し、ご理解・ご協力いただきました大字高宮財産管理委員会や大杜御祖（おおもりみおや）神社の関係者の皆様方に対しまして厚くお礼申し上げます。

令和４年３月

寝屋川市教育委員会
教育長　髙須　郁夫

例言

１.本書は､大阪府寝屋川市に所在する史跡高宮廃寺跡の保存活用計画書である。

２．本書は、史跡高宮廃寺跡保存活用計画策定検討会により協議、検討され、策定に当たり寝屋川市文化財保護審議会の助言、承認を受けたものである。

　また､計画策定に当たっては､文化庁及び大阪府教育庁の指導､助言を得た。

３．本書の作図にあたっては、その一部を株式会社アコードに委託した。

４．本書に掲載した図は、寝屋川市教育委員会において作成したものを中心に使用しているが、一部既往の文献や成果等を使用しており、出典については、表題に併記している。

　現況図など使用している地図等は、史跡の概要を示すためのもので、土地境界等を厳密に示すものではない。

５．本計画は、今後の史跡を取り巻く社会的環境等の変化により、再検討や修正が生じた場合には、適宜見直しを行う。

目　次

序文

例言

第１章　計画策定の沿革・目的

第１節　計画策定の沿革………………………… 1

第２節　計画の目的……………………………… 1

第３節　上位・関連計画………………………… 2

第４節　対象範囲………………………………… 3

第５節　計画策定に向けた検討の体制と経過… 4

第２章　国史跡高宮廃寺跡の概要

第１節　地理的環境・歴史的環境・周辺環境

1　地理的環境……………………………… 8

2　歴史的環境……………………………… 8

3　社会的環境と周辺環境……………………11

第２節　指定に係る経緯…………………………18

第３節　指定の状況

1　範囲確認調査の調査成果…………………19

2　指定告示……………………………………19

3　指定説明文とその範囲……………………19

第４節　指定後の状況

1　指定後の調査成果…………………………20

2　遺跡の評価…………………………………25

3　指定地の状況………………………………26

第３章　国史跡高宮廃寺跡の本質的価値

第１節　本質的価値………………………………30

第２節　新たな価値評価の視点

1　周辺地域の歴史的環境からの価値………30

2　歴史的重層性からの価値…………………30

第３節　本質的価値の構成要素

1　構成要素の特定……………………………31

2　地区別構成要素……………………………31

第４章　現状・課題

第１節　保存（保存管理）

1　保存（保存管理）の現状…………………36

2　保存（保存管理）の課題…………………39

第２節　活用

1　活用の現状…………………………………40

2　活用の課題…………………………………43

第３節　整備

1　整備の現状…………………………………45

2　整備の課題…………………………………46

第４節　運営・体制

1　運営・体制の現状…………………………49

2　運営・体制の課題…………………………49

第５章　基本方針…………………………………50

第６章　保存（保存管理）

第１節　方向性

1　史跡指定地…………………………………51

2　史跡指定地周辺……………………………51

第２節　方法

1　地区区分と地区の定義……………………51

2　保存管理の方法……………………………53

3　現状変更の取扱い基準……………………53

第７章　活用

第１節　方向性

1　史跡指定地…………………………………55

2　史跡指定地周辺……………………………55

3　史跡指定地関連地域………………………55

4　その他………………………………………55

第２節　方法

1　史跡指定地…………………………………56

2　史跡指定地周辺……………………………56

3　史跡指定地関連地域………………………56

4　その他………………………………………57

第８章　整備

第１節　方向性

1　史跡指定地…………………………………58

2　史跡指定地周辺……………………………58

3　その他（アクセスと施設）………………58

第２節　方法

1　史跡指定地…………………………………58

2　史跡指定地周辺……………………………59
3　その他（アクセスと施設）………………59
第９章　整備基本計画
第１節　全体計画及び地区区分計画
1　全体計画…………………………………60
2　地区区分計画……………………………60
第２節　各種計画
1　遺構の保存と表現に関する計画…………60
2　動線計画…………………………………64
3　地形造成、修景に関する計画……………65
4　案内・解説施設に関する計画……………65
5　管理施設及び便益施設に関する計画……66
6　鎮守の森の管理に関する計画……………66
7　周辺地域の環境保全に関する計画………67
8　地域全体における関連文化財との
有機的な活用・整備に関する計画………68
9　整備事業に必要となる発掘調査等
に関する計画……………………………68
10　整備事業スケジュール……………………68
11　公開・活用に関する計画…………………68
12　防災、防犯・防火に関する計画…………69
第10章　運営・体制の整備
第１節　方向性…………………………………71
第２節　方法
1　史跡の管理運営…………………………71
2　市民との協働……………………………71
3　関係機関等との連携体制…………………72
第11章　施策の実施計画と経過観察
第１節　実施計画………………………………73
第２節　経過観察
1　方向性……………………………………73
2　方法………………………………………73

挿　図　目　次

図１　都市計画図…………………………………３
図２　保存活用計画における対象範囲…………３
図３　地質図………………………………………６
図４　小字地図……………………………………７
図５　寝屋川市遺跡分布図………………………９
図６　周辺施設分布図……………………………15
図７　史跡指定範囲と土地所有状況……………21
図８　調査区配置図………………………………22
図９　等高線図……………………………………23
図10　現況写真位置図……………………………29
図11　構成要素……………………………………31
図12　構成要素位置図……………………………35
図13　大杜御祖神社石造物配置図………………37
図14　史跡指定地内の植生状況…………………38
図15　周辺サイン位置図…………………………41
図16　アクセスマップ……………………………47・48
図17　地区区分図…………………………………52
図18　保存管理区域図……………………………54
図19　遺構保存・表示計画全体図………………61
図20　金堂跡の遺構保存・表示計画図…………62
図21　東塔跡の遺構保存・表示計画図…………63
図22　史跡指定地内動線計画……………………65
図23　周辺便益施設分布図………………………67
図24　運営体制・連携のイメージ………………72
図25　経過観察のサイクル………………………73
図26　イメージ図…………………………………76

第１章　計画策定の沿革・目的

第１節　計画策定の沿革

高宮廃寺跡は寝屋川市高宮二丁目に鎮座する延喜式内社大杜御祖神社の境内地に立地する。境内には古瓦や礎石が散在しており、塔跡や金堂跡の土壇の高まりや心礎が残っていたことから、古くより古代寺院の存在が想定されていた。昭和 28 年（1953）、塔跡の土壇に土取りによる破壊の危機が生じたため、大阪府教育委員会（現、大阪府教育庁）により塔跡の発掘調査が行われた。また、昭和 54 年（1979）には境内地の北に隣接する民有地において宅地造成の計画が持ち上がったことで、再び遺跡が破壊される危機が生じた。これを契機に寝屋川市教育委員会が境内地一帯に広がると想定される寺域全体を解明するため、トレンチ調査を行い、建物配置を確認した。その成果を踏まえ、翌 55 年（1980）に国史跡の指定を受けた。境内地北側の民有地は公有化し、史跡指定以降、現状での保存が図られている。

本市では史跡を整備し活用していくため、平成 25 年度から平成 28 年度の４か年で過去の再調査を含めた内容確認の発掘調査を行い、平成 30 年（2018）３月に『国史跡高宮廃寺跡発掘調査報告書』を刊行した。それらの成果をもとに、国指定史跡高宮廃寺跡保存活用計画を策定するに至った。

第２節　計画の目的

市内には多くの遺跡が存在しているが、開発に伴う確認調査が行われたのみで、遺構が失われてしまった遺跡も少なくない。高宮廃寺跡は史跡指定地の大部分が神社の境内地であったため、開発による破壊を免れ、今でも見学できる遺跡として残ってきた。しかし、史跡指定地の現況は、一帯に樹木が茂っており、社殿の横に説明板が置いてあるだけで市民への周知も十分とは言えない。来訪者が当時の寺院の姿を想像し、遺構の位置を判断することも難しい。さらに、樹木は堂塔の基壇上部にも存在しており、その根による遺構の破壊も免れない状態である。

こういった状況から、高宮廃寺跡の歴史的価値を後世に引き継ぐとともに、遺構保全のための環境整備や地域文化資源の継承と活用の一端を担うことを目指し、計画を策定するものである。

なお、史跡指定地周辺には高宮廃寺を建立した氏族との関連が考えられる高宮遺跡が広がっており、史跡指定後、高宮廃寺跡の範囲確認調査で遺構の様相の一端が明らかとなっている。今後の活用において、史跡指定地の周辺地域についても整備計画の対象範囲として設定する必要があると考え、全体計画に含めている。

第３節　上位・関連計画

№.	名称	内容・関係箇所（抜粋）	策定・改訂年月
①	第五次寝屋川市総合計画【後期基本計画】（平成 28 年度～令和２年度）	施策：文化財の保護、継承と活用 取組概要：文化財を良好な状態で保存することに加え、伝統的行事などの地域文化資源の継承と活用を通じて、文化財保護への意識や市民の郷土への愛着を高める。 実行シート取組計画：国史跡高宮廃寺跡の保存活用計画の策定に向け、検討会を開催。	平成 28 年（2016）２月策定
②	寝屋川市都市計画図（図１）	区域区分：市街地化区域 用途地域：第一種低層住居専用地域 容積率　100％ 建蔽率　50％ 外壁後退　１ｍ 建物の高さ限度　10m	平成 31 年（2019）３月現在
③	寝屋川市都市計画マスタープラン（平成 24 年度～令和２年度）	目標：【水・緑と歴史・文化が息づく「ねやがわらしさ」の創造】 ●地域の課題：緑豊かな自然や資源など特性を生かした自然環境の充実と数多くの文化財を活かすなど魅力ある都市空間の形成が求められる。 ●全体構想：自然・歴史・風土の保全と活用をめざしうるおいある都市空間の形成 ●地域目標：みどり豊かで歴史文化の漂うまちなみの形成	平成 24 年（2012）３月策定
④	寝屋川市景観基本計画	地区：東部丘陵緑地軸（基本エリア名：ES-1） ●景観整備の方向 古い歴史が感じられる風格のあるまち ●基本目標 高宮廃寺跡周辺の歴史と自然を大切にするまち ●景観形成に向けた基本方針 周辺の緑やため池を活かす。市民が自然に触れ、歴史を感じることができる樹林やため池の活用。市民が身近に観察できる野鳥・水鳥などの活用。	平成 22 年（2010）８月策定

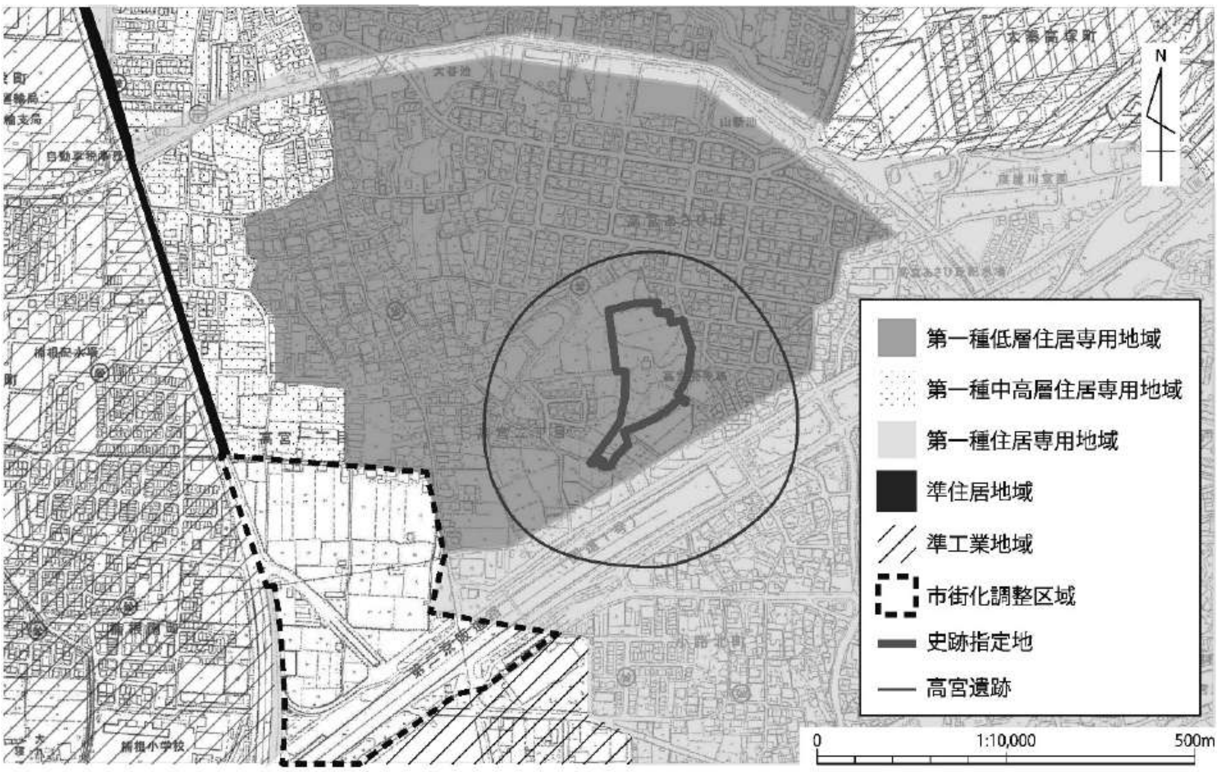

図１　都市計画図

第４節　対象範囲

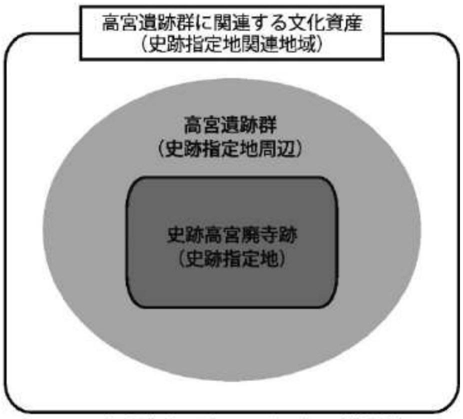

図２　保存活用計画における対象範囲

史跡高宮廃寺跡の保存活用計画を考える上で、３つの地区に区分し、範囲を設定した（図２）。

現在、史跡指定地の範囲内で、調査により明らかとなった高宮廃寺の中心伽藍を包括する「史跡高宮廃寺跡」（以下、【史跡指定地】とする）、史跡指定地外の高宮廃寺の関連施設や高宮廃寺との関連が想定される高宮遺跡を包括する「高宮遺跡群」（以下、【史跡指定地周辺】とする）、高宮遺跡群との関連が窺える文化遺産を包括する周辺地域（以下、【史跡指定地関連地域】とする）である。

また、本書における中心伽藍とは、中門から派生した遮蔽施設（南面回廊、東西面築地塀）から、未確認ではあるが、それらに続くと想定される講堂の北までの範囲を指す。

本計画は【史跡指定地】【史跡指定地周辺】を対象とし、構成要素の特定等については【史跡指定地関連地域】も含め考えることとする。

第５節　計画策定に向けた検討の体制と経過

計画策定にあたっては、専門的知見からの指導・助言を受けるため、高宮廃寺跡保存活用計画策定検討会を開催した。平成 25 年度から４年間実施した国史跡高宮廃寺跡内容確認発掘調査で指導いただいた構成メンバーに、引き続き指導を受けた。また、検討会の内容については、寝屋川市文化財保護条例第 51 条に基づき設置された寝屋川市文化財保護審議会で報告し、計画の承認を得た。

なお、計画の策定にあたり史跡指定地の大部分が境内地であるため、その所有者である大杜御祖神社をはじめ、その関係者として、大杜御祖神社氏子、大字高宮財産管理委員会（以下、「財産管理委員会」とする）、地元自治会（高宮・小路）に対する説明会を開催し、計画の内容に関する意見交換を行い、進めた。

策定までの経過は以下のとおりである。

平成31年　３月28日　第１回検討会
　　保存活用計画の目次について、現地確認
令和元年　５月29日　地元意見聴取（参加者：財産管理委員会、関係自治会、氏子）
　　保存活用計画の説明
　　９月６日　第２回検討会
　　地元意見聴取について（報告）、保存活用計画目次（案）について
　　９月17日　令和元年度第１回文化財保護審議会
　　検討会の内容報告と承認
令和２年　１月17日　地元意見聴取
　　計画策定にかかる検討事項・調査事項の説明
　　２月10日　第３回検討会
　　地元意見聴取について（報告）、進捗状況について
　　３月17日　令和元年度第３回文化財保護審議会
　　地元意見聴取と第３回検討会の内容報告と承認
　　３月26日　第４回検討会
　　７月14日　令和２年度第１回文化財保護審議会
　　第４回検討会の内容報告、策定スケジュールの変更についての承認
　　９月２日　第５回検討会
　　史跡までのアクセスルートについて、第３章「史跡の本質的価値」について
　　12月９日　第６回検討会
　　第４章「現状・課題」、第５章「基本方針」
　　第６章「保存」～第８章「整備」の各第１項
令和３年　３月17日　第７回検討会
　　西塔心礎の現状確認、第６回検討会の検討内容のフィードバック
　　第６章「保存」～第８章「整備」の各第２項
　　３月23日　地元意見聴取
　　３月25日　令和２年度第３回文化財保護審議会
　　これまでの検討会の内容報告と承認

９月10日　第８回検討会

第７回検討会の検討内容のフィードバック、第９章「整備基本計画」について

10月11日　地元説明会

11月25日　文化庁調査官による視察

12月23日　令和３年度第２回文化財保護審議会

これまでの検討会の内容報告

12月24日　地元説明会

令和４年　１月５日　第９回検討会

第８回検討会の検討内容のフィードバック

第10章「運営・体制の整備」、第11章「施策の実施計画と経過観察」について

３月２日　第10回検討会

第９回検討会の検討内容のフィードバック

３月３日　令和３年度第３回文化財保護審議会

「国指定史跡高宮廃寺跡保存活用計画」承認

高宮廃寺跡保存活用計画策定検討会

指導者　鷺森　浩幸　古代史

指導者　菱田　哲郎　考古学

指導者　網　伸也　考古学

指導者　箱崎　和久　建築史

オブザーバー　文化庁：山下信一郎

中井　將胤

大阪府教育庁文化財保護課：原田　昌浩（平成31年度～令和元年年度）

小泉　翔太（令和元年度～令和３年度）

北川　咲子（令和３年度）

寝屋川市文化財保護審議会

会　長　吉原　忠雄　彫刻

副会長　岩間　香　絵画

委　員　矢ヶ崎善太郎　建築

委　員　出口　晶子　民俗

委　員　片岡　修　考古学

事務局

寝屋川市教育委員会　教育長　髙須　郁夫

文化スポーツ室　室長　青木　俊治（平成31年度～令和元年９月）

倉﨑　友行（令和元年10月～令和２年度）

野岸　嘉和（令和３年度）

係長　丸山　香代

係員　金森あやめ（令和２年度～）

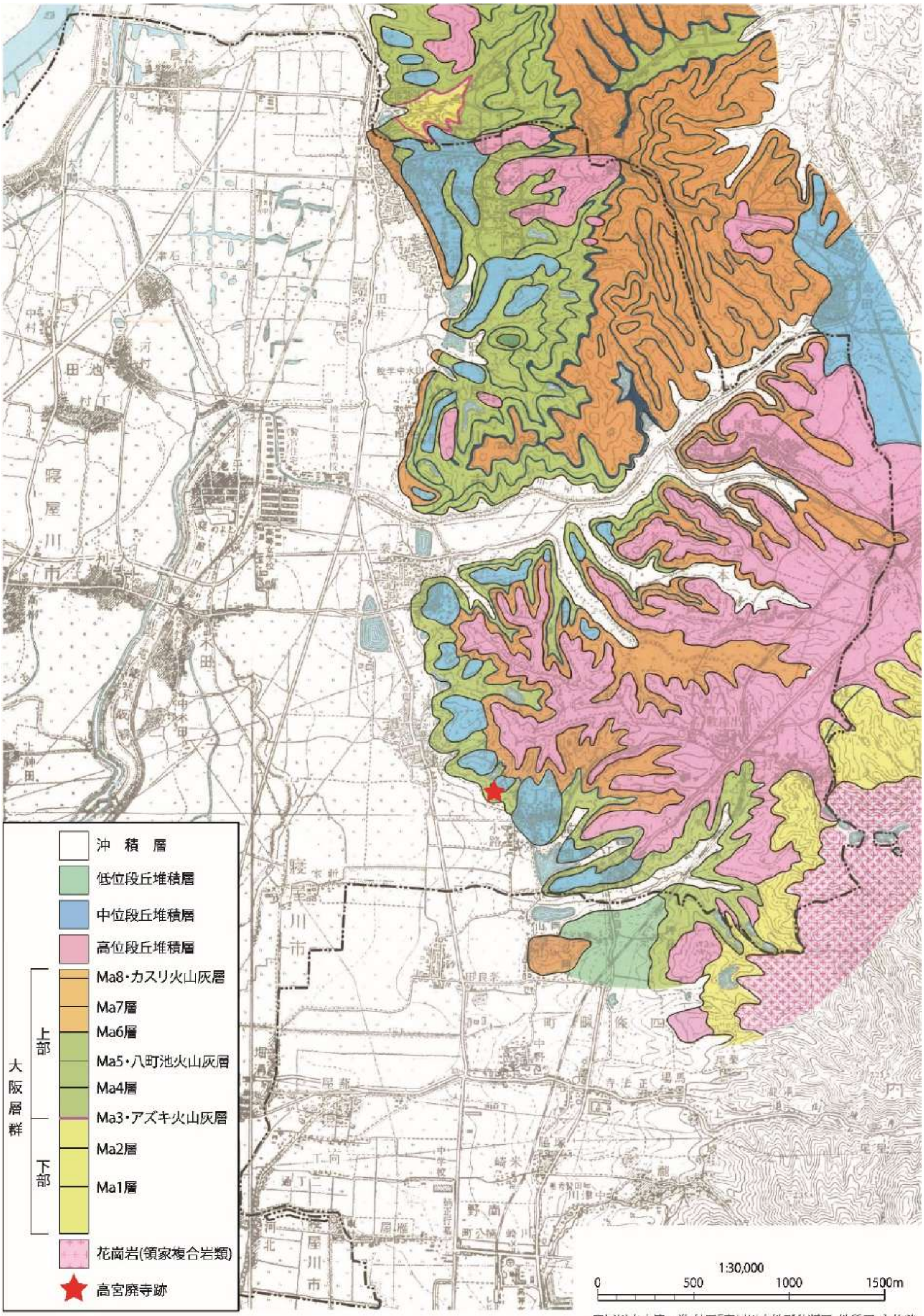

寝屋川市史第一巻 付図「寝屋川市地形分類図・地質図」を抜粋

図3　地質図

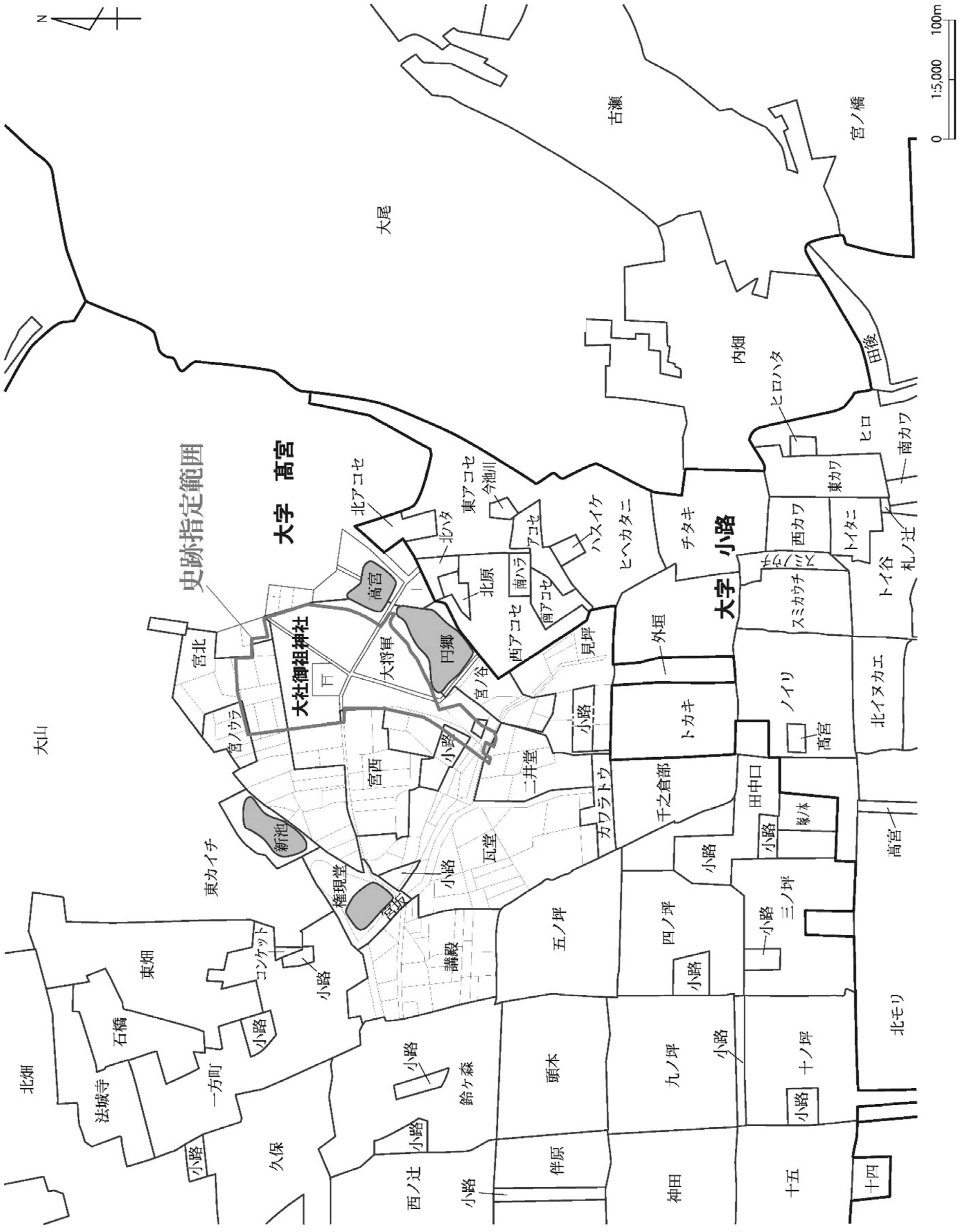

図４　小字地図

※昭和末に本市が作成した小字名地図を一部抜粋して加筆を加えている（下図は昭和 30 年代のもので、指定範囲は参考）

第２章　国史跡高宮廃寺跡の概要

第１節　地理的環境・歴史的環境・周辺環境

１　地理的環境（図３）

高宮廃寺跡が所在する寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置しており、市域東辺は交野市、西辺は淀川を境にして高槻市、摂津市、南辺は守口市と門真市、大東市、四條畷市、北辺は枚方市に隣接している。

市域の地形は、西部の平野部と東部の丘陵地・台地部の２つに大別される。

平野部は淀川沿いに広がる低地と、大阪平野にまたがる標高２～３ｍ前後と低平な地形である。丘陵地は、なだらかな枚方丘陵と生駒山地の一部及び山麓地にあたる。丘陵地の標高は50m前後、南東部の山地は約110mである。平野部と枚方丘陵・生駒山地とのあいだには台地が分布している。また、丘陵部では宅地造成が進み、造成された地形が広がっている。

また、各地形の地質については次のとおりである。

平野部は一般に北河内地域の低湿地帯と呼ばれる、粘土や砂などからなる沖積層により構成される。丘陵地は、砂礫層や砂層、粘土層などからなる大阪層群や満池谷累層が分布し、丘陵地周辺の台地には、砂礫層を主体とする中低位段丘層が分布している。山地部は、生駒山地に広がる花崗岩が基盤岩を形成し、強固な岩盤をなしている。

高宮廃寺跡は生駒山地から北西に派生する標高30～50mの枚方丘陵の南端に立地し、史跡指定地内の標高は約30mである。

２　歴史的環境（図５）

（１）高宮廃寺が創建される前の状況

高宮廃寺跡が立地する枚方丘陵は市内でも古い遺跡が集中する地域である。周囲の太秦遺跡、高宮遺跡、讃良川遺跡では旧石器時代に属するサヌカイト製の国府型ナイフ形石器が出土している。

縄文時代になると高宮遺跡で前期の集落、その南、四條畷市との市境を西流する讃良川一帯では中期初頭から後期初頭にかけて集落が形成される。この讃良川遺跡は府内でも顕著な縄文時代の遺跡で、出土した縄文土器には東海や北陸など他地域の特徴を持つ土器が見られる。その他、ドングリの貯蔵穴や廃棄された様々な魚の骨、貝殻、動物の骨など、当時の食生活が分かる資料が見つかった。また、水銀朱により赤彩された土製耳栓（市指定有形文化財・考古資料）といった装飾品も出土している。

弥生時代前期には枚方丘陵の西に広がる低湿地に高宮八丁遺跡などの集落が、中期になると丘陵上に太秦遺跡や高宮遺跡などの集落が展開していく。

古墳時代になると高宮遺跡や小路遺跡で前期の集落や前方後方形周溝墓、方形周溝墓が検出されている。そして、４世紀では、忍ケ岡丘陵上で前方後円墳の忍岡古墳（四條畷市岡山所在、府指定史跡）が築かれ、５世紀後半から６世紀前半には北方の丘陵上に太秦古墳群が築かれる。その中でも唯一現存する太秦高塚古墳は全長39ｍ、高さ７ｍを測り、市の史跡に指定されている。

６世紀末から７世紀初めには、花崗岩の巨石を用いた推定全長10mの横穴式石室を有する北河内地域で最大の寝屋古墳（府指定史跡）が築造される。また、市域東部の最も高所に位置する打上地区には終末期古墳として石宝殿古墳（国指定史跡）が築造される。この古墳は横口式石槨を持ち、八角形墳の可能性も指摘されている。

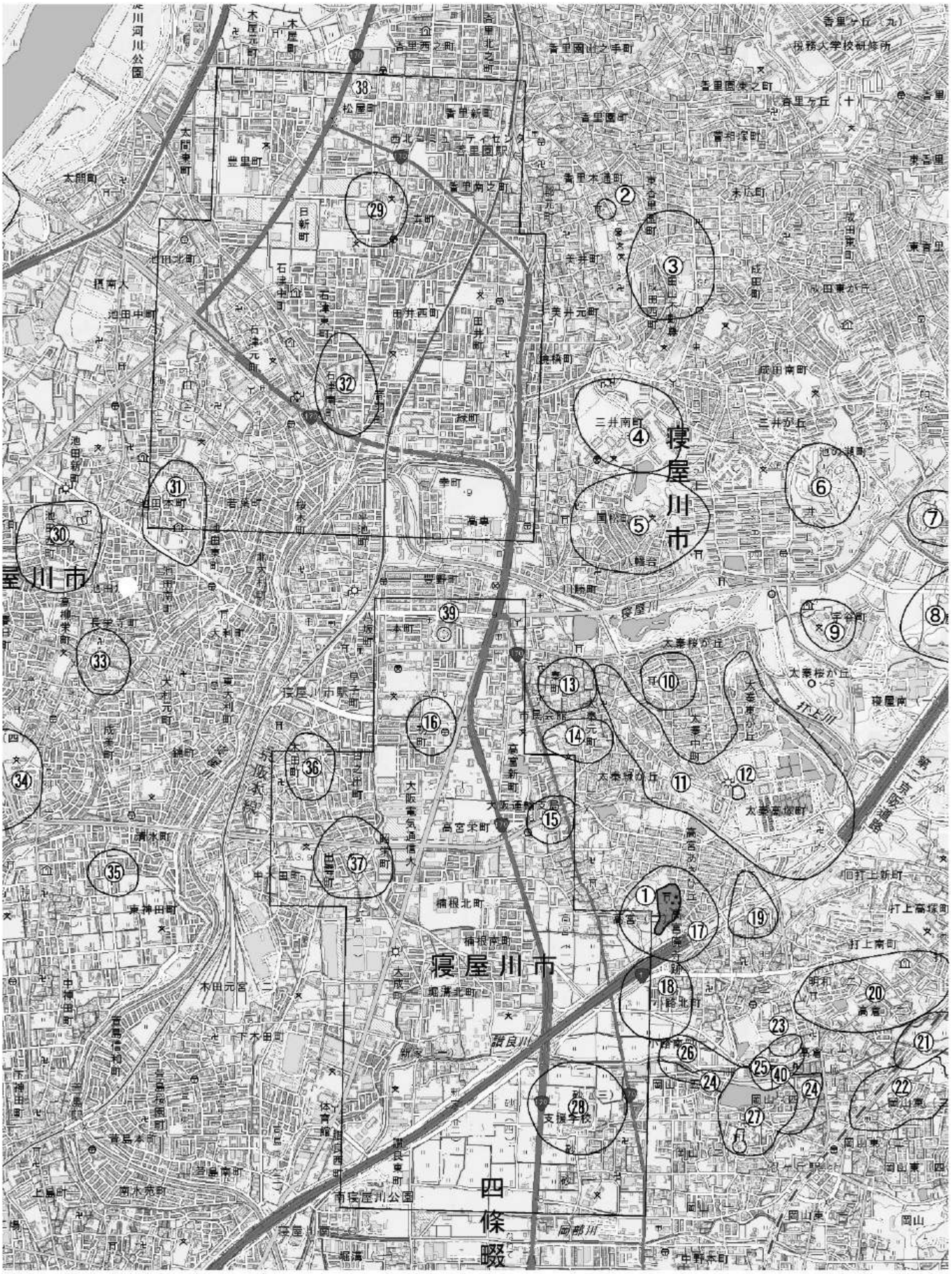

1.高宮廃寺跡(国史跡) 2.郡八幡古墳 3.成田遺跡 4.三井南遺跡 5.秦山遺跡 6.池の瀬遺跡 7.寝屋遺跡 8.寝屋南遺跡 9.太秦北遺跡 10.太秦廃寺跡 11.太秦遺跡・太秦古墳群 12.太秦高塚古墳(市史跡) 13.神宮寺跡 14.太秦元町遺跡 15.法復寺遺跡 16.高宮八丁遺跡 17.高宮遺跡(市指定文化財墨書銘曲物桶出土) 18.小路遺跡 19.大尾遺跡 20.上垣内遺跡 21.国守遺跡 22.坪井遺跡 23.三昧頭遺跡 24.更良岡山遺跡 25.讃良寺跡 26.讃良川遺跡 27.讃良岡山古墳群・忍岡古墳 28.砂遺跡 29.郡六ノ坪遺跡 30.池田西遺跡 31.池田下村遺跡 32.楠遺跡 33.高柳廃寺跡 34.高柳遺跡 35.神田東後遺跡 36.北木田遺跡 37.長保寺遺跡 38.茨田郡条里遺跡 39.讃良郡条里遺跡 40. 讃良川床遺跡

図５　寝屋川市遺跡分布図

立地からもこの地域一帯を治めていた豪族の首長墓と考えられる。また、その築造時期から高宮廃寺を造営した氏族との関連も想定される。

なお、本市が位置する淀川左岸地域は茨田堤との関連が深い地域である。築堤のような土木工事には多くの渡来系氏族たちの技術が活用されたと考えられ、市域内でも讃良郡条里遺跡や楠遺跡など渡来系氏族との関連が窺える遺跡が存在する。特に讃良郡条里遺跡では初期須恵器や韓式系土器、製塩土器、移動式竈、馬具等の鉄製品、馬骨などが出土しており、馬飼集団との関連が窺える。この馬飼集団は『古事記』や『日本書紀』に記載されている「河内馬飼」「娑羅羅馬飼」「菟野馬飼」で、継体天皇元年（508）正月条の大伴金村らが継体大王を皇位に請うた時には「河内馬飼荒籠」が活躍した。

さらに、渡来系氏族の痕跡は遺跡だけでなく市内の地名からも窺うことができる。高宮地区の北側、寝屋川の上流には「秦（はだ）」という地名が残る。「はた」とも読み、「幡多」と記載されることもあり、古代の地名に見える幡多郷に比定される。地名の由来は、古代の秦氏にちなんだものとされる（『寝屋川市誌』）。また、高宮廃寺跡のすぐ北側、枚方丘陵の南端には「太秦（うずまさ）」という地名が残る。古くは幡多郷に属していたとされ、地名の由来は、秦が大秦と記したことから、それと区別して太秦と記した（『寝屋川市誌』）とも、秦氏の同系太秦氏が居住したことによる（『大阪府全志』巻之四）とも言われている。

（２）高宮廃寺が造られた頃

古代には市域の大半が「讃良郡」に属しており、小路遺跡の広がる一帯では近年まで条里制を示す田畑の様子を見ることができた。

古代の集落は市全域に点在して確認されている。高宮遺跡では高宮廃寺が建立される以前、史跡指定地の西側を中心に掘立柱建物や柵列のほか、神社遺構と推定される建物が検出された。この場所には今でも「宮居（みやい）」という地名が伝わっており、旧参道とされる小道も残っている。また、谷をひとつ挟んだ南側の丘陵上からは奈良時代の倉庫群が検出されている。高宮廃寺跡でもそれと同時期の軒瓦が多数出土することから、両遺跡の関連が推定できる。

周辺の同時期に建立された古代寺院には、讃良川南岸に讃良寺跡、清滝街道沿いに正法寺跡がある。高宮廃寺跡出土の素弁八葉蓮華文軒丸瓦は讃良寺跡と正法寺跡と同文、複弁八葉蓮華文軒丸瓦は讃良寺跡と同笵である。市内には他に太秦廃寺跡と高柳廃寺跡がある。どちらも十分な調査がされておらず瓦が数点出土しているのみで、遺構は確認されていない。

また、高宮廃寺跡が所在する大杜御祖神社と、その北西約 150mの地点に鎮座する高宮神社は、ともに『延喜式神名帳』記載の式内社である。『先代旧事本紀』には、「次万魂命　児天剛川命　高宮神主等祖」という記載があり、大杜御祖神社の祭神「天万魂命」と高宮神社の祭神「天剛風命」は、親子関係を持つ神とされる。神社の立地の近さからも、両社が関連する神社であることが考えられる。大杜御祖神社は、ある時期に「宮居」という場所から現在の位置に移設されたと伝えられている。移設された時期は不明であり、現在の本殿は明治 22 年（1889）に建立後、平成４年（1992）に修復したものである。

（３）高宮廃寺が廃絶した後の状況

高宮遺跡では平安時代以降も集落が存続した。平安時代の集落跡で検出された井戸の埋土からは、瓦器や土師器とともに「保延六年」（1140）と墨書された曲物桶（市指定有形文化財・考古資料）が出土している。また、集落は鎌倉時代まで存続し、掘立柱建物群や複数の土壙墓が検出されていることから、屋敷及び屋敷内墓があったと考えられる。平安時代に廃絶した高宮廃寺の伽藍跡地では、中世になり大杜御祖神社に付随する寺院と考えられる瓦葺きの仏堂が造営された。

大杜御祖神社が現在の位置に移設された時期は不明であるが、神社境内地の石灯籠や狛犬などの石造物には近世の銘が見られる。

近代になると、戦後すぐにベッドタウンとして市域西部から北部にかけて宅地開発が進んだ。近年では第二京阪道路の建設や小路地区土地区画整理事業により、市域南部から東部にかけて更なる開発が起こっている。それにより、小路遺跡が広がる小路地区に残されていた条里制を示す田畑が姿を消し、市内の森林は市域東部に残されただけである。このように市内の開発が進む中、大杜御祖神社の境内地には多くの樹木が残り、市内でも貴重な「鎮守の森」として周辺住民から大切に守られている。氏子による記念植樹やマツクイムシの被害により「鎮守の森」の姿も変化しているが、高宮地区に残された文書などには下記のとおり記録が残っている。

明治６年（1873）	アカマツ他　282 本（文書による）
明治９年（1876）	大杜社　松雑木ニ百五十三本（高宮村「地誌編輯取調帳写」）
平成５年（1993）	楠、赤松他　135 本 マツクイムシ及びマツノザイセイチュウの被害により総数 170 本のうち 35 本枯死
平成９年（1997）	楠、赤松他　99 本 アカマツ生存木 135 本中 36 本が枯死腐朽したため、殺虫剤を散布

（白井三千夫著　財産管理委員会編『高宮いまむかし増補改訂集』2016 年）

また、高宮廃寺跡が位置する高宮地区内を南北に貫く旧国道 170 号線周辺には、伝統的な木造の民家を残す旧集落が広がり、昔の面影を残す落ち着いたまちなみとなっている。こういった景観は寝屋川市の新たな財産であり、今後も守るべきものである。

３　社会的環境と周辺環境

（１）市の情勢と人口

寝屋川市は、昭和 26 年（1951）５月３日、大阪府内で 16 番目の市として誕生した。昭和 36 年（1961）に水本村と合併、昭和 41 年（1966）に一部が大東市に編入され、現在の寝屋川市域となった。平成 12 年（2000）には、地方分権一括法が施行され、平成 13 年（2001）４月から特例市（平成 27 年４月からは施行時特例市）に移行し、まちづくりや生活環境などに関する権限が移譲された。平成 20 年（2008）４月には、自治の基本的な理念や原則を定めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」が施行され、市民がまちづくりの主役であることを基本に、市政のさまざまな分野で協働のまちづくりを推進している。平成 30 年（2018）10 月には、本市を中核市に指定する政令が公布され、平成 31 年４月に中核市へ移行した。

市制施行時（昭和 26 年）に約３万５千人であった人口は、高度経済成長期を経て大幅に増加し、昭和 40 年（1965）に 10 万人を、昭和 50 年（1975）に 25 万人を超えた。昭和 50 年以降、約 25 万人から 26 万人で推移する状況が続き、平成７年（1995）の約 26 万人をピークに減少に転じている。その後も人口は減少しているが、寝屋川市駅及び香里園駅の市街地再開発事業や都市再生整備計画事業などのまちづくりにより、平成 22 年の人口減少率は約 1.5%にとどまっており、令和４年（2022）１月現在で約 22 万９千人となっている。

（２）土地利用

寝屋川市内には京阪電車の３駅（香里園駅、寝屋川市駅、萱島駅）とＪＲ学研都市線の１駅（寝屋川公園駅）があり、その周辺や準工業地域を除き、概ね住居系の用途地域に指定されている。国道 170 号東側は第一種低層住居専用地域や第一種中高層住居専用地域に、西側は第二種中高層住居専用地域や第一種住居地域に指定されている地域が多く、京都守口線以西には準工業地域が多く分布している。

第二京阪道路沿いは田畑や公園緑地なども一定存在し、ゆとりのある土地利用がなされているが、京阪電車沿線などその他の地域については、住宅・商業・工業が混在する土地利用となっている。

表１　寝屋川市の指定文化財

指定	分野	種別	名称	所在地	指定年月日
国	史跡	記念物(史跡)	石宝殿古墳	打上元町	S48.5.10
国	史跡	記念物(史跡)	高宮廃寺跡	高宮２丁目	S.55.5.13
国	登録	建造物(建築物)	聖母女学院校舎	美井町	H9.5.29
国	登録	建造物(建築物)	平池家住宅主屋・長屋門	平池町	R3.6.24
府	府史跡	記念物(史跡)	寝屋古墳	寝屋川公園	H5.11.24
府	府天年記念物	記念物(天然記念物)	神田天満宮のくすのき	上神田２丁目	S47.3.31
府	府天年記念物	記念物(天然記念物)	春日神社のスダジイの社叢	国松町	S56.6.1
市	市有形	建造物(建築物)	喜多家墓所五輪塔(地輪)	池田２丁目	H10.11.3
市	市有形	建造物(建築物)	菅原神社　本殿	池田中町	H23.11.3
市	市有形	美術工芸品(絵画)	西正寺　絹本着色方便法身尊像	太間町	H15.11.3
市	市有形	美術工芸品(絵画)	法安寺　八相涅槃図	下神田町	H16.11.3
市	市有形	美術工芸品(彫刻)	秋玄寺　十三仏板碑	高宮２丁目	H9.11.3
市	市有形	美術工芸品(彫刻)	大念寺　十三仏板碑(小)	堀溝２丁目	H9.11.3
市	市有形	美術工芸品(彫刻)	大念寺　十三仏板碑(大)	堀溝２丁目	H9.11.3
市	市有形	美術工芸品(彫刻)	明光寺　十三仏板碑	打上元町	H12.11.3
市	市有形	美術工芸品(彫刻)	法安寺　木造聖観音坐像	下神田町	H15.11.3
市	市有形	美術工芸品(工芸品)	正法寺　梵鐘	寝屋１丁目	H10.11.3
市	市有形	美術工芸品(工芸品)	大念寺　梵鐘	堀溝２丁目	H10.11.3
市	市有形	美術工芸品(工芸品)	正立寺　梵鐘	黒原城内町	H10.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	蔵骨器	長栄寺町	H9.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	讃良川遺跡出土土製耳飾り(耳栓)	市立埋蔵文化財資料館	H11.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	高宮八丁遺跡出土勾玉	市立埋蔵文化財資料館	H11.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	長保寺遺跡出土古代船	市立埋蔵文化財資料館	H11.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	高宮遺跡出土墨書銘曲物桶	市立埋蔵文化財資料館	H11.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	明光寺　雷神石	打上元町	H12.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	高宮八丁遺跡出土櫂	市立埋蔵文化財資料館	H12.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	高宮八丁遺跡出土貯蔵穴	市立埋蔵文化財資料館	H12.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	長保寺遺跡出土子持勾玉	市立埋蔵文化財資料館	H12.11.3
市	市有形	美術工芸品(考古)	太秦古墳群出土鹿の埴輪	市立埋蔵文化財資料館	H12.11.3
市	市無形	民俗(無形民俗)	三井のお弓行事	三井地区	H19.11.3
市	市史跡	記念物(史跡)	太秦高塚古墳	太秦高塚町	H9.11.3
市	市史跡	記念物(史跡)	伝・秦河勝の墓	川勝町	H9.11.3

写真１　讃良川遺跡出土　ナイフ形石器

写真２　讃良川遺跡出土　貯蔵穴

写真３　讃良川遺跡出土　縄文土器

写真４　讃良川遺跡出土　土製耳飾り（耳栓）

写真５　高宮八丁遺跡出土　弥生土器

写真６　府指定史跡寝屋古墳

写真７　市指定史跡太秦高塚古墳

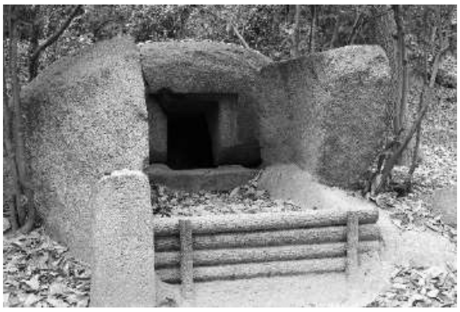

写真８　国指定史跡石宝殿古墳

写真９　楠遺跡出土　鋳造関連遺物

写真 10　式内社大杜御祖神社　社殿

写真 11　式内社高宮神社　社殿

写真 12　高宮遺跡出土　墨書銘曲物桶

写真 13　鎮守の森　全景（南から）

写真 14　鎮守の森　近景

（３）交通

【鉄道】

市域には西に京阪電車、東にＪＲ学研都市線が通っており、高宮廃寺跡の最寄り駅は京阪電車寝屋川市駅とＪＲ学研都市線寝屋川公園駅がある。このＪＲ学研都市線寝屋川公園駅は平成 30 年 11 月 20 日に東寝屋川駅から改称されたものである。高宮廃寺跡までは寝屋川市駅から徒歩約 30 分、寝屋川公園駅から徒歩約 22 分である。

【路線バス】

高宮廃寺跡の最寄りのバス停は、史跡指定地北側の高宮あさひ丘地区の住宅街にあり、バス停から高宮廃寺跡までは約 300mである。寝屋川市駅、寝屋川公園駅の両駅からバスがでており、所要時間はどちらも 10 分前後である。一日の運行本数をみると、寝屋川市駅発着の方が多い。

【自家用車】

車でのアクセスについては、第二京阪道路建設により設けられた側道から直近だが、現地には駐車場がなく、近隣の時間貸駐車場を利用する必要がある。

（４）周辺主要施設（図６）

【寝屋川第２トンネル北緑地・南緑地】

平成 22 年３月に開通した第二京阪道路に伴い設置された公園で、遊具やトイレ、水飲み場等を設置している。また、高宮遺跡及び大尾遺跡で検出された遺構の紹介も行っており、見晴らし台からは大阪平野が一望できる。

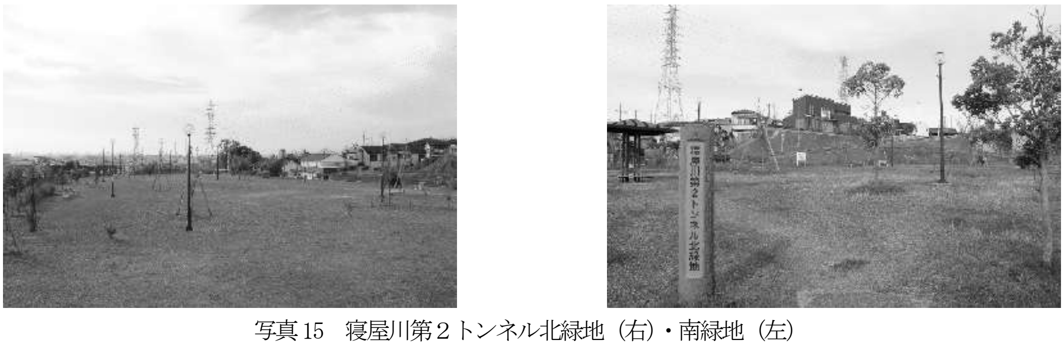

写真 15　寝屋川第２トンネル北緑地（右）・南緑地（左）

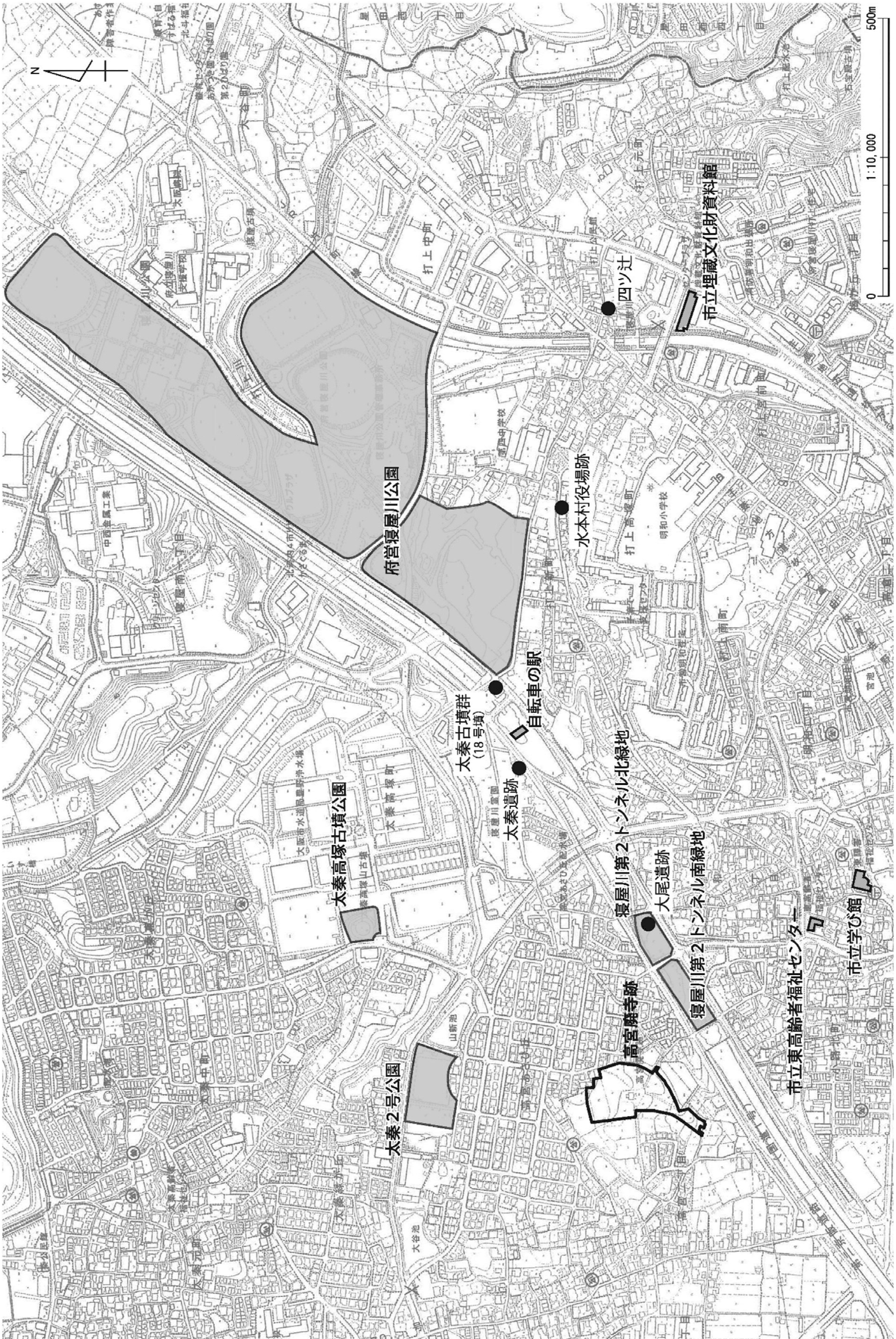
府営寝屋川公園
四ツ辻
市立埋蔵文化財資料館
水本村役場跡
太秦古墳群
(18号墳)
自転車の駅
太秦遺跡
太秦高塚古墳公園
寝屋川第２トンネル北緑地
大尾遺跡
寝屋川第２トンネル南緑地
高宮廃寺跡
太秦２号公園
市立東高齢者福祉センター
市立学び館
1:10,000
0
500m
図6　周辺施設分布図

【市立学び館】

市民の世代間交流を推進し、人と人のふれあいを図り、生涯学習の一助となる社会教育施策を実施しており、社会教育団体などの活動の場所及び市民の自主学習・自主活動の場所を提供している。

写真 16　市立学び館

【市立東高齢者福祉センター】

高齢者のための各種講座、教室、自主グループ活動などを行っている施設。カラオケ、囲碁・将棋、浴場設備や温水プールも備える。使用の対象者は市内在住の 60 歳以上の方で、利用料は無料である。

写真 17　市立東高齢者福祉センター

【太秦高塚古墳公園】

太秦高塚古墳（市指定史跡）は、５世紀後半に築かれた直径約 37mの円墳で、北西に造出を持つ。市政施行 50 周年記念事業として平成 13 年に整備工事を行い、平成 14 年（2002） ４月１日に「太秦高塚古墳公園」として開園した。調査成果をもとに、古墳を築造当時の状態に復元し、一段目には復元した埴輪を並べている。園内には水場と東屋を設置しており、古墳頂部からは市内の景色が一望できる。

写真 18　太秦高塚古墳公園

【太秦２号公園】

寝屋川市都市公園条例により高宮あさひ丘地区に設置された都市公園である。面積は 11, 440 ㎡あり、ブランコや滑り台などの遊具のほか、トイレや東屋を設置している。

写真 19　太秦２号公園

【自転車の駅】

第二京阪道路建設に伴い設置された自転車の駅は、高宮廃寺跡から東へ約１㎞の第二京阪道路上にある。自転車の安全利用に関する講習会や自転車を利用する方々の休憩等の場として提供することにより、自転車の安全利用に関する意識の向上や地域交流の推進に資することを目的としている。

写真 20　自転車の駅

【府営寝屋川公園】

寝屋川市の東部丘陵地に位置する府営公園で、ソフトボール広場２面、テニスコート 15 面、陸上競技場、野球場などがそろう総合運動公園である。また、『大阪ミュージアム』（大阪のまちの魅力を内外に発信する大阪府の取り組み）に登録されている。

写真 21　府営寝屋川公園

【市立埋蔵文化財資料館】

昭和 56 年（1981）５月に北河内地域最初の文化財展示施設として開設した。市内から出土した遺物を展示している。また、常設展のほか、年１回の企画展を行っている。高宮廃寺跡から東へ約 1.5㎞、ＪＲ寝屋川公園駅前に立地している。施設の休館日は毎週月曜日、火曜日と年末年始で、開館日は午前９時から午後５時 15 分まで、無料で開放している。定期的に市指定文化財（有形・考古資料）の展示も行っている。

写真 22　市立埋蔵文化財資料館（上段：外観、下段：展示室内）

（4）市の文化遺産に対する取り組み

【新寝屋川八景】

まちの魅力を市内外に発信していくことを目的として平成 21 年（2009）に制定されたもので、市民の投票により寝屋川市を代表する風景や景観を選定した。

八景：友呂岐緑地・寝屋のまちなみ・太秦高塚古墳・萱島駅のくすのき・ねや川戎・府営寝屋川公園
　　　淀川河川公園・成田山不動尊

【文化財ネットワークサイン・ルート事業】

市内に点在する文化資源への誘導・説明のため、市ゆかりの民話「寝屋のはちかづき」の主人公「鉢かづき姫」をモチーフにした石造の説明板や誘導サインなどを設置し、それらをつないだウォーキングルートを 10 コース選定し、マップを配布している。

第２節　指定に至る経緯

高宮廃寺跡は、式内社大杜御祖神社の境内地に所在し、かねてより土壇状の高まりや瓦が残されていたことから古代寺院の存在が知られていた。

昭和 28 年、塔の土壇が土取りによる破壊を受けたため、大阪府教育庁が緊急調査と境内地の地形測量を実施した。この調査により、塔基壇の規模が判明し、出土した瓦から白鳳期の寺院跡であることがわかった。

その後、講堂が想定された境内地の北に接する民有地で開発の計画があがり、昭和 54 年に寝屋川市教育委員会が指定に係る発掘調査を実施し、金堂、講堂、中門、回廊の位置を特定した。伽藍配置は、神社社殿部分が未調査ではあるが、塔を２つ備えた双塔式伽藍配置の可能性が指摘された。この調査成果を受け、昭和 55 年（1980）５月 13 日に国史跡の指定（指定面積 7,985.57 ㎡）を受けた。

第３節　指定の状況

１　範囲確認調査の調査成果

昭和 28 年の調査で東塔が確認され、昭和 54 年の市教育委員会の調査で、金堂・講堂・中門とそれを囲む回廊を確認し、双塔式伽藍配置と推定した。なお、西塔が想定される部分には、現在、大杜御祖神社の社殿が建つため、遺構の確認はできていない。そのため、金堂正面の東に塔、西に西金堂を配置する川原寺式伽藍配置である可能性も指摘された。また、検出された遺構は以下のとおりである。

金堂：基壇は高さ約 0.6m残存しており、東西 13.0m、南北 12.0mの規模で掘込地業を行った後、版築によって築成している。上面の礎石は、いずれも抜き取られていた。

東塔：基壇の平面は一辺 10.3mを測る。上面には中央に直径 0.4m、深さ 0.08mの枘穴をもつ東西 2.0m、南北 2.1m、高さ 1.2mの花崗岩の心礎があり、また、礎石３基を検出した。

講堂：中門と金堂をむすぶ中軸線上、金堂から北へ 20mの位置で検出した。出土した軒瓦の瓦当文様から、中世に創建された仏堂と考えられる基壇の一部を検出した。基壇は東西 16.0m、南北 12.0mであった。

中門：金堂の南で基壇の一部を検出したが、大きく削平されており全体の規模は不明であった。

回廊：東面回廊と北面回廊、回廊西北隅を検出した。東面回廊の基壇基底部は幅約 4.8m、北面回廊の基壇基底部は幅約 4.0m、高さ約 0.3mが残存、回廊西北隅の基壇基底部は幅約 4.8m、高さ約 0.4mが残っていた。基壇は地山を壇状に削り出し、その上に版築を行っていた。伽藍中軸線からの西面回廊と東面回廊までの距離が異なり、左右非対称で東側に比べ西側が広くなるため不明な点が残った。

南門：明確な遺構を検出することはできなかったが、伽藍中軸線上で中門推定地から約 50m南の地点で創建瓦を含む瓦溜を検出したことから、この周辺に南門の存在が推定された。

２　指定告示

昭和 55 年５月 13 日付け　文部省告示第 97 号

３　指定説明文とその範囲

（１）　指定基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準　史跡三（寺跡）

（２）　指定説明文

『月刊文化財』1980 年５月号（昭和 55 年５月１日発行）を引用する。

高宮廃寺跡は、生駒山系から南西に延びる香里丘陵の南端に位置する。現在この地に鎮座する延喜式内社高宮大杜御祖神社の境内と叢林の中に古代の寺跡のあることは、拝殿と本殿の間に残る西塔の礎石、その東方に残る東塔跡の基壇と心礎、これらの北方に残る金堂跡とみられる土壇の存在によって、古くから知られていた。また昭和 28 年には、大阪府教育委員会によって、東塔跡の確認調査が行われて、一辺 10.3mの規模をもつ塔基壇が確認され、出土の屋瓦から、この廃寺の創立年代が７世紀後半にさかのぼることが明らかにされている。その後、昭和 54 年末になって、社地の北側に接する部分に宅地造成の計画が起きたことから、この寺跡の保存のために、寺域全体の範囲確認調査が実施されることとなった。

現在までの調査で、金堂・講堂・中門・南門と、東面回廊と西面築地の一部が確認されている。金堂基壇は東西 13m、南北 11.5mで、赤褐色の山土を版築してつくられており、現存高 60 ㎝。削平のため、礎石は残存して

いない。金堂基壇の北方30mの位置で検出された講堂跡は、竹林の土の入替えのために、かなりの削平を受けているが、基壇の版築土の残りとその周辺に拡がる焼土の存在から、東西16m、南北12mの基壇規模をもつものと判断された。中門と南門については、基壇の一部を検出した段階であり、全体規模については今後の調査をまたねばならない。主要伽藍を囲む回廊と築地についても現在調査中であるが、東塔基壇の東方12mの位置で版築による東面回廊の基壇の一部と、講堂基壇の西方45mの位置で、同じく版築による西面築地の基壇の一部を検出している。地覆石抜取り痕跡からみると、西面築地はこの地点で東に折れ、講堂方向に走るが、講堂西面においては築地跡は検出されておらず、講堂の西方で再度北に折れて北方へ延びるものと推定される。金堂・東面回廊・西面築地跡から、飛鳥時代の素弁八葉蓮華文軒丸瓦と奈良時代の軒瓦が、また中門跡からは奈良時代の瓦が集中して出土している。講堂跡からは鎌倉～室町時代の瓦が集中して出土し、焼土を伴うことから、この時期に再興後、まもなく焼失したことがうかがえる。

当廃寺は、残存する堂塔基壇の配置から、中門・講堂を結ぶ回廊内部に、金堂と東西両塔を配置する薬師寺式伽藍配置をとるものと推定されてきたが、現在までの調査では、北面回廊の位置が未確認のため、全体の伽藍配置を決定するに至っていない。北面回廊が、今回検出された金堂と講堂の間を通るとすれば、薬師寺式とはやや異なる伽藍配置をもつことになるが、今回検出された講堂の南方に創建時の講堂がある可能性もあって、問題を今後に残している。なお、今回の調査では、廃寺主要部の各所から飛鳥時代にさかのぼる屋瓦が検出されており、確認された主要伽藍の配置や、東塔跡出土の複弁八葉軒丸瓦から推定される７世紀後半以前に、この寺院が創建され、その後順次伽藍の整備されたことが明らかになった。現在、当廃寺の西側に叢林があって、御祖神社の旧地と伝え、西方高宮集落の中には式内社高宮神社があって、その境内に西塔の心礎が置かれている。この両社は旧事本記にみえる高宮神主がその祖神を祀ったものであり、当廃寺はこの２社と氏社・氏寺の関係にあるものと考えられている。７世紀に河内高宮氏によって建立された当廃寺は、古代北河内地方における初期寺院の展開と、氏寺経営のあり方をうかがうことのできる遺跡として、貴重なものである。

（３）指定範囲（図７）

大阪府寝屋川市高宮二丁目15番（旧番地：寝屋川市大字高宮290番‐4、290番－5、291番‐2、301番‐1、302番、303番、304番、316番、317番）（地域内に介在する道路敷を含む）

第４節　指定後の状況

１　指定後の調査成果（図８）

史跡指定から30年以上たった平成24年に、寝屋川市は高宮廃寺跡を保存・活用していくための計画を策定する方針を掲げた。それを受け、平成25年度から平成29年度までの５年間、高宮廃寺跡調査検討会の指導の下、遺構の保存状況の確認と未調査部分の内容確認調査を実施し、発掘調査報告書を作成・刊行した。調査成果の概要は以下のとおりである（図８）。

金堂：基壇の北辺（検出長4.2m）、東辺（検出長1.4m）、東南隅、南辺（検出長1.7m）、西南隅、西辺（検出長0.9m）を検出し、平面規模は東西13.1～13.5m、南北11.5～11.9mを測る。基壇は深さ0.4mの掘込地業を行った後、版築で築成している。残存高は0.6m。基壇外装は不明であるが、その残存状況から木製基壇の可能性が考えられる。基壇上面の礎石はすべて抜き取られていたが、身舎北辺の礎石抜取穴２基、東北隅と西南隅、西辺側柱の抜取穴をそれぞれ１基検出したことにより、身舎が梁行２間（約4.8m）、桁行３間（約5.7m）であることが判明した。

図７　史跡指定範囲と土地所有状況

写真 23　金堂基壇現況（南東から）

写真 24　金堂基壇検出状況（南東から）

塔　：基壇の北辺、南辺（検出長 3.5m）、西辺（検出長 1.0m）を確認し、基壇が一辺 10.3m であることを再確認した。高さは版築土上面で 1.0m 残存し、心礎上面までで 1.3m を測る。基壇の構造は、掘込地業を行わず、整地（厚さ約 0.2m）を施した後、版築で築成している。基壇外装は不明である。基壇の上面には心礎、西北の四天柱礎石、北辺の側柱礎石２基が原位置を留めている。

写真 25　東塔基壇現況（北から）

写真 26　東塔基壇（北から）

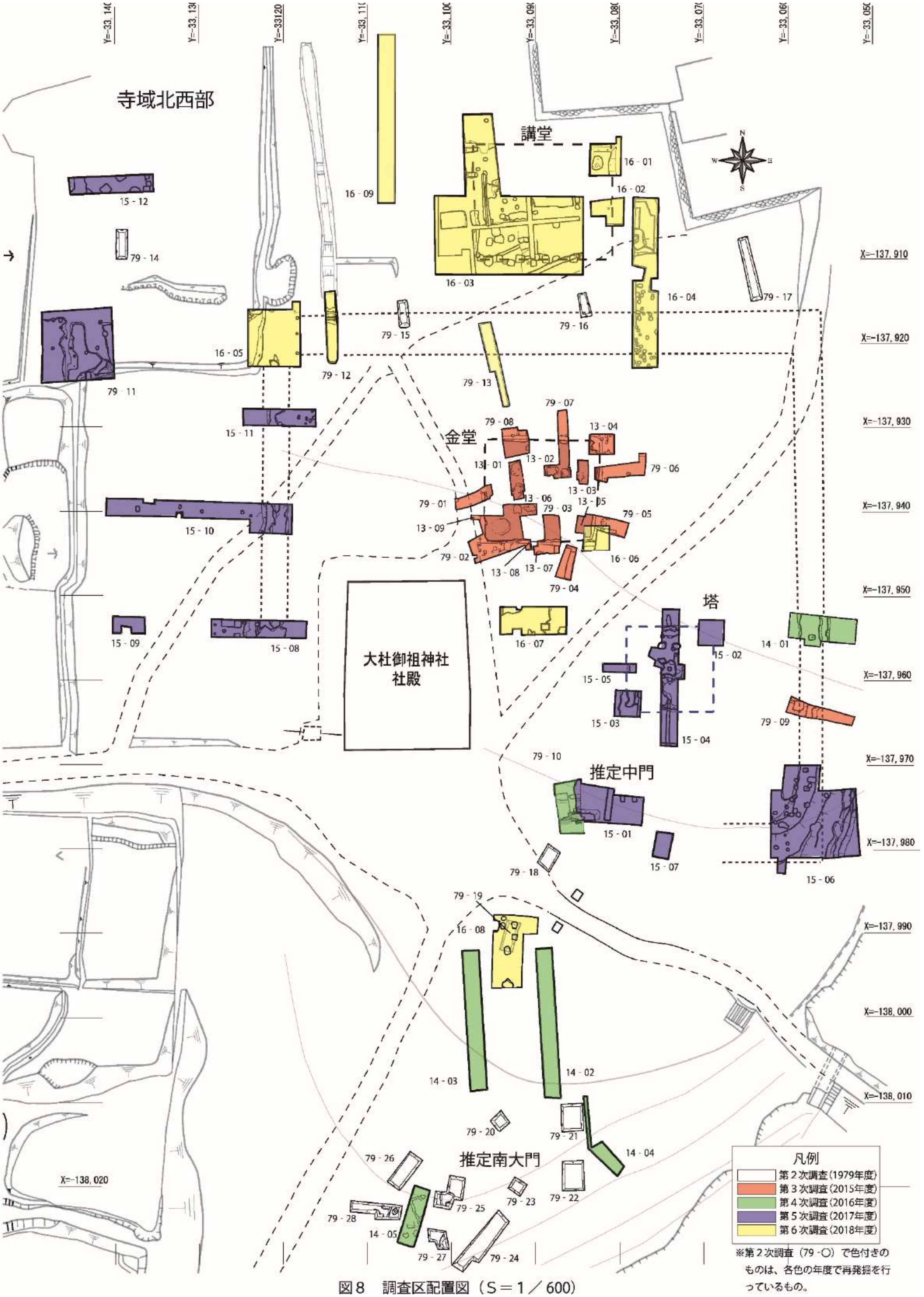

図８　調査区配置図（Ｓ＝１／600）

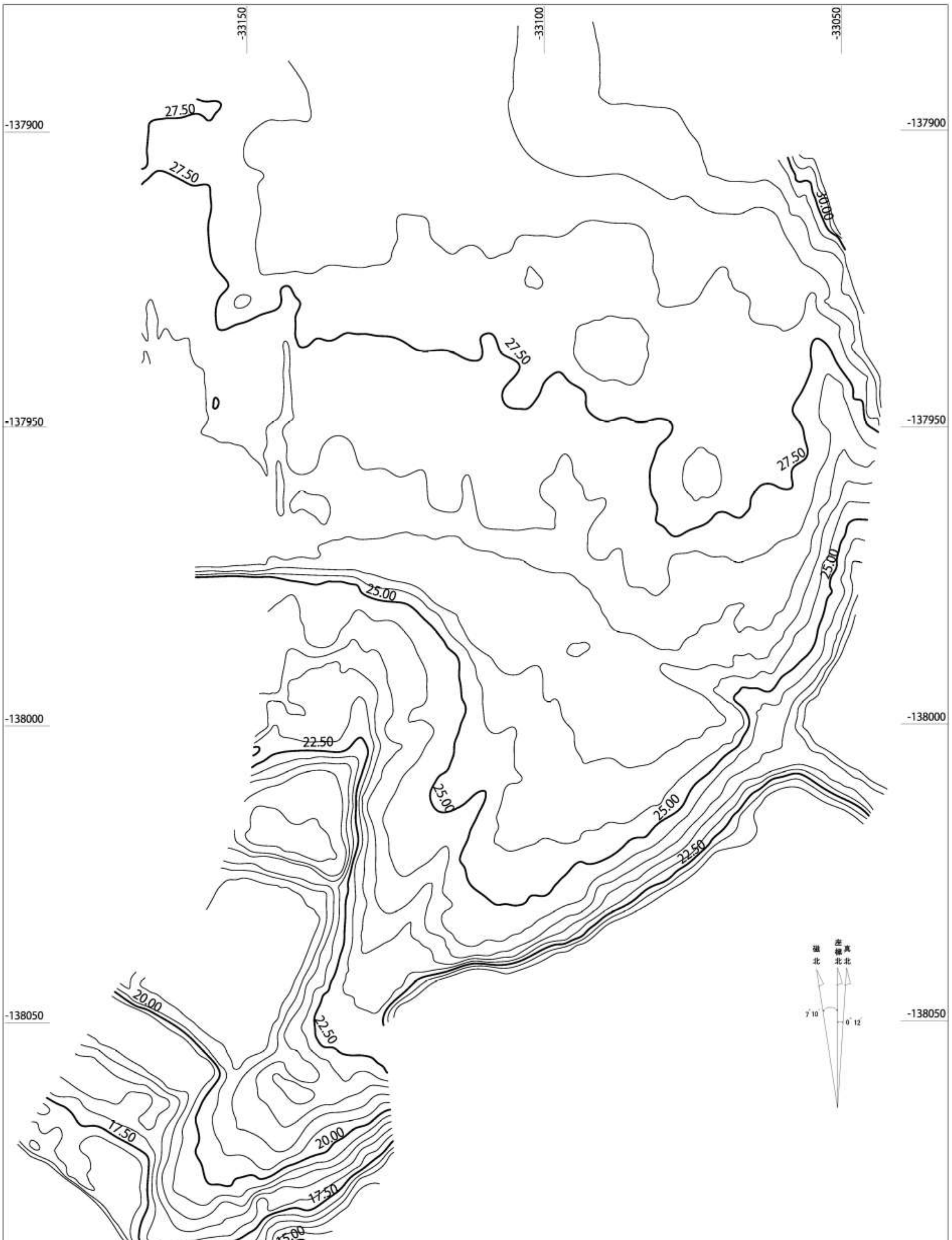
-33150
-33100
-33050
-137900
-137950
-138000
-138050
-138100
27.50
25.00
22.50
20.00
17.50
15.00
30.00
磁北
座標北
真北
7°10′
0°12′
測量　平成29年1月26日 計測機　FARO FOCUS3D　座標系 第VI系
測図　平成29年1月　図化機　MicroStation V8　等高線間隔50cm
測量　株式会社アコード
1 : 1,000
0　10　20　30　40　50m

図9　等高線図

講堂：金堂から北へ30mの位置で検出されたが、竹林の土の入替えでかなりの削平を受けている。調査所見によれば、古代の講堂跡を利用し中世に仏堂を再興しているため、古代の講堂基壇の規模は不明であるが、中世の仏堂は講堂基壇を再利用していると想定される。検出した中世の基壇は西辺（検出長5.0m）、東辺（検出長3.8m）で、平面は東西約16.5m、南北14.0m以上と考えられる。明確な北辺は確認できていないが、古代の瓦が堆積する層と北へ向かって下がる落ちを検出し、古代の講堂基壇の北辺と推測される。基壇は地山を削り出して形成されており、基壇外装は不明である。

写真27　講堂基壇位置の現況（南西から）

写真28　講堂基壇（南西から）

中門：基壇の一部を検出したが、基壇の東・西・南辺は攪乱により削平されており、平面規の大きさは不明である。基壇は地山上より版築で築成している。

写真29　中門位置の現況（南東から）

写真30　中門基壇の一部

築地塀：東面回廊と回廊西北隅が昭和54年度調査で検出されたが、指定後の調査で、東西面が回廊ではなく築地塀であることが判明した。東西面の築地塀基底部の幅は2.8～3.0m、残存高は0.4mであった。金堂の中軸線から西面築地塀の西端までは32.0m、東面築地塀の東端までは32.2mとほぼ等距離となる。また、東側については築地塀の方位とは少し異なり、等間隔の掘立柱の柱穴が見つかっており、築地塀が壊れた後、東部分を遮蔽するための柵が設けられた可能性が考えられる。

北面は金堂と講堂の間に設定した調査区では検出されなかった。また、西面築地北側の延長線上に地境の溝と考えられる地形の名残がみられることから、築地塀は金堂と講堂の間で閉じず、講堂の北側で閉じることが想定される。

写真31　東面築地塀位置の現況（北東から）

写真32　東面築地塀基底部（北東から）

写真 33　東面築地塀南端位置の現況（北から）

写真 34　東面築地塀南端（北から）

写真 35　西面築地塀位置の現況（北西から）

写真 36　東面築地塀基底部（北西から）

推定南門：境内地を東西に横切る市道より南側に南門の存在が想定されるため、計６カ所で調査区を設けたが、南門に関連する明確な遺構を検出することはできなかった。

写真 37　推定南門現況（北から）

写真 38　推定南門調査区（北から）

出土遺物：ほとんどが基壇周辺の包含層から出土したもので、その大部分は平瓦・丸瓦である。その他に軒瓦（軒丸瓦 221 点、軒平瓦 213 点）や道具瓦（熨斗瓦、鴟尾等）、土器が出土した。

写真 39　素弁蓮華文軒丸瓦

写真 40　均整唐草文軒平瓦

２　遺跡の評価

高宮廃寺跡は南西方向に大阪平野が一望できる眺望の良い丘陵上に立地し、丘陵の西には街道が通っている。丘陵上にN−45°　−Wの軸に合わせた集落が広がっており（高宮遺跡）、寺院を造営した氏族が住んでいたと推

定されている。７世紀中頃、その東側を中心にほぼ南北の軸を持った寺院が建立される。造営に際しては中心伽藍の内側全体を赤褐色土により整地を行い、整地後に金堂、次いで塔と順次中心伽藍が建立された。また、大杜御祖神社社殿が建つ場所は未調査であるが、髙宮神社に「髙宮廃寺西塔心礎」とされる心礎が安置されている。石質や枘穴の形状が東塔跡の心礎と一致することから、西塔の心礎と考えられる。このことから、伽藍配置は双塔式伽藍配置であったと想定できる。

出土した遺物は、大部分が基壇周辺の包含層から出土したものである。軒瓦の年代は創建期と補修期の大きく２つに分かれ、髙宮廃寺の変遷を如実に示す。創建は７世紀中頃で、平城宮式の瓦も多く出土することから、奈良時代に大規模な補修を行っている。また、平安時代には廃絶しており、鎌倉時代には講堂基壇を再利用する形で仏堂が建立されたため、講堂跡を中心に中世の瓦が多く出土する。その頃には古代の堂宇は失われており、大杜御祖神社の社殿は、この時期に現在の位置に移ってきたと考えられる。この場所は古代から現代まで、信仰の地として地域の人々に守られている。

３　指定地の状況

（1）　土地の所有状況

史跡指定地は東西約 64.2m、南北約 22m以上の回廊と築地塀で囲まれた中心伽藍と、その西側、南側に広がる一帯を史跡指定の範囲としている。史跡指定地北側の一部を除き、大部分が神社の境内地となっている。史跡指定地 7959.42 ㎡のうち、公有地（市有地）は 2215.15 ㎡で全体の 28.83％、境内地が 71.17％である。

（2）　土地の利用状況

境内地（道路敷含む）が 71.17％、事業用地（髙宮廃寺保存活用事業用地）が 28.83％である。

（3）　管理団体

寝屋川市　官報告示：昭和 56 年５月 27 日付け　文化庁告示第十一号

（4）　現況

【史跡指定地（公有地部分）】

講堂を含む境内地北に接した部分である。樹木は生育していないが、もとは竹林であったため、土の入れ替えなどで攪乱されており遺構の残りが悪い。さらにその北側に広がる竹林から竹の根が侵食してきている。

東側の住宅地との境には擁壁が反り立っている。

写真 41　公有地（南から）

写真 42　公有地（西から）

【史跡指定地（境内地部分）】

講堂を除く中心伽藍と、その南側一帯である。髙宮廃寺の西塔が想定される場所には大杜御祖神社の社殿が建っており（写真 10）、その他、神社関係の施設として手水鉢（写真 43）や碑、石灯籠（写真 44）がある。社殿の南には市道が東西に通っており、社殿前面と市道の間には広場がある（写真 45）。また、北側の住宅地か

ら社殿東側の消火栓（写真46）に向かって水道管が埋設されて、その上は住宅地からの小道となっている（写真47）。市道（写真48）は旧参道であり、狭く舗装はされていない。全体に鎮守の森が広がり、樹木が繁茂している。特に金堂や築地塀の基壇上は樹木の根による遺構の破壊を確認している。また、地表面は多くの枯葉で覆われている。

写真43　社殿西側の手水鉢（南から）

写真44　石灯籠（表３　２）

写真45　社殿前面の広場（西から）

写真46　社殿東側の消火栓（南から）

写真47　水道管が埋設された小道
（北側の住宅地の入口に向かって）

写真48　市道
（史跡指定地東側の入口から）

【史跡指定地周辺（史跡指定地東側）】

農業用水として利用されているため池が２ヵ所ある。北側が新池、南側が上宮池である。その間を市道が通っている（写真 49）。市道は旧参道にあたり、現在もその名残として旧参道の石段の一部が市道の南側に残されている。この市道は昭和55年に認定を受けたもので、幅員が３m弱と狭い。

新池は長年使用されておらず、沼地化していた。そのため、近隣住民から悪臭等の苦情があり、令和元年(2019)に上宮池への排水部分を残し埋め立てられた（写真50)。上宮池は財産管理委員会の水利組合が管理を行っている。

写真 49　池の間を通る市道（南東から）

写真 50　埋め立てられた上新池（南南東から）

【史跡指定地周辺（史跡指定地南側）】

史跡指定地の南西方向には農地が広がっており、その中に高圧線の鉄塔（写真 51）が１基建っている。鉄塔より南へ約 50mには第二京阪道路とその側道が通っている。この鉄塔より分岐している電線が史跡指定地の東辺に沿う形で通っているが、樹木の枝葉により覆われており（写真 52）、被災の可能性も危ぶまれる。

写真 51　鉄塔（南西から）

写真 52　樹木に覆われた電線

【史跡指定地周辺（史跡指定地西側）】

丘陵上一面に畑が広がっており、農地として利用されている。高宮第６ちびっこ老人憩いの広場が１ヵ所あり、そこには高宮遺跡で検出した掘立柱建物の遺構表示がある（写真 53）。西側の市道はさらに狭く、鳥居の下をくぐる形で、旧国道 170 号線へとつながっている。丘陵突端には大杜御祖神社の鳥居とその両脇に石灯籠が２基ある（写真 54）。

写真 53　遺構表示のある公園（北東から）

写真 54　大杜御祖神社鳥居（西から）

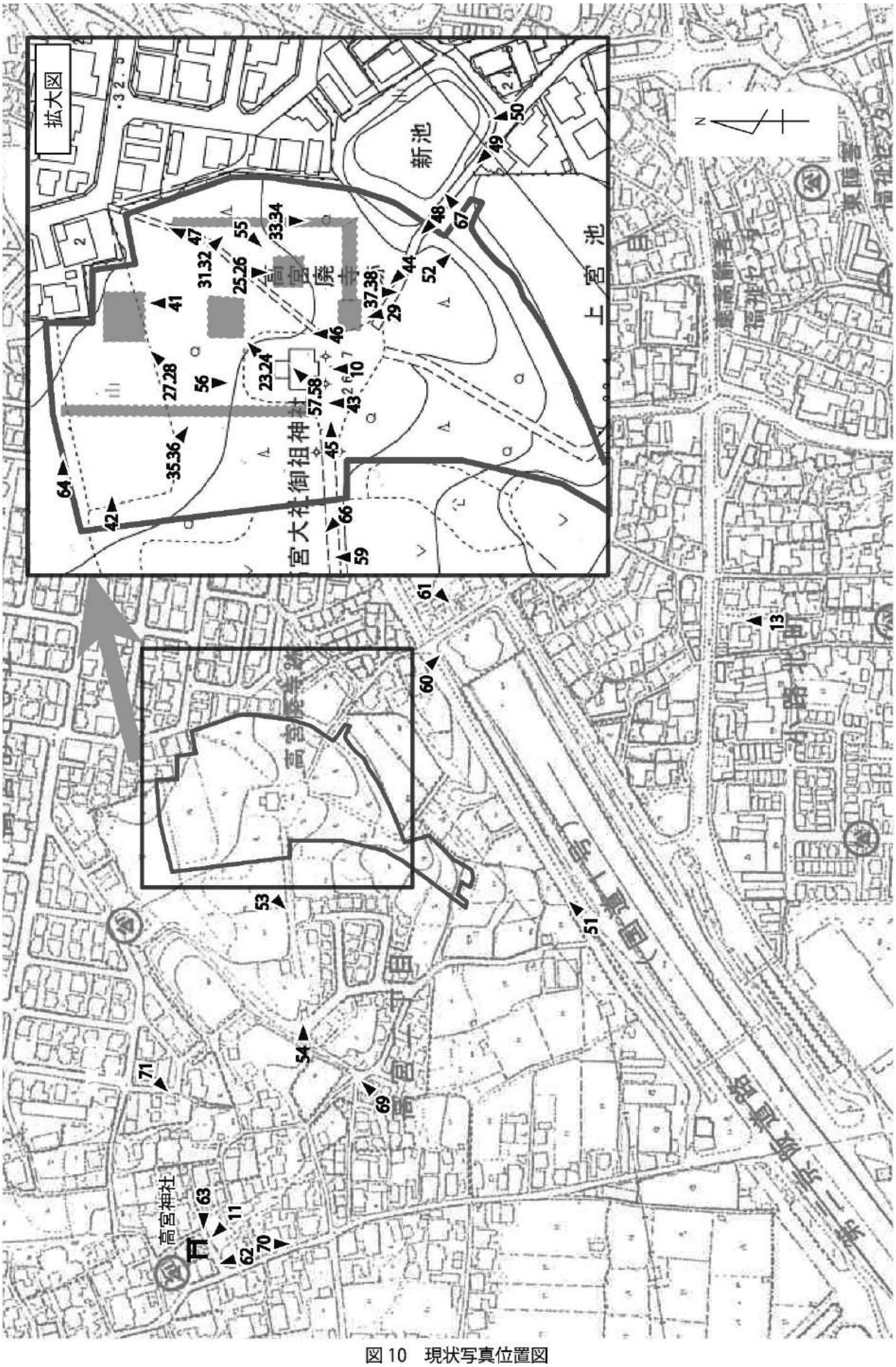

図10　現状写真位置図

第３章　国史跡高宮廃寺跡の本質的価値

第１節　本質的価値

第２章第３節２の指定説明文や指定に伴う調査、平成25年度から平成28年度に実施した内容確認発掘調査成果をもとに高宮廃寺跡の本質的価値をまとめると以下のとおりである。

〇古代寺院の造営技術が遺構として良好な状態で残された寺院

・金堂や塔の基壇の築造方法や建物規模が明らかになった。

・基壇版築の調査により建立の順序が考古学的に復元できる。

・中心伽藍を取り囲む施設として回廊と築地塀を使い分けており、限られた空間に建立された各施設の多様なあり方を示す地方寺院の姿が見られる。

〇北河内地域の初期の中核寺院

・北河内地域の初期寺院は東高野街道沿いに建立されており、いずれも低地に立地している。その中でも高宮廃寺は丘陵上に立地し、大規模な整地がなされた上で中心伽藍が整備された、この地域の中核寺院である。

第２節　新たな視点からの価値

史跡指定以降、市内の開発もより一層進み、多くの自然環境が失われつつある。また、社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題やニーズにも変化が起こっている。こういった現状の中で、本質的価値だけではない、新たな高宮廃寺跡の価値が見出されている。新たな視点からの価値は以下のとおりである。

１　周辺地域の歴史的環境からの価値

・史跡周辺には渡来系氏族との関連が考えられる蔀屋北遺跡（四條畷市所在）や讃良郡条里遺跡がある。また、「秦」や「太秦」など渡来系を連想させる地名も残る。このことから、この地域全体が渡来系氏族の拠点となっていたと考えられる。

・北河内地域で唯一の終末期古墳である石宝殿古墳が丘陵の東に近接しており、築造時期が近似していることからその関連が考えられる。

・谷をはさんだ南東の丘陵上で官衙的要素を持つ奈良時代の掘立柱倉庫群が発見され、讃良郡の郡衙との関連が推定されている。高宮廃寺の大規模な修理も同時期であり、これらとの関連が想定できる。

２　歴史的重層性からの価値

・白鳳期に創建された高宮廃寺は平安時代の初めに廃絶した。その後、中世に仏堂が建立され、移設時期は不明であるが、西塔の位置に大杜御祖神社が鎮座している。古代より連綿と続く信仰の場である。

・大杜御祖神社の境内地にあり、現在でも信仰の場として利用され、鎮守の森もその機能を果たしている。これらに守られてきた寺院跡である。史跡指定地内には江戸時代以来の石造物が残されている。

・本市域は宅地開発が早くから進んでおり、市域東部の山地部分を除き、森林を残す地域がほとんどなくなってきている。史跡指定地に広がる鎮守の森は、市内でも数少ない自然環境である。また、樹木だけでなく、多くの鳥類や昆虫類が生息し、歴史学習だけでなく自然学習を行う上でも非常に価値のある場所である。

第３節　本質的価値の構成要素

１　構成要素の特定

各地区の構成要素については図 11 のとおり、分けて整理を行った。

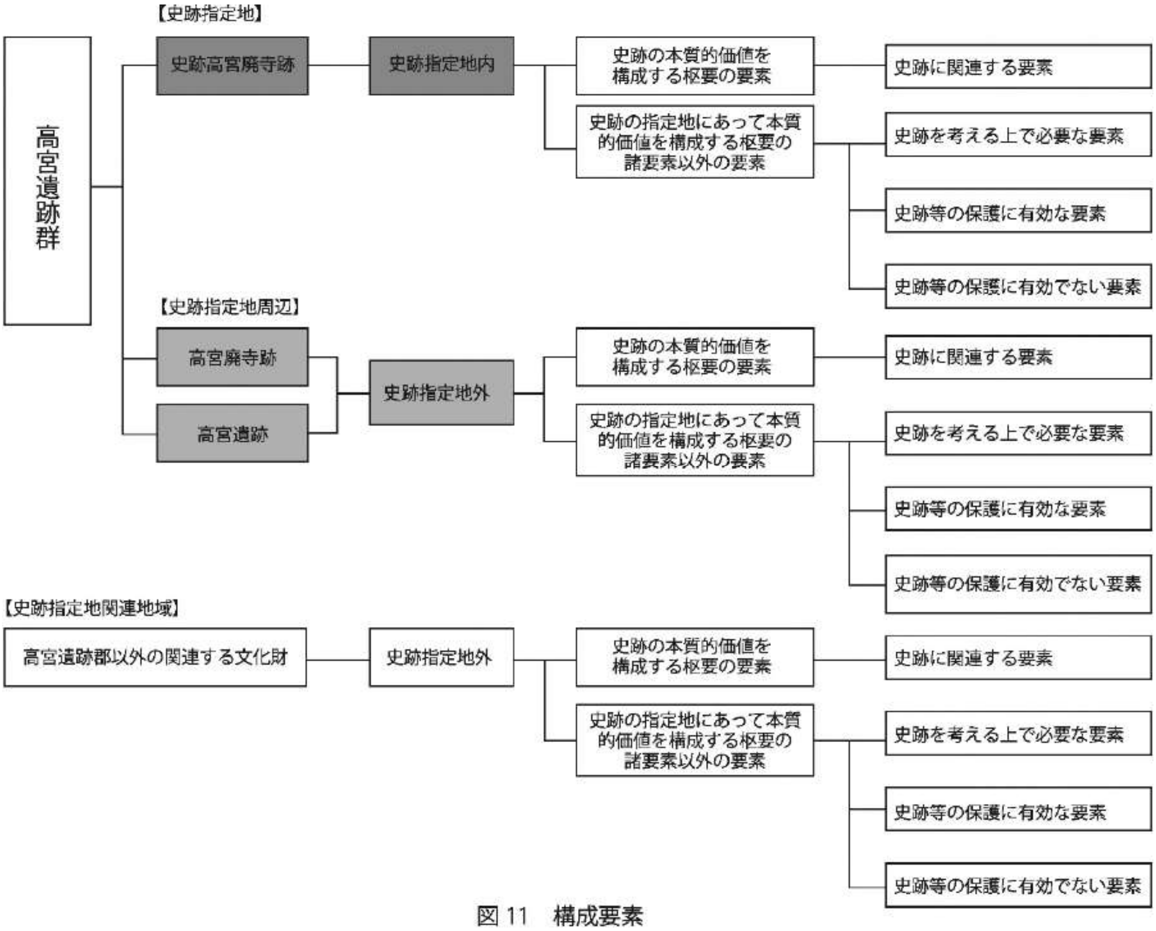

図 11　構成要素

２　地区別構成要素（図 12、表２）

（１）【史跡指定地】

史跡の本質的価値を構成する枢要な要素として、昭和 28 年度調査（以下、第１次調査とする）や史跡指定に係る昭和 54 年度調査（以下、第２次調査とする）、平成 25 年度～平成 28 年度の内容確認調査（以下、第３～６次調査とする）により確認した高宮廃寺跡の主要伽藍の遺構と出土した遺物、境内地に散在する礎石、未調査部分の地中に埋蔵している主要伽藍に伴う遺構、遺物である。

❶は第２次、３次、６次調査で確認した高宮廃寺の核をなす金堂の基壇である。

❷は第１次、５次調査で確認した塔の基壇である。調査で心礎や礎石が原位置を保っていることが判明した。

❸は第２次、６次調査で確認した講堂の基壇である。中世に古代の講堂基壇を利用し仏堂が再興されたため、古代の講堂の規模等は不明である。

❹は第２次、３次、４次調査で確認した東面築地塀と、第５次調査で確認された西面築地塀の基底部である。東面築地塀の北側は現在、高宮廃寺跡に接する高宮あさひ丘地区から社殿まで通じる水道管が敷設されており、北端は不明である。西面築地塀の北側も検出した基底部の延長線上で調査したが、北端は確認できなかった。

❺は中門の基壇である。市道に面した部分に位置するため、撹乱により基壇の大部分が破壊されていた。しかし、基壇土が一部確認できたため、位置の推定は可能となった。

表２　構成要素一覧

	史跡の本質的価値を構成する 枢要な要素	枢要の要素以外の諸要素		
		史跡を考える上で 重要な要素	史跡等の保護に 有効な要素	史跡等の保護に 有効でない要素
史跡指定地	○調査によって明らかとなった主要な伽藍の遺構・遺物 ❶金堂 ❷東塔 ❸講堂 ❹東面・西面築地塀 ❺中門 ❻礎石 ❼出土遺物 ○土中に埋もれている遺構・遺物 ❽神社社殿下にある想定される西塔	○造営氏族関連の遺構・遺物（高宮遺跡） ①掘立柱建物 ○造営氏族との関連が窺える文化財 ②大杜御祖神社（社殿、石燈籠、社叢など）※鳥居は史跡指定地周辺に所在 ③中世の仏堂の遺構・遺物	○工作物 ⑴史跡の境界に設置された鉄杭 ⑵遺跡説明板	○工作物 ⅰ消火栓までの水道管 ⅱ旧参道の石材 ⅲ電柱 ○工作物以外 ⅳ市道 ⅴ遺構に影響を及ぼす樹木
史跡指定地周辺	○土中に埋もれている寺院に関連する遺構・遺物 ❾中心伽藍北限施設やそれ以外の寺院の経営に関する施設			ⅷ竹林
史跡指定地周辺		○造営氏族関連の遺構・遺物（高宮遺跡） ④掘立柱建物 ⑤竪穴建物 ⑥柵列 ⑦導水施設 ⑧「宮居」の神社遺構 ○造営氏族・郡衙関連の遺構・遺物（未調査地） ○郡衙と考えられる遺構・遺物 ⑨倉庫群	○工作物 ⑶遺構表示 ⑷遺跡説明板 ⑸文化財説明板	○工作物 ⅵ鉄塔 ⅶ農業用倉庫 ○工作物以外 ⅸ畑地 ⅸ上宮池・新池
史跡指定地関連地域	❿高宮神社へ移設された高宮廃寺の礎石 ⓫高宮神社へ移設された高宮廃寺西塔の心礎	○造営氏族との関連が窺える文化財 ⑩高宮神社と関連遺物 ⑪太秦古墳群 ⑫石宝殿古墳	○工作物 ⑹文化財説明板	

❻は基壇より抜き取られた礎石である。いずれも円形の柱座を持つ。東塔上に残っている礎石がいずれも柱座を持たないため、金堂もしくは西塔に使用されたものと推測できる。手水鉢の土台として１基、社殿東側の消火栓横に１基、東塔基壇の北東に１基、社殿の北側に４基置かれている。

❼はこれまでの調査で出土した瓦や土器などの遺物である。平成 29 年度に刊行した『国史跡高宮廃寺跡発掘調査報告書』で報告しており、その一部は市立埋蔵文化財資料館で展示している。また、それ以外の遺物は、寝屋川市池田新町にある市立中央図書館西分室の隣接建物（旧教育研修センター旧館）で保管している。

❽は社殿下に想定される西塔の遺構である。未調査であるが、高宮廃寺の伽藍配置を決定づける重要な部分である。西塔については、『寝屋川市誌』（昭和 31 年発行）に「西塔心礎（高宮神社手水鉢）」が掲載されている。

また、同誌掲載の附録「高宮廃寺（寺跡研究）」（平尾兵吾　1956）に「現在部落内の高宮神社境内にある一心礎は、その柱柄穴が現存の東塔のそれと全く同型であることから、いつの時にかここに移したことが知られる」という記載がある。これは現在も高宮神社の社務所の庭に安置されている。柄穴が東塔の心礎と同規模で、石材の種類も一致していることから、塔の心礎であることが確認できたため「双塔式伽藍配置」の可能性が高い。しかし、これについては発掘調査で遺構の確認ができておらず、あくまで心礎からの推定である。

また、史跡を考える上で重要な要素としては、高宮遺跡から広がっている掘立柱建物などの遺構や遺物（①）と造営氏族との関連が窺える式内社大杜御祖神社の社殿等の諸施設（②）、高宮廃寺跡の廃絶後に講堂跡の位置で再興された中世の仏堂に伴う遺構・遺物（③）である。

写真 55　塔基壇の北東に置かれた礎石（北東から）

写真 56　社殿北側に集められた礎石（北から）

写真 57　本殿石垣に使用された礎石

写真 58　石灯籠（表３、１－A）

（２）【史跡指定地周辺】

史跡の本質的価値を構成する枢要な要素として、史跡指定地で挙げた主要伽藍以外の遺構・遺物があげられる。例えば、未解明である史跡指定地北側に広がる竹林に存在すると考えられる寺院の北を画する施設や、寺院の経営に必要な施設などがある。これらは史跡指定地外の民有地に位置するため調査が実施されておらず、未だ土中に残されている（❾）。また、第２、４、６次調査で南門の解明のため調査区を設定したが、南門に関する遺構は検出されなかった。参道を含めた中門以南の遺構の解明が今後必要である。これらの遺構は、一部を除き史跡指定地外であり、今後の追加指定が必要と考えられる。

史跡を考える上で重要な要素としては、高宮廃寺跡の西側に広がる造営氏族との関連が推定される高宮遺跡で検出された遺構や遺物である。遺構には掘立柱建物や柵列などの居住施設及び、導水施設や整地などの土木工事関連遺構が挙げられる（④～⑦）。また、「宮居」と呼ばれる場所から検出された大杜御祖神社の前身とされる神社遺構も含まれる（⑧）。その他、高宮廃寺跡の南側で検出された郡衙との関連が考えられる倉庫群については、同時期に高宮廃寺で大規模な改修が行われており、この倉庫群の造営との関連が想定される（⑨）。

写真 59　「宮居」と地元により設置された石柱（南から）

写真 60　高宮遺跡倉庫群検出地の現況（北西から）

写真 61　高宮遺跡倉庫群の紹介（北東から）

（3）【史跡指定地関連地域】

史跡の本質的価値を構成する枢要な要素としては、高宮神社に安置されている高宮廃寺跡から運び込まれた礎石がある（❿）。現在、高宮神社の社殿にあがる階段の東側に「高宮廃寺跡の礎石」と刻まれた石柱とともに置かれている。また、『寝屋川市誌』掲載の「西塔心礎」とされる心礎は、ここに運ばれた経緯は不明であるが、今も高宮神社社務所の庭石として確認できる。（⓫）。

史跡を考える上で重要な要素としては造営氏族との関連が窺える文化財として、同じ高宮地区の中に所在する式内社高宮神社（⑩）や、太秦古墳群（⑪）、石宝殿古墳（⑫）がある。

写真 62　社務所の庭に安置されている心礎

写真 63　高宮神社に安置されている礎石

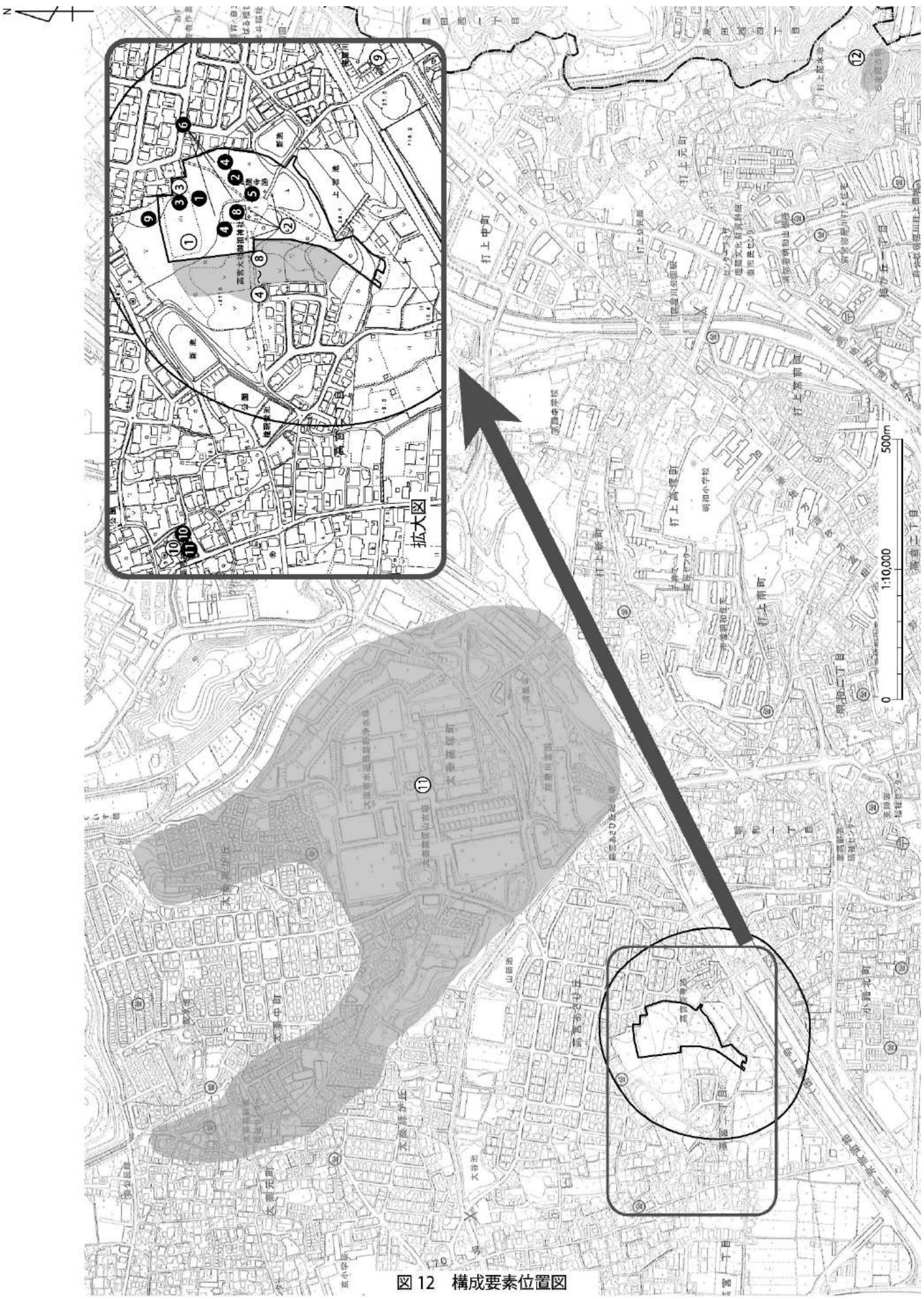

図 12　構成要素位置図

第４章　現状・課題

第１節　保存（保存管理）

１　保存（保存管理）の現状

（１）史跡指定地

史跡指定地 7959.42 ㎡のうち、公有地は 2215.15 ㎡、民有地（神社境内地）は 5744.27 ㎡である。民有地は大杜御祖神社が所有している。史跡指定地の大部分が境内地であり、神社に関連する施設や石造物が点在している（図 13、表３）。

史跡指定地の境界は公有地部分のみ鉄杭を打ち明示しているが、民有地部分は明示されておらず、境界が不明瞭である。

史跡指定地は、原則として現状維持を図り、地中で遺構・遺物を保護している。しかし建物基壇上では、現地表面から遺構面までの保護層が浅いところもある。各遺構の保護層は、金堂跡と東塔跡、東西面築地跡、南面回廊跡で厚さ 20 ㎝、講堂跡で厚さ 40 ㎝、中門跡で厚さ 80 ㎝である。また、塔跡の心礎や礎石、史跡指定地内に点在している礎石については露出した状態である。

一帯に広がる鎮守の森は、いずれも高木であり、台風や地震等の自然災害で倒木した場合、根による遺構の破壊を免れない部分もある。また、遺構に影響を及ぼしているもの、遺跡全体の眺望を遮るもの、樹勢の弱ったものも見られる。

史跡指定地内の日常的な保全管理は寝屋川市が財産管理委員会へ委託し行っており、年に３回公有地部分の草刈りのほか、樹木の伐採等を行っている。しかし、樹木がない公有地部分は雑草が繁茂しやすく、講堂まで行くことができないこともある。社殿の周囲は氏子による掃除が日常的に行われている。

史跡指定地内を東西に貫く市道は非常に狭く、車が１台通れる程度の幅である。平成 22 年に第二京阪道路が全線開通したため通過する車の台数は少なくなったが、未だ車の出入りがある。また、人がいなく暗い時に大型ごみ等が不法投棄されることもある。それに加え、車の通行は歩行者に危険を及ぼす恐れがあり、地元住民から車の進入を禁止したいという要望もある。この市道の管理は寝屋川市の道路管理課が行っている。

大杜御祖神社の防火のために設置されている消火栓への導水は、高宮あさひ丘地区から水道管を埋設しており、管理は寝屋川市の上下水道局水道事業室が行っている。上面の舗装が十分でないため、豪雨の際には水道管が露出することもある。また、雨水は高宮あさひ丘地区からの雨水も合わせ、この水道管上を通り社殿前の広場に流れ、その後、市道上を東に流れ、史跡指定地東側の池に流れ込む。

高宮廃寺跡から出土した遺物は、収蔵コンテナに入れて市立中央図書館西分室（旧教育研修センター旧館）で保管しており、資料の一部は市立埋蔵文化財資料館で展示を行っている。

写真 64　史跡指定地北辺の境界（西から）

写真 65　平成 30 年台風 21 号の被害状況

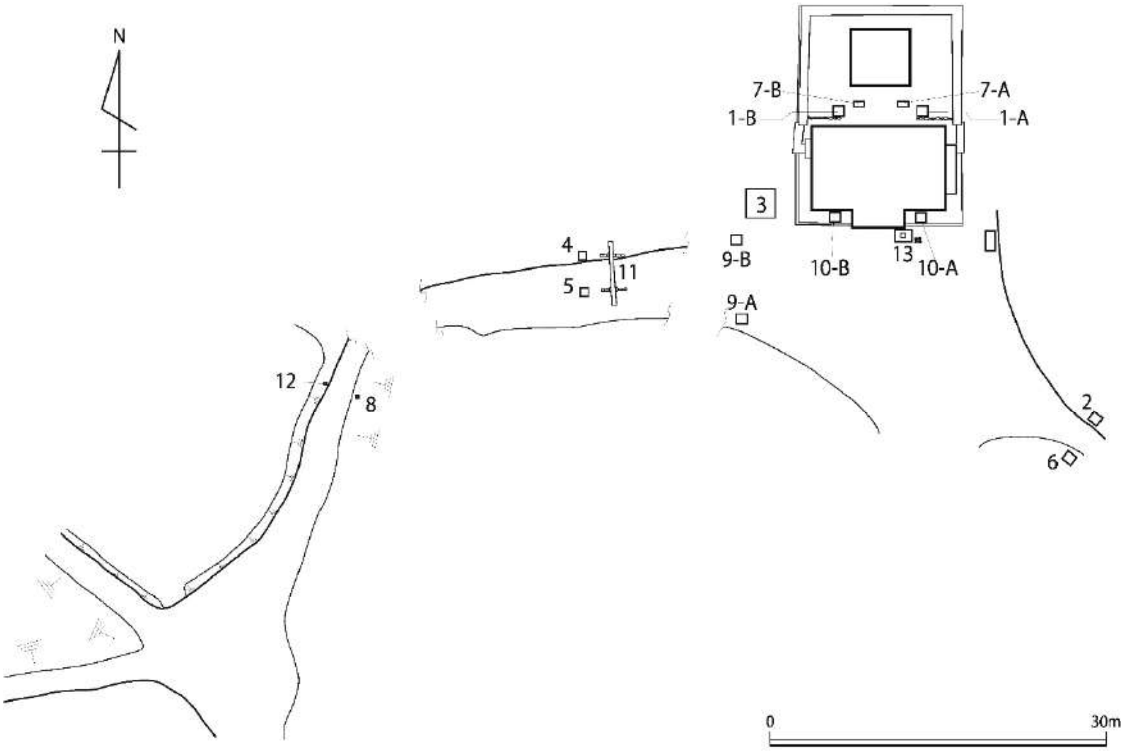

図13　大社御祖神社石造物配置図（『寝屋川市史』第二巻に加筆）

表３　大杜御祖神社（史跡指定地内）の石造物

番号	種別	年代(西暦)	材質	法量	名文	備考
1-A、B	灯篭	寛文10(1670)	花崗岩	総高173cm	(正)寛文十年施主/奉寄進御寳前 /九月吉日高宮村	竿円柱四角型
2	灯篭	明和2(1765)	花崗岩	総高223cm	(正)牛頭宮 (左)御□氏子中 (背)名和二〔乙〕酉九月吉日	神前型
3	手水鉢	明和3(1766)	花崗岩	高さ 64cm 幅　136cm 奥行 80cm	(左)高宮氏子中/明和三〔丙戌〕天 /九月吉日/現住/奉之	自然石
6	灯篭	嘉永年間 (1848～53)	花崗岩	総高220cm	(正)牛頭宮 (右)當村施主/小西半右ヱ門 /西川五郎兵ヱ/松岡角兵ヱ/谷岡長兵ヱ (左)嘉永□年十一月建之	神前型
7-A、B	狛犬	弘化4(1847)	(本体)砂岩 (基壇)花崗岩	総高130cm	(正)〈奉獻〉 (基壇)(A右・B左)弘化四〔丁未〕年六月 (A左・B右)當村/野口庄右衛門	A・阿像 B・吽像
9-A、B	灯篭	万延元(1860)	花崗岩	総高307cm	(正)常夜燈 (A右・B左)萬延元年申極月 (台座)(正)〈氏子中〉	神前型
10-A、B	灯篭	明治35(1902)	花崗岩	総高250cm	(A正)〈奉〉 (B正)〈納〉 (基礎)(正)永尾家/〈兄弟中〉 (A右・B左)明治三十五年/十月建之 (A左・B右)永尾利三郎	変形四角形
13	石標	平成3(1991)	花崗岩	総高361cm	「式内社大杜御祖神社」	

表４　大杜御祖神社（史跡指定地外）の石造物

番号	種別	年代(西暦)	材質	法量	名文	備考
4	灯篭	明和9(1772)	花崗岩	総高208cm	(正)牛頭天王 (左)當村小寺/佐兵衛/貞吉 (背)明和九〔辰〕年九月吉日	神前型
5	灯篭	文政7(1824)	花崗岩	総高218cm	(正)牛頭天王 (左)當村施主/倉裏五左衛門/小寺佐兵衛 (背)文政七〔甲申〕年九月吉日	神前型
8	石標	弘化4(1847)	花崗岩	高さ65cm	(正)弘化四〔丁未〕年九月吉日	角錘頭
11	鳥居	—	花崗岩	総高400cm	(扁額)大杜御祖神社	
12	石標	—	花崗岩	高さ67cm	(正)當村氏子中	角錘頭

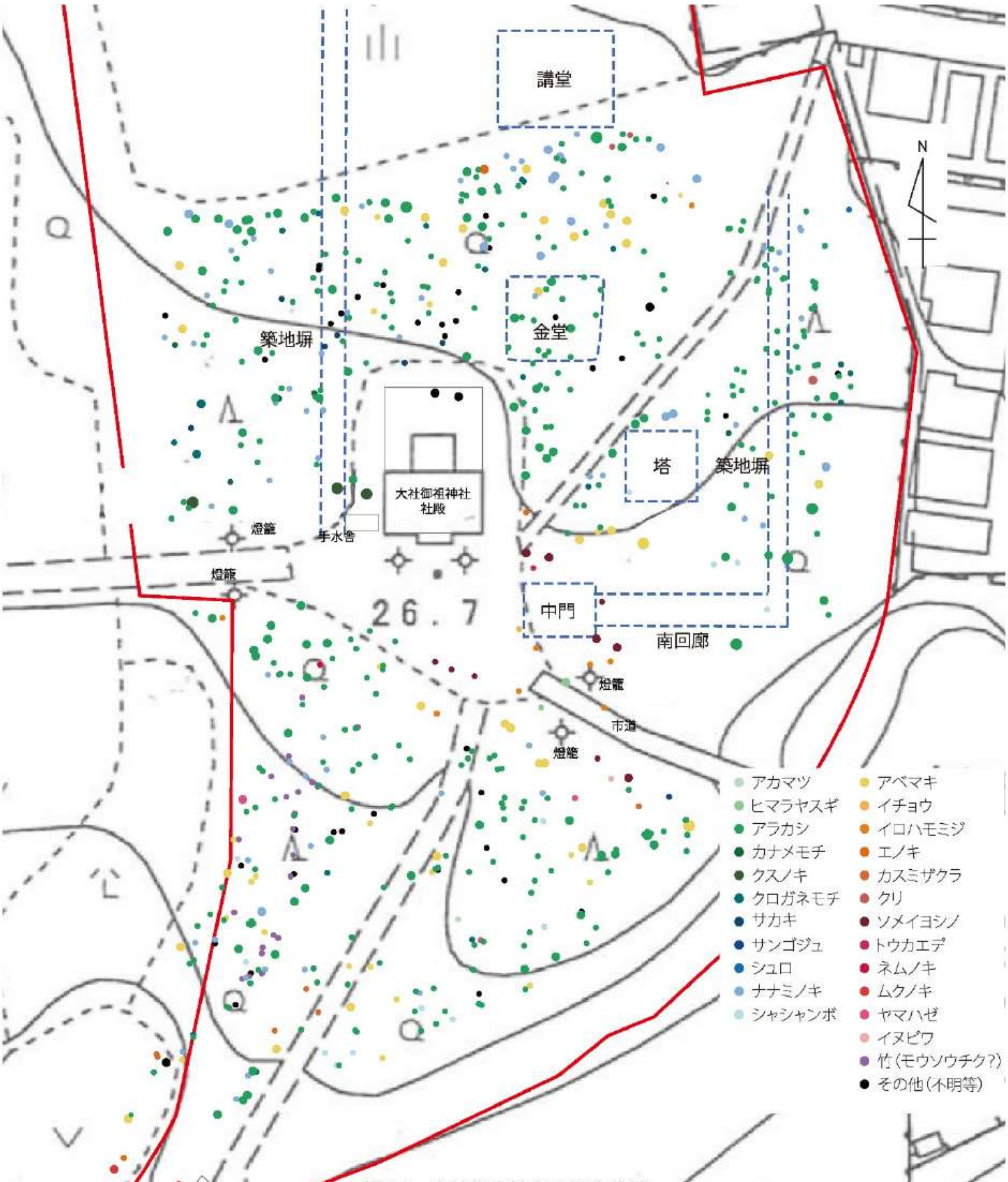

図 14　史跡指定地内の植生状況

表 5　樹木種別一覧表

分類	樹種名		参考
常緑針葉樹（高木）	●アカマツ	マツ科マツ属	自生
	●ヒマラヤスギ	マツ科ヒマラヤスギ属	植栽
常緑樹（高木）	●アラカシ	ブナ科コナラ属	自生
	●カナメモチ	イバラ科カナメモチ属	自生
	●クスノキ	クスノキ科クスノキ属	自生
	●クロガネモチ	モチノキ科モチノキ属	自生
	●サカキ	モチノキ科モチノキ属	自生
	●サンゴジュ	スイカズラ科ガマズミ属	植栽
	●シュロ	ヤシ科シュロ属	自生
	●ナナミノキ	モチノキ科モチノキ属	自生
常緑樹（中高木）	●シャシャンボ	シャクナゲ科コケモモ属	自生

分類	樹種名		参考
落葉樹（高木）	●アベマキ	ブナ科コナラ属	自生
	●イチョウ	イチョウ科イチョウ属	植栽
	●イロハモミジ	カエデ科カエデ属	植栽
	●エノキ	ニレ科エノキ属	自生
	●カスミザクラ	イバラ科サクラ属	自生
	●クリ	ブナ科クリ属	自生
	●ソメイヨシノ	イバラ科サクラ属	植栽
	●トウカエデ	カエデ科カエデ属	植栽
	●ネムノキ	マメ科ムネノキ属	自生
	●ムクノキ	ニレ科ムクノキ属	自生
	●ヤマハゼ	ウルシ科ウルシ属	自生
落葉樹（中高木）	●イヌビワ	クワ科イチジク属	自生
	●竹（モウソウチク？）	イネ科マダケ属	植栽
	●その他（不明等）		

（2）史跡指定地周辺

史跡指定地の周辺で北に接した部分は史跡指定地外ではあるが、寺域の北限や寺院の関連遺構が存在している可能性がある。

史跡指定地の周辺一帯は、周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡にあたる。特に史跡指定地の西側は、指定後の範囲確認調査や宅地開発に伴う発掘調査により、高宮廃寺創建前及び寺院廃絶後に営まれた集落が見つかっており、高宮廃寺を造営した氏族との関連が考えられる。これらの遺構は地下に保存されており、当地の現状は民有地で農地として利用されている。宅地開発の可能性があるが、保存への方向性が定まっていない。また、史跡指定地周辺には大杜御祖神社に関連する石造物が点在する（図13・表4）。

史跡指定地南側は第二京阪道路建設に伴う発掘調査により、高宮遺跡で掘建柱倉庫群が発見されたが、既に道路で破壊されている。その場所一帯は現在、第二京阪道路上で市内を一望できる公園となっており、公園内に遺構の原位置は異なるものの、遺構の半立体表示で整備され、解説板が設置されている。

また、史跡指定地周辺の丘陵上には竹林や林、畑地などの自然環境が残っている。

写真66　史跡指定地西側の現況（南東から）

写真67　史跡指定地東側の現況（南西から）

２　保存（保存管理）の課題

現状を踏まえると、保存管理に関する課題は以下のとおりである。

（1）史跡指定地

○史跡指定地と遺構に対する適切な保護

指定範囲を明確にするため、史跡指定地と民有地の境界の明示が必要である。また、遺構を確実に保存するための盛土等の措置が必要である。

○史跡指定地の適切な環境整備と日常管理

来訪者のための安全性の確保や、自然災害で起こり得る倒木を防ぐための定期的な環境整備や維持管理が必要である。また、自然災害発生時における対応マニュアルの作成などの備えも必要である。日常的な管理については、氏子をはじめ地域住民の協力が欠かせない。

鎮守の森は公有地との境で断絶しているため、公有地部分は開けているが、定期的な管理ができていないため荒れている。また、それと同時に鎮守の森の中にある高宮廃寺跡の姿も失われてしまい、中心伽藍が続いているにもかかわらず、そこで雰囲気が変わってしまう。

○公共的な工作物の維持管理

現在、来訪者用の駐車場がなく、市道の脇に車を駐車する来訪者もいる。また、違法駐車もみられる。この市道は道路幅が狭く、車の通行により歩行者へ危険が及ぶことが考えられる。市道や水道管については市役所内の担当課と連携して維持管理できるよう体制づくりを行い、これらの改廃について検討する必要がある。

（2）史跡指定地周辺

〇史跡指定地周辺の遺構の把握と保存

史跡指定地周辺で民家の建て替えなどの開発計画が持ち上がる可能性がある。今後の史跡の追加指定の候補地でもあり、史跡に関連する遺構の把握と保存に努める必要がある。

〇史跡指定地周辺の遺跡との関連性の把握

史跡指定地周辺に点在する同時期の遺跡との関連性を把握し、調査研究を進めることで、この地域一帯の歴を明らかにする。

〇史跡指定地周辺の景観保護

史跡指定地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地及び生産緑地地区、史跡指定地東側の池等、史跡の景観を守っていくことが必要である。

第２節　活用

１　活用の現状

（1）史跡指定地

本市では、新寝屋川八景や文化財ネットワークサイン・ルート事業により市内の文化遺産を総合的に周知、活用しており、高宮廃寺跡もルートの拠点の一つとなっている。社殿前面の広場の東側に寝屋川市文化スポーツ室が平成２年（1990）に設置した椅子と説明板からなる大きな鉢かづき姫の石像がある（図15 ①）。

史跡指定地内に残る基壇の高まりや塔跡の心礎や礎石、境内地に点在する礎石を除き、主な遺構は地中に保存されており、現状で古代寺院の全容を理解することは難しい。高宮廃寺跡の全体像を示すものは、上述した説明板のほか、木造の説明板（図15 ②）が設置されている。しかし、説明文には、設置以降の調査で得られた新たな情報を更新していない。また、各遺構に個別の説明板がないため、来訪者は遺構の配置がわかりにくい。

境内地一帯に広がる鎮守の森は、緑の景観を残すだけでなく、様々な鳥や昆虫などの生き物が生息している。そのため、昆虫採集や野鳥観察などを目的に訪れる人もいる。

参拝者が来訪する神社の行事としては、元旦の日に元旦祭（中祭）を行い、初詣の人々を迎える。３月には春祭、７月には夏祭（例祭）、12 月には新穀祭を行う。また、10 月に行う秋祭（大祭）では、高宮神社と合わせ、大杜御祖神社の氏子（高宮地区・小路地区）で高宮神社から小路地区までの間、だんじり巡行を行っている。

（2）史跡指定地周辺

文化財ネットワークサイン・ルート事業に伴い、史跡指定地周辺には高宮廃寺跡の方向を示す誘導サインを３基（図15 ⑥～⑧）、名称板を１基（図15 ⑦）設置している。また、史跡指定地周辺に広がる高宮遺跡は２か所の公園内で遺構の説明（図15 ④）ないし建物遺構の表示（図15 ③）を行っており、史跡指定地西方の説明板には高宮廃寺が建立された当時の様子がイラストにより描かれている（図15 ⑤）。

史跡指定地より北側には竹林が、南、西側には農地が広がっており、東側には農業用水として利用されている新池・上宮池があり、自然を多く残している。この池のほとりでは市内では珍しくホタルを見ることができ、それを目的とする来訪者もいる。しかし、こういった水場が原因で蚊が発生し、来訪者に被害が及んでいる。

図 15　周辺サイン位置図

写真68　秋祭（大祭）のだんじり

写真69　市道の状況（南西から）

（3）史跡指定地関連地域

高宮廃寺跡の西側には、国道170号線の旧道（かつての河内街道）が南北に通っており、道幅はかなり狭いが道沿いには古い民家が残っている。また、高宮廃寺跡に鎮座する大杜御祖神社の祭神と関連がある高宮神社（図15 ⑨）も北西約300mに位置している。

周辺の公共施設は、第２章で記述したとおり「自転車の駅」「市立東高齢者福祉センター」「市立学び館」が、公園は「寝屋川第２トンネル北緑地・南緑地」「太秦２号公園」「府営寝屋川公園」「太秦高塚古墳公園」がある。

写真70　国道170号線の旧道（北から）

写真71　甍屋根のならぶ景色（北東から）

（4）その他（市の取り組み）

高宮廃寺跡の情報は、市ホームページ上での解説、市立埋蔵文化財資料館における出土遺物や説明パネルの常設展示で公開を行っている。市立埋蔵文化財資料館では、平成25年度の内容確認発掘調査の開始に合わせ、企画展として平成25年（2013）７月から平成26年（2014）６月まで「高宮廃寺跡のある景色」を開催した。また、令和２年（2020）７月から令和３年（2021）６月まで史跡指定40周年記念として企画展「国史跡高宮廃寺跡の歩み」を開催した。展示品の一部は３か月毎に展示替えを行い、それに合わせシールを利用したスタンプラリーを実施、２回以上の来館者には出土瓦の文様をモチーフにした缶バッジの配布をした。

展示以外では、これまで高宮廃寺跡の発掘調査報告会や関連講座、現地案内など、表６のとおり実施してきた。また、平成28年度に出土した軒丸瓦の３Ｄ計測を実施し、その後、計測データを活用した活動を行っている。一つは平成29年度に寝屋川リーダーズ（異年齢集団の体験を通して、生きる力とリーダー性を育む社会教育事業）小学生クラブ（小学校４～６年生を対象）のプログラムの一環としての取り組みである。高宮廃寺跡の現地での歴史学習、３Ｄプリンターにより作成した１/２サイズの型を用いた瓦レプリカ作成を実施した。もう一つは市主催の寝屋川文化芸術祭における普及啓発活動である。平成30年度はパネルによる史跡の紹介に合わせ、測量業者の協力を得て、３Ｄプリンターによる高宮廃寺跡出土軒丸瓦の１/２レプリカ作成の実演を行った。また、令和元年度には体験コーナーにおいて、高宮廃寺跡出土軒瓦の原寸大レプリカを用いた発掘体験と高宮廃寺跡の解説を行った。発掘体験には２日間で延べ500人の子どもが参加するなど盛況であった。

来訪者増加のため、こういった情報発信を行っているが、現時点では見学に対する問い合わせも少なく、来訪

者もあまり見られない状況である。また、学校については現地へ赴いての学習時間の確保が難しいことや、アクセスが不便なことから見学まで至らない。

２　活用の課題

現状を踏まえると、活用に関する課題は以下のとおりである。

（1）史跡指定地

○史跡の本質的価値を理解できる施設の不足

現地における高宮廃寺跡のサインは第３次調査前の平成２年に設置された説明板のみで、本質的価値の発信としては情報が不足している。発掘調査で明らかになった遺構の状況を示し、史跡の本質的価値を理解、また、多角的に発信するための方法の検討が必要である。

○豊かな自然の保存・活用

市内で少なくなってきている緑の景観や生き物が残されているが、これらを積極的に利活用できていない。また、来訪者に備えた害虫の発生を防ぐための史跡指定地内の対応が課題である。

○氏子や関係団体との連携

高宮地区と小路地区にまたがって氏子が存在しており、年中行事への参加者も多い。今後、史跡を保存・活用するための史跡内での活動を円滑に行うために、神社の関係者との連携が課題である。

表６　高宮廃寺跡に関連した事業

年度	開催日	内容	参加者数
平成 25 年度	２月 23 日（日）	発掘調査現地説明会	239 人
平成 26 年度	４月 16 日（水）	出前講座	約 30 人
	６月 13 日（金）	市民歴史講座	約 30 人
	７月 12 日（土）～ 平成 27 年７月５日（日）	市立埋蔵文化財資料館企画展 「古代の寝屋川市～高宮廃寺のある景色～」	2,870 人
	12 月 13 日（土）	発掘調査現地説明会	71 人
平成 27 年度	５月 20 日（水）	出前講座（高宮あさひ丘婦人会）	19 人
	６月７日（日）	出前講座（寝屋川の歴史と文化を考える会）	35 人
	１月 30 日（土）	発掘調査現地説明会	106 人
平成 28 年度	５月 29 日（日）	出前講座（南校区地域協議会）	50 人
	６月 10 日（金）	市民歴史講座	約 30 人
	２月 18 日（土）	発掘調査現地説明会	127 人
平成 29 年度	６月 24 日（土）	高宮廃寺跡内容確認発掘調査全体報告（高宮地区）	約 30 人
	９月８日（金）	市民歴史講座	約 30 人
	10 月 19 日（木）	四條畷市立歴史民俗資料館特別展関連講座	約 30 人
	12 月 17 日（日）	出前講座（寝屋川の歴史と文化を考える会）	約 30 人
令和２年度	７月 11 日（土）～ 令和３年７月 11 日（日）	市立埋蔵文化財資料館企画展 「指定 40 周年記念　国史跡高宮廃寺跡の歩み」	1,615 人

写真 72　現地説明会（平成 28 年度）

写真 73　軒丸瓦の模様をイラスト化したバッジ

写真 74　出土遺物の３Ｄ測量データを利用し
作成したレプリカや型

写真 75　 小学生クラブによる現地での歴史学習
（平成 29 年度）

写真 76　小学生クラブによるレプリカ作成
（平成 29 年度）

写真 77　寝屋川文化芸術祭の発掘体験
（平成 30 年度）

（２）史跡指定地周辺

〇周辺環境の利活用

史跡指定地周辺には高宮廃寺跡との関連が想定される高宮遺跡の遺構を表現した公園があるが、その価値の発信ができていない。それも含めた活用方法の検討が必要である。

また、東側の池については水質の改善などにより害虫の発生を防止するよう検討を行う。

（３）史跡指定地関連地域

〇史跡を拠点とした市内文化遺産の活用

史跡指定地のみならず、史跡周辺には高宮廃寺跡との直接的な関連はないが、数多くの文化遺産が点在している。高宮廃寺跡は市内のいずれの駅からも離れており、駐車場もないため、駅から史跡までのルートや史跡指定地の中で、新たな文化価値の創造を行う必要がある。

〇公共施設との連携

史跡指定地周辺には便益施設を備えた施設や公園が点在する。周辺の散策に際しては、水場等の便益施設の有無が重要であるため、各公共施設担当課と連携し対応していく必要がある。

（4）その他

〇情報発信の機会の充実

市立埋蔵文化財資料館を高宮廃寺跡のガイダンス施設と位置付け、情報発信の拠点とすることで、これまでの調査で収集したデータを積極的に公開、活用し、史跡の周知を促進し、現地への見学を促す必要がある。

〇情報発信ツールの充実

情報発信は既存のツールを拡充させるだけでなく、それ以外の方法について検討が必要である。

〇地域の教育拠点としての活用

地域の歴史を伝える史跡は市民にとって重要な教育の場所である。市内の各学校での校外学習や社会教育の場、また、自然を多く残すことから歴史だけでなく自然に関連した学習の場として、広く活用していく必要がある。そのためには、地域住民や市内関係団体との協働を図り、継続的に活用していく手法を考えていく必要がある。

第３節　整備

１　整備の現状

（1）史跡指定地

史跡指定地内は基壇の起伏や塔跡の心礎・礎石により伽藍配置が分かるところもある。また、その他の建物で使用された礎石が原位置を離れて散在しており、間近で見ることができる。しかし、雑草や樹木により地形の起伏で伽藍の全容あるいは建物跡を認識することは難しい。また、遺構の明示や解説がなく、説明板には全体の伽藍配置を示しているが、現地と対照させることが難しい。

公有地部分には樹木がなく、鎮守の森の雰囲気は失われている。

（2）史跡指定地周辺

史跡の範囲確認調査や第二京阪道路建設に伴う調査により、高宮廃寺跡に関連する重要な遺構が発見されている。また、史跡指定地北側は寺院に伴う遺構が発見される可能性がある。

史跡指定地東側には新池（北）と上宮池（南）があり、農業用水のため池として谷地形を堰き止め作られたものである。しかし、農地の減少により長年利用されていなかった新池は沼地化したため、排水部分の一部を除き、令和元年に埋め立てられた。この２つの池の間を通る細い市道が高宮廃寺跡への東からの入口となっており、高宮遺跡の遺構表示がある第二京阪道路上の公園へ繋がる道である。

（3）その他（高宮廃寺跡までのアクセスと施設）

高宮廃寺跡の位置や周辺文化財を示す市域全体の総合案内板は、市内の全駅（京阪寝屋川市駅、萱島駅、香里園駅、ＪＲ寝屋川公園駅）に市教育委員会が設置している。この案内板は市域の文化財の位置は把握できるものの、その内容まで十分理解できない。地図も略図のため案内図としては不十分である。また、駅から高宮廃寺跡までの誘導サインも不十分で、高宮廃寺跡への入口部分に誘導サインがないところもあり、分かりにくい。

また、公共交通機関で高宮廃寺跡を訪れる場合、電車は京阪電車「寝屋川市駅」もしくは、ＪＲ学研都市線「寝屋川公園駅」で下車した後、路線バスへの乗り換えが必要である。最寄りのバス停は、路線バス「あさひ丘住宅」バス停、「明和」バス停、「太秦公園東」バス停があるが、「あさひ丘住宅」バス停と「太秦公園東」バス停は同系統の路線である。「明和」バス停から高宮廃寺跡へは丘陵に向かっていくため急な坂道を上る必要がある。また、バス停からの誘導サインは設置されていない。徒歩ないしバスを利用した場合の各駅からの所要時間は表７のと

おりである。

高宮廃寺跡には来訪者用の駐車場が整備されておらず、車で訪れる場合には近隣の時間貸駐車場を利用する必要がある。しかし、そこからも誘導サインがなくわかりにくい。

写真 78　総合案内板（全体）

写真 79　総合案内板（板面アップ）

表７　アクセス方法と所要時間

【徒歩】					
京阪寝屋川市駅方面（駅⇔高宮廃寺跡　2.3㎞）					
所要時間：30 分					
ＪＲ寝屋川公園駅方面（駅⇔高宮廃寺跡　1.8㎞）					
所要時間：22 分					
【京阪バスを利用】					
京阪寝屋川市駅方面（駅⇔高宮廃寺跡　2.3㎞）					
駅→バス停（バス）			バス停→高宮廃寺跡（徒歩）		所要時間
降車バス停	本数	乗車時間	距離	歩行時間	
あさひ丘住宅（東行）	１時間１便	７分	0.3㎞	３分	10 分
あさひ丘住宅（西行）	１時間４便	12 分			15 分
明和	１時間１便	11 分	0.6㎞	６分	17 分
ＪＲ寝屋川公園駅方面（駅⇔高宮廃寺跡　1.8㎞）					
駅→バス停（バス）			バス停→高宮廃寺跡（徒歩）		所要時間
降車バス停	本数	乗車時間	距離	歩行時間	
あさひ丘住宅	１時間１便	９分	0.3㎞	３分	12 分

２　整備の課題

（１）史跡指定地

○見学のための環境整備

史跡の本質的価値を伝えるための施設の設置や、その本質的価値を構成する要素の明示が必要である。また、鎮守の森の活用に向けた環境整備も必要である。

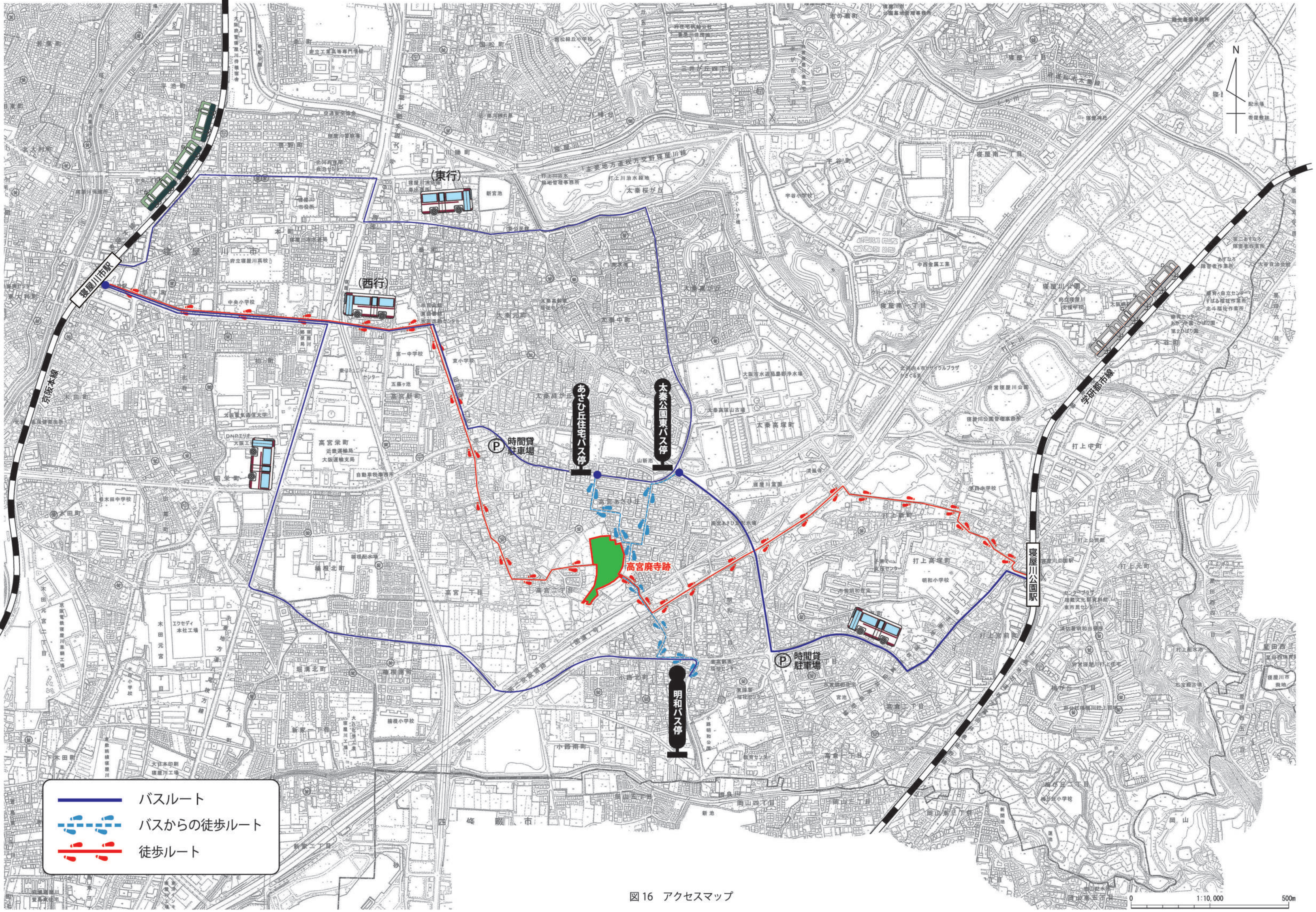

寝屋川市駅
京阪本線
（東行）
（西行）
あさひ丘住宅バス停
太秦公園東バス停
時間貸駐車場
高宮廃寺跡
時間貸駐車場
明和バス停
寝屋川公園駅
学研都市線
N
バスルート
バスからの徒歩ルート
徒歩ルート
0
1:10,000
500m

図16　アクセスマップ

（2）史跡指定地周辺

〇史跡の本質的価値やそれに関連する遺構の保護

史跡指定地だけでなく史跡指定地周辺にも目を向け、段階的な整備の計画を検討していく必要がある。また、史跡指定地東側の池の水質改善や埋め立てられた新池の有効活用など周辺の空き地等の利用についても検討する必要がある。

（3）その他

〇アクセスルートや施設の検討

高宮廃寺跡への来訪者に向けて、駅から高宮廃寺跡までのルートの検討や、周辺の現状を把握し適切な案内方法を検討する必要がある。

第４節　運営・体制

１　運営・体制の現状

史跡指定地は一部公有地であるが、大部分が境内地で大杜御祖神社の所有である。公有地部分も含む史跡指定地一帯の管理は管理団体である寝屋川市が、財産管理委員会へ環境整備を委託している。それまでの環境整備については、史跡指定以来、市による公有地部分の草刈（年に２回程度）を行っていたが、約20年前に財産管理委員会への委託となった。作業内容は年に３回の史跡指定地内の雑草や折れた樹木の処理を行っている。しかし、近年は高齢化が進み、管理が困難になってきている。また、公有地部分は年３回の作業では足りず、特に夏場は雑草の生育により踏み込めない状況である。

その他、史跡指定地内を横断している市道は、寝屋川市の都市基盤整備部道路管理課が、消火栓等への水道管は上下水道局水道事業室が管理を行っている。文化財保護法に基づく対応等は、教育委員会事務局社会教育部文化スポーツ室が行っている。

市立埋蔵文化財資料館には土日のみ展示解説を行っている文化財ボランティアの会が活動している。しかし、資料館内のみでの活動であり、現地案内等の活動内容は行われていない。

２　運営・体制の課題

現状を踏まえた課題については下記のとおりである。

〇関係行政機関との連携

史跡整備の進捗に応じて、保存・管理を進めていく上で、関係部局との調整、連携を行う必要がある。また、埋蔵文化財だけでなく市内の文化遺産全般に対応できる人材の確保と育成が必要である。

〇地域住民、関係団体との連携

史跡の管理は地域住民の協力が必要である。日常的な管理を委託するだけでなく、地域住民が史跡に親しんでもらえるような仕組みづくり、組織づくりを確立し、地域住民の活動の拠点となるよう検討する。

文化財ボランティアの会については体制を強化し、事務局と連携しながら現地案内や各種事業を企画、運営していけるような組織づくりが必要である。

第５章　基本方針

（１）保存管理の基本方針

史跡の本質的価値を確実に後世につなぐため、適切な状態で維持し、より良い状態を保ちつつ次世代へ継承する。史跡指定地内に所在する大杜御祖神社については、地域と共に現在も歴史を刻んでいることから、本質的価値は確実に保存しながらも神社との調和に留意しつつ適切に管理を行うこととする。また、史跡指定地周辺地域については、今後の追加指定範囲を含めて検討していく。

（２）活用の基本方針

発掘調査で得た新たな知見やその価値について内外に向けて広く情報発信し、どの世代に向けても理解しやすく感じられる活用を図る。また、継続的に史跡指定地内の環境整備を行い、学習の場として学校教育や生涯学習などで有効的に活用する。高宮廃寺跡の歴史や価値を伝えるだけでなく、現地を利用した活用を図る。

（３）整備の基本方針

高宮廃寺のスケールなどが体感でき、本質的価値を理解するために必要な整備を行う。なお、整備にあたっては、高宮廃寺跡を守ってきた大杜御祖神社の鎮守の森の景観との調和に留意し行う。高宮廃寺跡の整備を通じて、地域住民や市民にとって、地域の歴史触れるとともに自然に触れる場所としての活用を図る。

（４）運営・体制の基本方針

地域住民、関連団体、庁内関連部局などとの協働・連携による管理運営体制を整えつつ、継続的な体制を整備し、史跡やその周辺地域との一体的な保存・活用・整備を進める。

第６章　保存（保存管理）

史跡の本質的価値を確実に後世につなぐため、適切な状態で維持し、より良い状態を保ちつつ次世代へ継承する。史跡指定地内に所在する大杜御祖神社については、地域と共に現在も歴史を刻んでいることから、本質的価値は確実に保存しながらも神社との調和に留意しつつ適切に管理を行うこととする。また、史跡指定地周辺地域については、今後の追加指定範囲を含めて検討していく。

第１節　方向性

１　史跡指定地

史跡の現状や立地など、管理方法の違いにより地区区分を行い、その状況に応じた保存管理を行う。また、それに合わせ現状変更の取扱い方針を定め適切に保存管理する。

遺構に悪影響が及ばないよう、必要に応じて盛土をするなど遺構の保護を行う。しかし、神社の景観との調和を図るため、史跡指定地全体への盛土を行うことができない。そのため、各遺構の必要な範囲に盛土を行うものとする。また、史跡指定地内で掘削が必要な場合は、本質的価値の保護のため発掘調査を実施する。

鎮守の森は、市内の貴重な緑地としての景観を保持しつつ適切な維持管理に努める。しかし、遺構保護の観点より、遺構に影響があるものは伐採することを検討する。また、来訪者の安全性の確保の観点より、樹勢が弱り倒木の恐れのあるものを伐採するほか、枯れ枝の剪定等の管理を適宜行う。また、自然災害発生時における対応マニュアルを作成する。

史跡指定地内の市道は歩行者専用道路への指定に向け担当課と協議し、史跡の保護と来訪者の安全性の確保を目指す。しかし、神社や史跡の管理に車両の侵入が必要なことも想定されるため、完全に封鎖せず、車両の進入も可能とする。そのほかの工作物に関しては担当課と連携し適切に維持管理していく。

２　史跡指定地周辺

史跡の保存・活用に大きく影響する地区のため、望ましい景観保全等の方向性を示す。

高宮廃寺跡に関連する遺構が発見された場合には、追加指定などの保護措置を検討する。

民有地での開発工事に際しては、高宮廃寺跡と高宮遺跡を将来にわたり適切に保存管理するため、土地所有者の同意や理解を得て、必要に応じて発掘調査を実施する。また、調査・研究を進め、周辺遺跡との関連を明らかにしていく。

第２節　方法

１　地区区分と地区の定義（図 17、表８）

今後の保存管理に向け、植生の現況等を踏まえ、本計画の対象範囲を以下の５つに分ける。

（1）史跡指定地

本質的価値を構成する諸要素が所在する史跡指定地内を「史跡指定地地区」とする。史跡指定地内のうち中心伽藍が所在する市道より北側を「史跡指定地１区」、中心伽藍外である南側を「史跡指定地２区」とする。

（２）史跡指定地周辺

史跡指定地周辺に広がり、将来その保護が必要となる可能性がある周知の埋蔵文化財包蔵地の高宮遺跡の範囲を「史跡指定地周辺地区」とする。そのうち、高宮廃寺跡に関連する遺構の存在が想定される地区を「史跡指定地周辺１区」、高宮遺跡の顕著な遺構が残っている地区を「史跡指定地周辺２区」とする。また、現況が宅地、農地、道路からなり高宮遺跡の範囲に含まれるが顕著な遺構が確認されていない地区を「史跡指定地周辺３区」とする。

表８　保存管理・活用のための地区区分

地区区分		地区の定義	行政的対応
史跡指定地	１区	市道より北側で、本質的価値を有する諸要素が所在する。公有地と民有地からなる。現況は境内地であり、高木が植生する鎮守の森である。	３　現状変更取扱い基準による
	２区	市道より南側で、本質的価値を有する諸要素は含まない。民有地からなる。現況は史跡指定地１区と同様である。	
史跡指定地周辺	１区	高宮廃寺跡の寺域に属すると考えられるが、遺構が未確認の地区。現況は竹林であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡として扱われている。	文化財保護法第 93・94 条の届出が必要 追加指定の対象地であり、追加指定後は３の基準による
	２区	かつ高宮廃寺跡の寺域外であるが、高宮廃寺と関連する遺構が検出されている。現況は畑地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡として扱われている。	
	３区	高宮廃寺跡の寺域外である。現況は宅地、農地、道路からなり、周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡にあたるが、顕著な遺構が確認されていない地区。	文化財保護法第 93・94 条の届出が必要

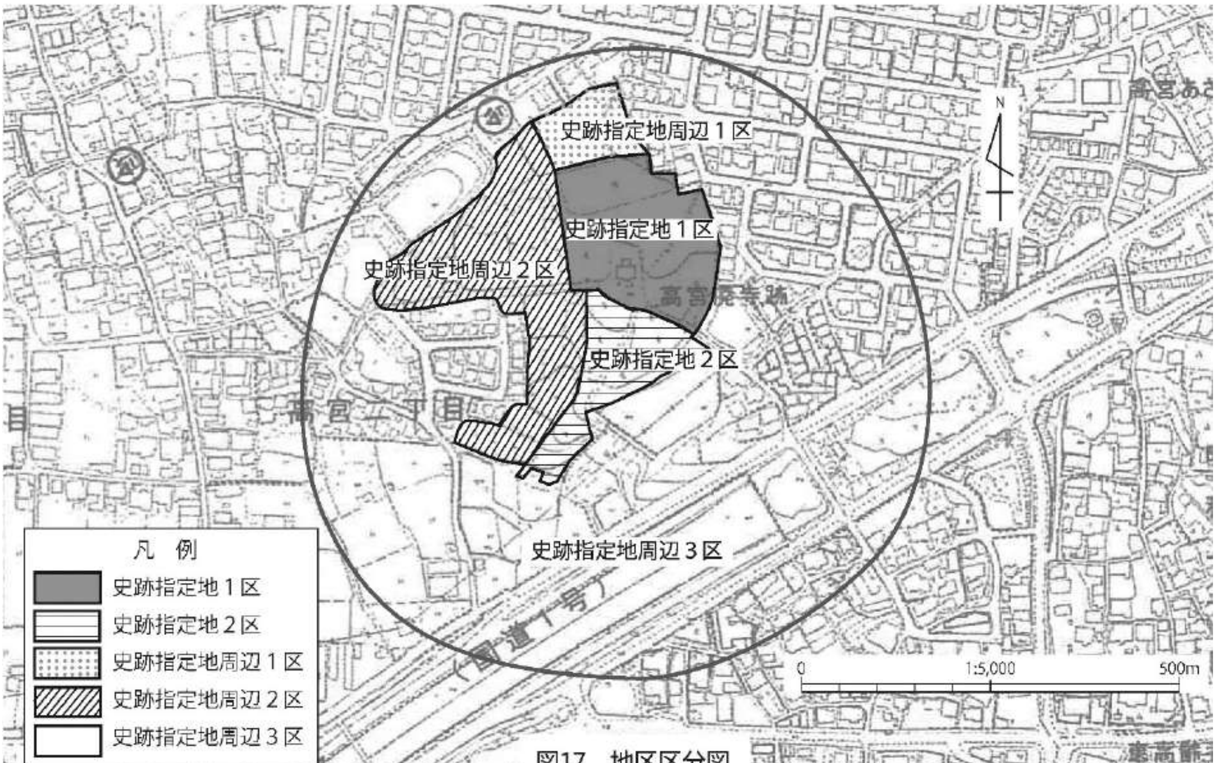

図17　地区区分図

２　保存管理の方法

（1）史跡指定地

現状変更を行う場合、文化財保護法第125条により文化庁長官の許可が必要であり、想定される行為に対して、次項で具体的な取扱い基準を定める。また、文化財保護法第115条の規定により史跡指定地の境界杭等を設置し、史跡指定地の範囲を明示する。

大杜御祖神社の鎮守の森であるため、樹木の伐採には現状変更だけでなく、神社関係者との事前の協議が必要である。工作物を適切に管理するため、市道や埋設水道管は庁内の担当課、神社の社殿は大杜御祖神社の宮司や氏子と連携していく。

また、公有地部分は鎮守の森が途絶えてしまっているため、植栽等により緑地化することで史跡指定地一帯の修景を行う。

市道を歩行者専用道路へ指定するため、担当課や周辺自治会と協議し供用の廃止の手続きを進めていく。

（2）史跡指定地周辺

周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡にあたり、開発の場合は文化財保護法第93条・94条に基づく事前の届出が必要である。この一帯は市街化調整区域に含まれない民有地であり、今後さらに開発が及ぶ恐れがある。

史跡指定地の環境を保護するためにも、現状を維持していくことが望ましいが、民有地であり開発の可能性がある。このうち、史跡の本質的価値を有する遺構や史跡を考えるうえで重要な遺構については、保存のために公有化し、保護していく必要がある。開発工事や公共工事にあたって遺構の状況を確認し、関連がある遺構を確認した場合には追加指定することで、遺構の保存、環境の保全を行っていく必要がある。また、追加指定した場合には一定の整備を行うことが望ましい。

３　現状変更の取扱い基準（図18、表９）

本質的価値を構成する要素の配置状況を踏まえ、３つの保存管理区域に分けた。それぞれの区域に属する構成要素および行為ごとに現状変更取扱い基準を定める。なお、区域については表８の保存管理・活用のための地区区分に合わせ、史跡指定地１区、２区とし、１区はそれをさらに２つに分けた。

保存管理区域の詳細な設定理由については表９のとおりである。

表９　現状変更取扱い基準

区域	設定理由	現状変更取扱い基準
史跡指定地 １－１区	本質的価値を構成する古代寺院の伽藍配置を今に伝えており、創建時の遺構が残されている。	現状維持。ただし、史跡の保存・活用に資するものについては現状変更を認める。
史跡指定地 １－２区	神社社殿等の施設や市道部分等、現在使用されているところ。	掘削が現状の範囲内で、遺構に影響がなく、公共上必要な現状変更は認める。
史跡指定地 ２区	これまでの調査成果では寺院に関連する遺構は確認されていない。	遺構が不明瞭な部分が多いため、必ず確認調査を実施し、遺構が確認できなければ現状変更は認める。遺構が確認された場合は適切に保存していく。

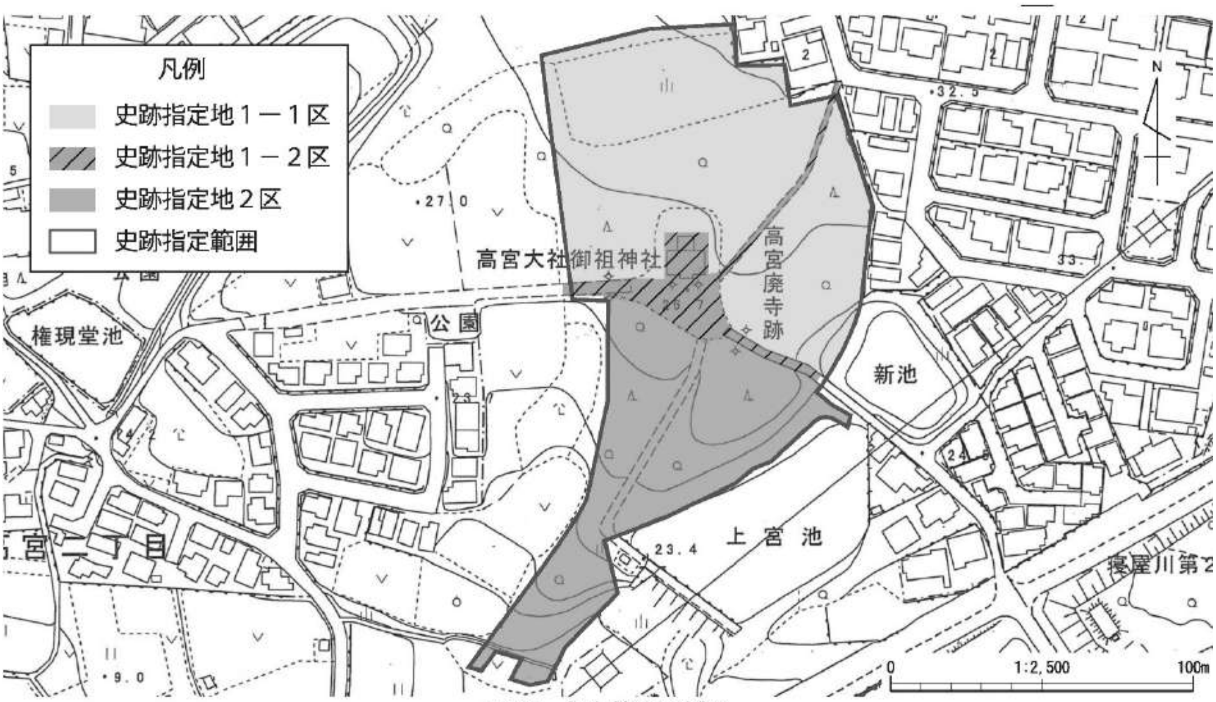
凡例
史跡指定地１－１区
史跡指定地１－２区
史跡指定地２区
史跡指定範囲
高宮大社御祖神社
高宮廃寺跡
公園
権現堂池
新池
上宮池
高宮二丁目
寝屋川第２
1:2,500
0
100m
N

図 18　保存管理区域図

第７章　活用

発掘調査で得た新たな知見やその価値について内外に向けて広く情報発信し、どの世代に向けても理解しやすく感じられる活用を図る。また、継続的に史跡指定地内の環境整備を行い、学習の場として学校教育や生涯学習などで有効的に活用する。高宮廃寺跡の歴史や価値を伝えるだけでなく、現地を利用した活用を図る。

第１節　方向性

１　史跡指定地

<u>本質的価値の伝達と学習の場の提供</u>

古代寺院のスケールを肌で感じ、子どもから高齢者まで様々な年代の来訪者に向けた発信を行う。

<u>歴史・自然を感じる憩いの空間づくり</u>

鎮守の森として残されてきた自然環境を保持し、適切な環境整備を行うことで、来訪者への利便性を図るだけでなく、地域住民の憩いの場となるような空間づくりを目指す。

<u>神社との共生</u>

神社の行事に合わせて関係者に周知活動を行い、史跡を身近に感じてもらうよう図っていくことで、神社だけでなく史跡への愛着を持ってもらう。

２　史跡指定地周辺

<u>歴史・自然の空間づくりへの補助</u>

史跡指定地周辺は開発により自然環境が失われつつある。自然環境を保持し、史跡指定地のバッファゾーンとするだけでなく、地域住民の生活環境を保全する。

また、高宮遺跡群として遺跡全体の調査研究を進め、歴史的価値を明らかにする。

３　史跡指定地関連地域

<u>新たな文化価値の創造と来訪者の獲得</u>

史跡指定地のみならず、周辺に点在している文化遺産や時代の変化により新たに価値づけできる文化遺産の創造を行い、それらを線（ルート）でつなぎ合わせ、一体として活用していく。また周辺の公共施設とも結びつけ、様々な目的をもった来訪者を獲得する。

４　その他

<u>ガイダンス施設での展示、資料の拡充と情報発信の拡充</u>

既存の市立埋蔵文化財資料館を活用し、高宮廃寺跡から出土した遺物の常設展示や資料の配布、また発掘の様子などの情報発信を行う。

第２節　方法

１　史跡指定地

○本質的価値の伝達

来訪者が高宮廃寺跡の本質的価値を理解できるよう、遺構の配置や建物の規模が現地でわかるような整備を行い、価値の伝達を図る。また、発掘当時の写真を用いた遺構の説明板や史跡全体の遺構の配置や史跡指定地と史跡指定地周辺の散策ルートが把握できる案内板等を充実させて来訪者への利便性の向上を図る。

○学習の場の提供（史跡指定地１区）

各遺構への説明板の設置や盛土による基壇の明示など、現地での一定の整備を行った上で、来訪者のための環境整備として鎮守の森の機能や景観を維持しながら必要最低限の動線の確保や危険な樹木の伐採等を行い、学校教育や社会教育の場として積極的に利用を推進する。

○歴史・自然を感じる憩いの空間づくり（史跡指定地１区・２区）

神社への来訪者に対しても、史跡の理解を深め、また、憩える空間になるよう環境整備を行うと共に、史跡を開発から守ってきた「鎮守の森」を活かし、歴史学習と共に自然学習の場としての利用を推進する。そのため、四季を感じる植栽や樹種の表示など、生涯学習として歴史以外の幅広い分野を学ぶ場としても活用していく。

○神社との共生

氏子や神社関係者に対して説明会や現地の整備工事後の特別公開を実施し、神社の歴史的背景にある高宮廃寺跡の理解を深めてもらうことで、境内地に広がる史跡の保護と現地の活用への協力を得ていく。

２　史跡指定地周辺

○歴史・自然の空間づくりへの補助

史跡指定地周辺は道路や宅地の建設などの開発が進んでいるが、竹林や樹木が高宮廃寺跡とそれらを遮蔽する役割を果たしている。これらの自然環境をバッファゾーンとして保持または改善していくことで、歴史・自然を感じる憩いの空間づくりに寄与する。

高宮遺跡の遺構を表現した公園と調査研究の成果を利用し、高宮廃寺跡との遺跡全体の歴史的価値の認識の向上を図る。

３　史跡指定地関連地域

○新たな文化価値の創造と来訪者の獲得

価値観が多様化した現代において、様々な視点から文化遺産の新たな価値を見出し、それらを含めた訪問のルートを設定することで、本市の歴史や魅力等について触れ興味を持ってもらい、目的の異なる来訪者の獲得を目指す。また、文化遺産への説明板の設置やルートのＰＲ活動を積極的に行い、地域住民に対しても自分の住んでいる地域の歴史を再発見してもらうことで、文化財保護に対する意識の育成を図る。

○公共施設との連携

周辺にある公共施設へ協力を依頼し、展示やパネルによる史跡の紹介、また施設周辺の文化財の案内を行う。それにより施設の利用者に対し、史跡の周知や地域の歴史への興味を促すことで新たな来訪者層の獲得を図る。

４　その他

○ガイダンス施設での展示、資料の拡充

市立埋蔵文化財資料館を高宮廃寺跡のガイダンス施設と位置付け、情報発信の拠点として活用する。市立埋蔵文化財資料館の展示室は、常設展と企画展のスペースに分けており、その一部に高宮廃寺跡出土の遺物の常設展示を行う。また、定期的に展示や解説パネルの入れ替えを行い、新たな情報を発信していくことで、何度も足を運んでもらうよう工夫していく。また、史跡に関する講座やイベントも合わせて実施していく。さらに、市立埋蔵文化財資料館の来館者に対し、高宮廃寺跡の見学を促すため、ルートマップや啓発のためのパンフレットの作成を行う。また、その移動間に存在する下記の文化遺産をチェックポイントとして、既存の説明板を活用したルート設定や説明板の板面に高宮廃寺跡までの距離を記載する。

〈チェックポイントと距離〉　※　図６参照

市立埋蔵文化財資料館　⇔　四ツ辻　⇔　水本村役場跡　⇔　太秦古墳群（18 号墳）　⇔　太秦遺跡
150m　390m　410m　200m

⇔　大尾遺跡（方形周溝墓）　⇔　高宮廃寺跡
430m　430m

○情報発信ツールの充実

月１回発行の「広報ねやがわ」や市ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、公式アプリ「もっと寝屋川」等、既存の広報手段を活用し、発掘調査や現地の様子が写真や動画で手軽に見られるよう情報を公開していく。情報発信には案内人による解説や年齢層別に解説を変えるなど、わかりやすい内容の作成を心がける。また、現地の説明板へのＱＲコード設置など、スマートフォン等のアプリケーションソフトを用いた情報発信の方法を検討する。

○校外学習の拠点としての活用

市内の各学校に対し校外学習や歴史の授業に取り入れてもらえるよう案内を行う。また、ボランティアや学校の先生などが案内することを想定して、見やすいパンフレットや校外学習のための学習シートなどの資料の充実を図る。さらに、自然学習の場としても活用するため、自然関係団体との学習シートの考案や季節ごとの情報発信を行い、歴史だけでなく自然を目的とする来訪者を獲得する。

第８章　整備

高宮廃寺のスケールなどが体感でき、本質的価値を理解するために必要な整備を行う。なお、整備にあたっては、高宮廃寺跡を守ってきた大杜御祖神社の鎮守の森の景観との調和を図る。高宮廃寺跡の整備を通じて、地域住民や市民にとって、地域の歴史に触れるとともに自然に触れる場所としての活用を図る。

第１節　方向性

１　史跡指定地

○遺構に対する方向性

本質的価値の適切な保存と情報発信

○自然環境に対する方向性

森の景観の保全に向けた環境整備

２　史跡指定地周辺

○遺構に対する方向性

高宮廃寺跡の寺域の確定と保護

○自然環境に対する方向性

自然の景観の保持と池の水質改善

３　その他（アクセスと施設）

来訪者の利便性向上のためのアクセスルートの改変

第２節　方法

１　史跡指定地

○遺構の保護・保存

遺構は現状を確実に保存し、地下の遺構に影響が及ばないよう、必要に応じて盛土で養生する。また、景観に配慮しつつ、表土の流出防止策を講じる。

遺構に影響を及ぼす樹木は伐採し、遺構の保護を行う。

基壇の規模が分かるように現地形を残しつつ、盛土と土留めによる基壇の明示、遺構の説明板、遺跡内や周辺の案内板の設置などを段階的に行う。ただし、景観に配慮し、工作物の設置は必要最小限に留める。

史跡整備に伴い、遺構面の深さ、遺構の有無などを確認する必要が生じた場合は発掘調査を行い、その成果は整備内容に反映させる。

○遺構の価値の発信

市内外の来訪者が史跡を訪れ現地に立った時、古代寺院の雰囲気を感じられるよう、基壇の明示など一定の整備を行う。

遺構は地下で保存するが、説明板や案内板を設置するなど、別の方法で価値を伝える。

○森の景観保全

多くの自然を残す鎮守の森の景観を保った整備を行う。

高木が多く、自然災害により倒木の可能性もある。また、植生している樹木の枝が史跡指定地の外へ伸びており、一度伐採しても数年後には生育し同じ状況となっている。そのため、環境整備については年次計画をたて、長期的に実施していく。また、鎮守の森の広がりが途絶えている公有地部分については、植栽等でその雰囲気を保ちつつ、定期的な管理を行う。

２　史跡指定地周辺

○高宮廃寺跡の寺域の確定

史跡指定地周辺１区は高宮廃寺跡の北限にあたると想定される。今後、追加指定を含め、遺構の確認調査による本質的価値の解明や、本質的価値の発信のため説明板等の設置を検討する。

○高宮遺跡や周辺地との一体的な整備

高宮遺跡は現状で行っている遺構表示や説明板だけでなく、高宮廃寺跡に新設する説明板とのデザインの統一など一体的な整備の検討を行う。

史跡指定地東側の新池埋め立て地については、今後、有効的な活用に向けて検討する。

３　その他（アクセスと施設）

○新たなアクセスルートの設定

高宮廃寺跡の周辺に誘導サインを設置しているが、設置から年数がたっており、周辺の開発で周辺環境が変化している。周辺の文化遺産を含めたアクセスルートを検討し、それに合わせ既存の誘導サインの移設や修繕を行うことで、来訪者の利便性を図る。また、アクセスルートについては周辺の便益施設も視野に入れ検討し、必要な場合は新たな設置場所を検討してく。

第９章　整備基本計画

第１節　全体計画及び地区区分計画

１　全体計画

本計画書における整備基本計画である。

説明板、案内板の設置といった史跡の本質的価値を伝えるための整備や来訪者のための動線確保などの利便性の向上、また、遺構の保護と来訪者の安全のため、樹木の伐採等の環境整備を段階的に行うこととする。

２　地区区分計画

整備計画の策定にあたっては、本質的価値の分布状況や現状の土地利用を踏まえ、「第６章保存（保存管理）」の地区区分を用いる。地区の定義については前述しているが、表８を再掲する。なお、史跡を考える上で史跡指定地周辺にも関連する遺構の存在が明らかであるため、今後の方向性も見据えたうえで、史跡指定地周辺も含めることとする。地区区分図については 52 ページの図 17 を参照。

<table>
<tr><th colspan="2">地区区分</th><th>地区の定義</th><th>行政的対応</th></tr>
<tr><td rowspan="2">史跡指定地</td><td>１区</td><td>市道より北側で、本質的価値を有する諸要素が所在する。公有地と民有地からなる。現況は境内地であり、高木が植生する鎮守の森である。</td><td rowspan="2">３　現状変更取扱い基準による</td></tr>
<tr><td>２区</td><td>市道より南側で、本質的価値を有する諸要素は含まない。民有地からなる。現況は史跡指定地１区と同様である。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">史跡指定地周辺</td><td>１区</td><td>高宮廃寺跡の寺域に属すると考えられるが、遺構が未確認の地区。現況は竹林であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡として扱われている。</td><td rowspan="2">文化財保護法第 93・94 条の届出が必要
追加指定の対象地であり、追加指定後は３の基準による</td></tr>
<tr><td>２区</td><td>かつ高宮廃寺跡の寺域外であるが、高宮廃寺と関連する遺構が検出されている。現況は畑地であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡として扱われている。</td></tr>
<tr><td>３区</td><td>高宮廃寺跡の寺域外である。現況は宅地、農地、道路からなり、周知の埋蔵文化財包蔵地である高宮遺跡にあたるが、顕著な遺構が確認されていない地区。</td><td>文化財保護法第 93・94 条の届出が必要</td></tr>
</table>

第２節　各種計画

１　遺構の保存と表現に関する計画

現在、遺構は地下に保存されているが、建物基壇上については保護層が薄い状況である。また、塔心礎や礎石は露出している。このほか、史跡指定地内には礎石と考えられる石材がある。

今後、適切に遺構を保存していくために、必要な場所については適宜盛土を行い、遺構の保護を実施していく。盛土については、遺構を確実に保護するため、保護層を概ね 50 ㎝確保できるよう行うものとする。遺構に悪影響を与える樹木は、計画的に樹木の伐採を行っていく。伐採する樹木の基準としては、調査により明らかに遺構を破壊している樹木、遺構周辺にあり将来的に遺構を破壊する可能性がある樹木とする。特に基壇縁は土の締まり

がゆるいところもあり、根が侵食しやすい。そのため基壇縁から一定の範囲内に当たる樹木も伐採対象とする。また、整備に伴い看板等の設置を行う場合は、遺構の保護層を確認し、それに応じた設計や事前措置を施す。

史跡の本質的価値を伝えるため、遺構の配置やその内容が分かるよう説明板を設置する。また、遺構保護の盛土と土留めにより基壇を表現する。

塔跡に残されている心礎や史跡指定地内に散在する礎石については、現地での史跡の本質的価値を伝える有効な遺物である。塔基壇のものは盛土に伴い保護層中で保存、原位置を保っていない礎石は露出保存とし、経過観察を行い、礎石表面の状況を確認しながら、必要に応じて保存処理等の検討を行う。

各遺構に対する遺構の保護と表現に関する詳細な計画は以下のとおりである。

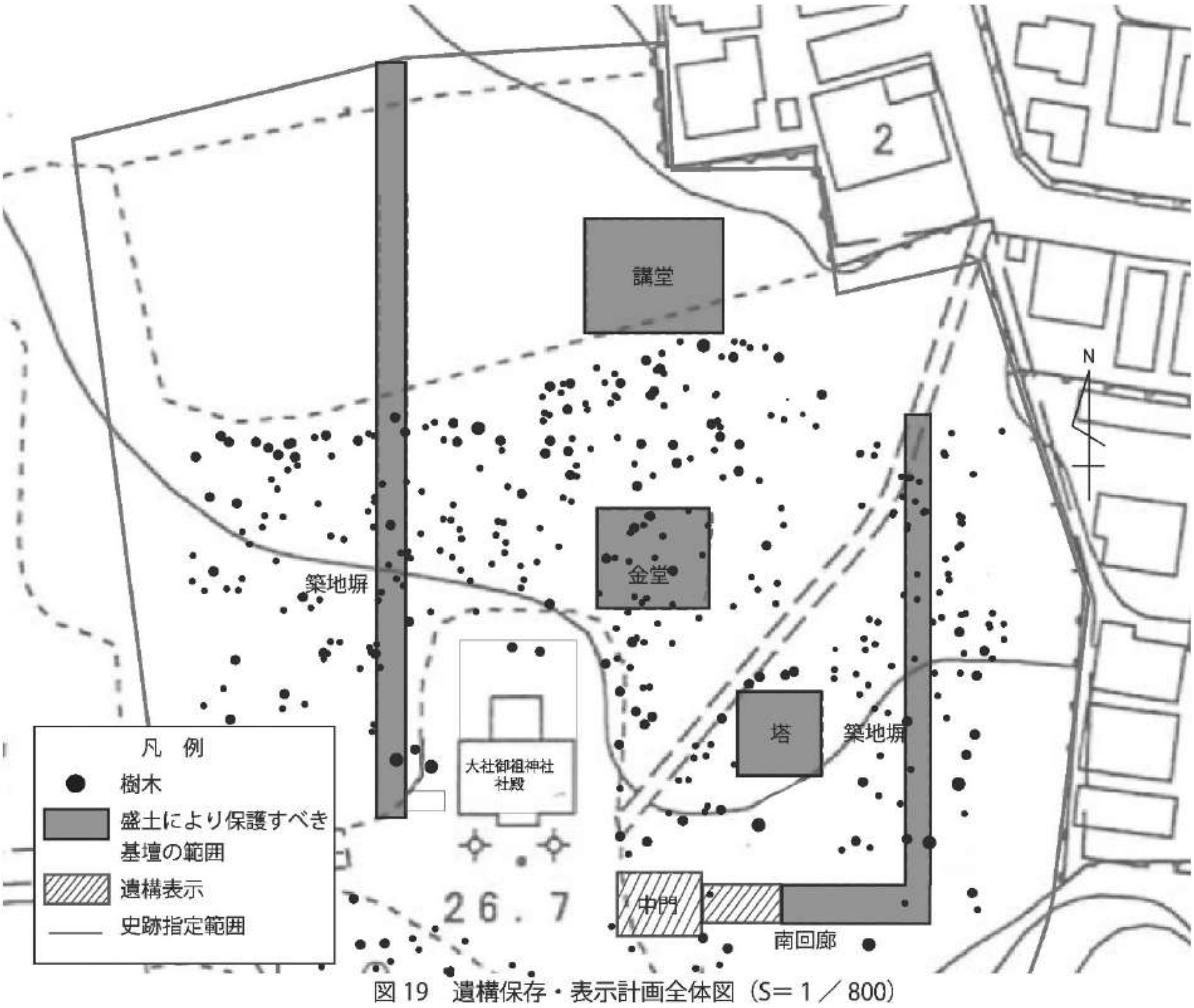

図19　遺構保存・表示計画全体図（S＝1／800）

（1）金堂跡（図20）

金堂基壇上面は多くの枯葉で覆われているため、雨水による基壇上の土の流出は起こっていない。しかし、保護層は表土も含め 20 ㎝と薄いため、盛土で基壇の保護を行い、盛土の土留めにより基壇の範囲を明示する。また、調査で確認した礎石の据付痕跡により、柱位置の明示等を検討する。

基壇上面の樹木のうち、これまでの発掘調査の成果から根の侵食により遺構の破壊が危惧される状況にあることが判明している。そのため、遺構の保護の観点から必要な範囲で伐採を行う。

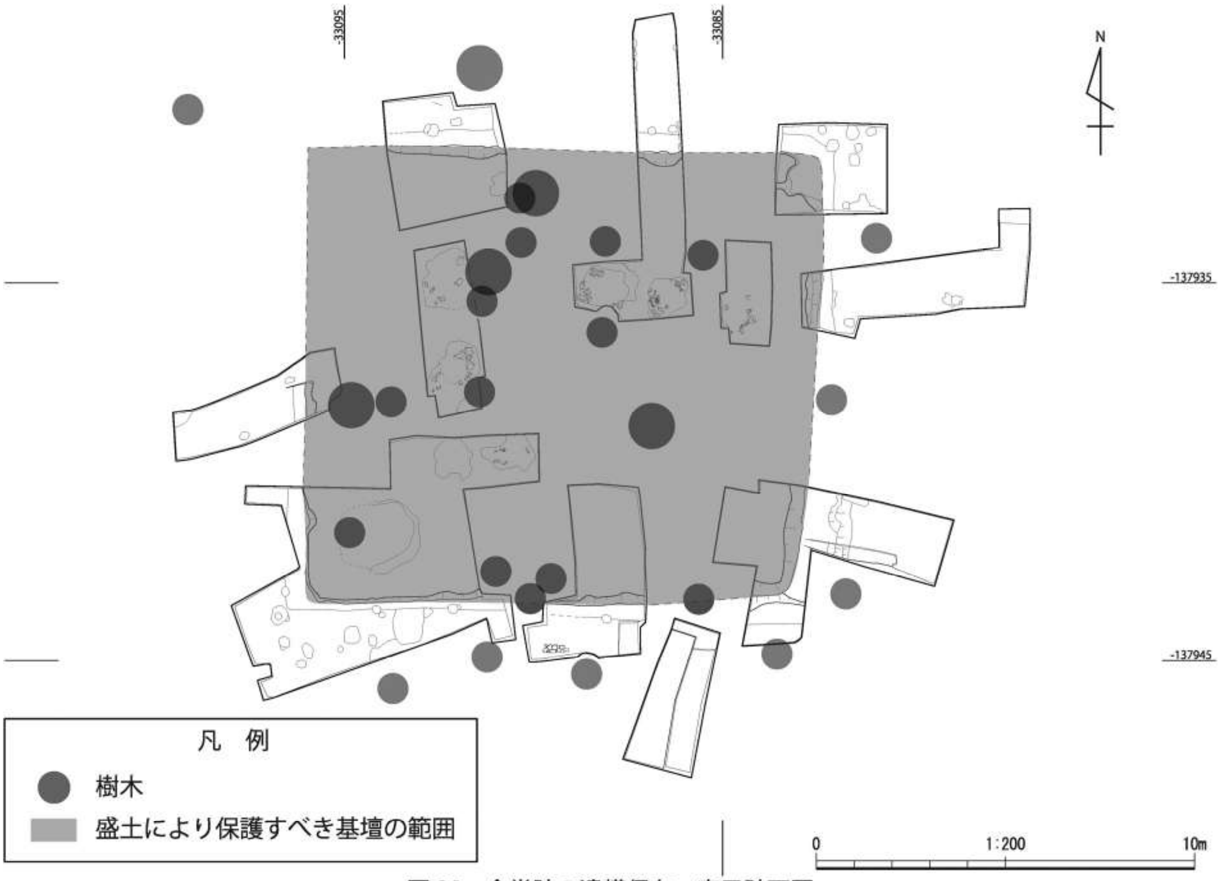

図20　金堂跡の遺構保存・表示計画図

（2）東塔跡（図21）

東塔跡基壇上面は心礎、礎石が原位置を保っており、露出保存されている。保護層は表土も合わせ20㎝と薄いが、金堂基壇と同様で現状では地下遺構の保存がなされている。第1次調査の原因となった基壇東南部の土取りの跡についても、第5次調査（東塔跡調査）時の埋め戻しの際、残存している部分に合わせる形で土を盛り、基壇の高まりを復元している。遺構は地下で保存とし、基壇上の盛土は遺構の保護のため心礎を覆う高さまで行い、心礎と礎石は保護層中で保存を行う。

基壇は盛土と土留めにより規模を明示し、上面に舗装を行う。心礎と礎石は盛土前に型取りを行い、その型から模型を作製、上面舗装後に同じ位置に設置する。

（3）中門跡（図19）

遺構は地下保存とするが、遺構の保護層は80㎝と厚いため、盛土による保護は行わない。基壇の規模については、基壇土の一部を確認できたのみであり、伽藍域一帯に広がる整地土の南限と南面回廊跡の一部が判明しているため、南北規模は復元できる。そのため、中門跡の位置を示すため想定できる範囲で明示を行う。しかし、中門は市道に接する部分に位置し、中心伽藍への導入部分であるため、高まりとして盛土をせず平面表示とする。

（4）講堂跡（図19）

講堂基壇は中世に大きく削平を受けているが、基壇の痕跡はとどめている。しかし、古代の基壇上に仏堂が建てられた。中世の基壇規模は判明するものの、当初の基壇規模は不明確である。上面の遺構保護層は表土と造成土を合わせて40㎝ある。遺構の保護のため盛土を行うが、その範囲は基壇規模が明らかである中世段階の建物に

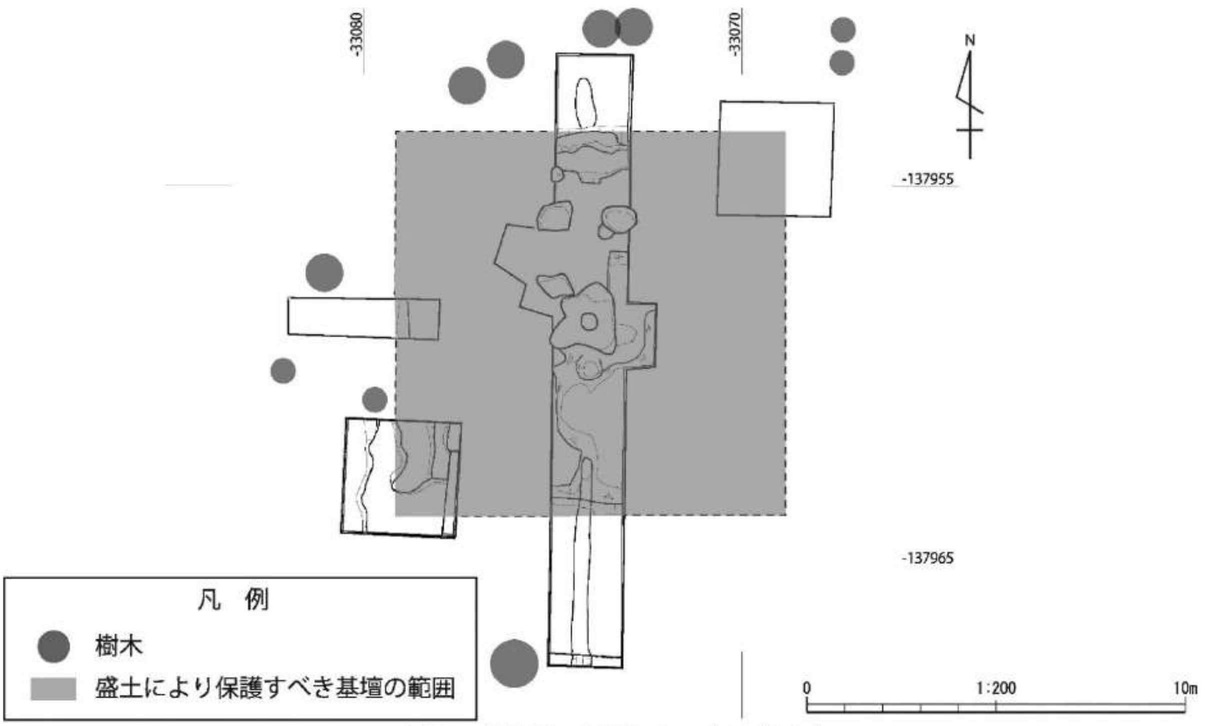

図 21　東塔跡の遺構保存・表示計画図

合わせる。盛土の範囲に合わせ、中世の基壇規模を明示する。ただし、他の遺構と時期が異なるため、舗装の色を変えるなどの検討を行う。

他の中心伽藍施設とは植生が異なり、樹木は生育しておらず、雑草が腰丈まで延びるため、定期的な草刈が必要である。

（5）東面築地跡・西面築地跡・南面回廊跡（図 19）

東面築地、西面築地、南面回廊のいずれも保護層が表土も合わせ 20 ㎝と薄いので、遺構の保護のために、基壇上に盛土を行う。また、遺構は地中に保存されており、現状では平坦であるため、その位置が地表面では目視で確認できない。築地塀と回廊を併用した区画施設を持つことは高宮廃寺の一つの特徴であるため、その位置を示す目的も踏まえ、盛土を土塁状に行う。また、動線の関係上、土塁が適さない箇所に関しては平面表示とする。保護すべき遺構の範囲は図 19 のとおりである。

遺構表現は土塁として高まりにより表現し、舗装については雨水対策の問題もあるので、検討していく。表現する範囲として、西面築地塀跡は南東隅を検出したため南東隅から高宮あさひ丘地区からの入口までとする。また、高宮あさひ丘地区からの入口部分については、高宮あさひ丘地区からの雨水等を史跡指定地内に流入させないよう考慮し、史跡指定地東辺の谷筋に排水させるよう排水施設を検討する。東面築地跡は金堂と講堂の間で築地塀が確認されなかったことや、検出された築地塀の北側の延長部分で地境の溝と考えられる地形の名残があるため、築地塀が講堂まで伸びると想定し、市道部分から公有地の北端まで遺構表現する。南回廊跡については想定される中門まで盛土などで表現する。土塁により東と西の区画を明確にすることで、中心伽藍の広さを体感できるような空間を作り出す。

東面築地跡と西面築地跡の基壇上面や周囲にある樹木については、根の侵食による遺構の破壊が危惧されるため、地下遺構の保護の観点から伐採行う。

２　動線計画（図 22）

（１）史跡指定地への動線

現在、史跡高宮廃寺跡へのアクセスは史跡指定地内に駐車場がないため、公共交通機関の利用や徒歩ないし自転車での来訪であり、史跡指定地への入口は３カ所である。

入口１（市道東側入口）：第二京阪道路の側道から新池と上宮池の間を通るルート 入口２（市道西側入口）：旧国道第 170 号線から大杜御祖神社の鳥居を通るルート 入口３（史跡指定地北側）：京阪バスの「あさひ丘住宅」バス停から住宅地を抜けるルート

入口１と２は市道を利用したアクセス、入口３については社殿東に設置されている消火栓への水道管設置に伴いできた道からのアクセスである。いずれも道路面の舗装が整っていないことから、来訪者への利便性を高めるため、適切な路面の維持、管理を行う。また、入口部分は急こう配のため、入口に自転車止めを設置することで、安全面についても考慮する。

史跡指定地を東西に貫く市道については車など車両の往来が多いため、市道認定の解除を行い、歩行者ないし自転車の通行にのみ制限を掛け、来訪者の安全の確保を行う。それに伴い、史跡指定地東に隣接している埋め立てられた新池を駐車場としても利用できる多目的広場として活用することで、史跡指定地へのアクセスの改善に努める一助とする。

（２）史跡指定地内の動線

〇史跡指定地１地区

史跡指定地内は中心伽藍の各遺構等にアクセスできる歩行者動線が整備されていない。そのため、遺構表現を行う築地塀上を歩行ができるように整備することで動線を確保する。また、史跡指定地への入口１～３からの動線は既存の市道や高宮あさひ丘地区から拝殿に向かって埋設された水道管による小道を活用する。これについても、来訪者の利便性や安全性確保のため、土系舗装など景観と調和の図れる路面への補修や維持管理を行う。

ほぼ全ての遺構が見渡せることから、新たに園路を整備した動線の確保は行わず、自由に散策するものとするが、枯れ枝の撤去など、来訪者への安全性の確保は行う。

〇史跡指定地２地区

史跡指定地２地区は上宮池を管理するための管理道が通っており、それを利用する。利用にあたり、来訪者が歩きやすいよう土系舗装を行い、景観との調和を図る。史跡指定地２地区の活用方針は自然学習の場であるため、それ以上の動線確保は行わないが、東に池、西、南は急傾斜となっており危険なため、看板による注意喚起を行う。

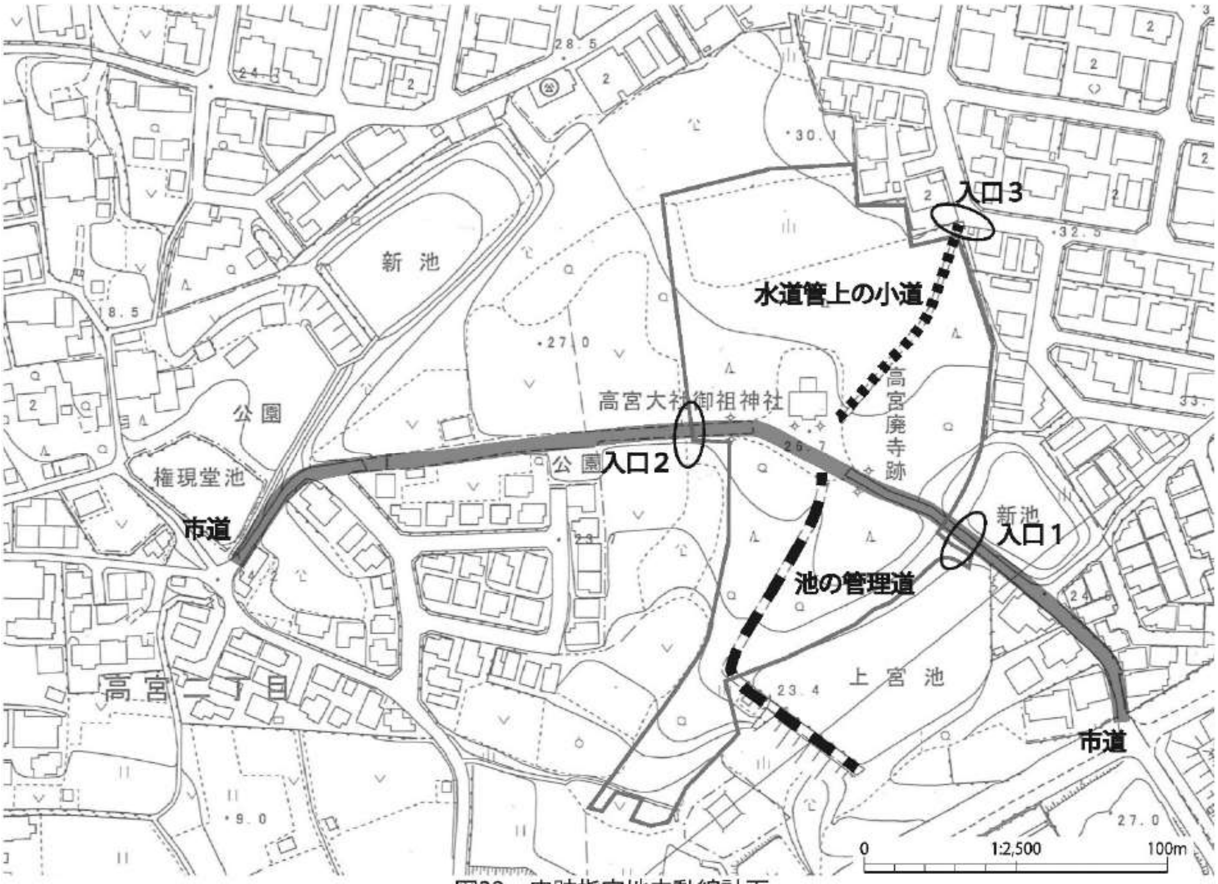

図22　史跡指定地内動線計画

3　地形造成、修景に関する計画

（1）地形造成

史跡指定地全体への盛土など、大規模な地形造成は行わない。しかし、史跡指定地１区の公有地部分や史跡指定地２区には凹凸があるため、来訪者の安全性の確保のため、盛土をすることで解消していく。

（2）修景

史跡指定地北東部には史跡指定地の北に広がる高宮あさひ丘地区の宅地造成による擁壁が見られる。鎮守の森の中に広がる高宮廃寺跡としての雰囲気を保つため、低木の植栽など、擁壁を隠すための方法を検討する。また、公有地部分には樹木がなく、鎮守の森の景観が途絶えてしまっている。そのため雑草が生えやすく、維持管理面において問題となっている。史跡指定地全体の景観を守るため、遺構に影響がない樹木の植樹を検討する。

4　案内・解説施設に関する計画

（1）総合案内板

既に設置されている史跡の概要を記載した石像付説明板は、調査により得られた最新の情報への更新を行い再利用し、設置場所は動線計画と合わせ、史跡指定地２地区の市道よりに移設する。また、史跡指定地内だけでなく、その周囲の便益施設等の案内板も設置することで来訪者への利便性を図る。設置する看板については景観と調和の図れるデザインを採用することとする。

（2）遺構別説明板

史跡の本質的価値を伝えることを目的とし、金堂跡、東塔跡、講堂跡、中門跡、東西面の築地塀跡、南回廊跡に設置する。解説文は多くの来訪者にわかりやすい内容にすることに努め、ＱＲコードの設置など様々な情報発

信の方法を用いて、発掘調査成果を公開する工夫を行う。また、設置する看板はいずれも鎮守の森としての景観への配慮を行うとともに、来訪者の撮影を阻害しない設置場所や高さ、材質を検討する。

（3）その他

史跡指定地２地区は主に自然学習の場として活用していくため、樹木の種類を掲示するプレートを樹木ごとに設置し、学習の補助材料として利用する。また、史跡指定地２地区の南側は急傾斜、東には池があり危険なため、注意喚起を行う警告板の設置を行う。

（4）史跡指定地外のサイン

図15で示したように既設のサインについては、史跡指定地内に新設する説明板とデザインを統一させ、一体的に整備していく。また、史跡指定地へのアクセスを想定した場合、第二京阪道路側道付近や「あさひ丘住宅」バス停付近などへのサインも設置の必要がある。設置の手法について検討を行っていく。

（5）デジタルコンテンツ

高宮廃寺跡の解説を掲載している市ホームページにアクセスすることができるＱＲコードを、各遺構の説明板に添付し、発掘当時の遺構の写真の掲載をすることで遺構の表現を行う。また、それにともない、ホームページの内容を拡充し、また、写真の更新を適宜行うことで情報を発信していく。

５　管理施設及び便益施設に関する計画

（1）史跡指定地内

周辺に点在する便益施設を活用する事で必要最低限の便益施設の設置に留めることとする。設置内容としては、来訪者が休養し、憩えるように、ベンチの設置を行う。設置は、見学や案内を阻害しない史跡指定地２地区で行い、遺構や景観に十分配慮することとする。また、使用する材質は史跡の自然環境に適合したものを検討する。

（2）史跡指定地周辺（図23）

史跡指定地周辺の便益施設としては下記のとおりである。これらの施設を活用するため、そちらへの案内を兼ねた案内板を設置することで、来訪者への利便性を高める。また、来訪者のため史跡指定地東側の埋め立てた池についても、広場として駐車場等に活用していくよう検討する。

６　鎮守の森の管理に関する計画

11ページで記載したとおり、「鎮守の森」という自然環境は市民に親しまれているため、この自然と調和を図りつつ整備を行っていく。これを前提とし、鎮守の森としての伝統的な植生に配慮した環境整備とするため、史跡整備に係る樹木の取扱いに関する基本的な考え方は次のとおりである。

史跡の保存の観点より、地下遺構に影響を及ぼす可能性のある樹木や危険性のある樹木の伐採を行う。史跡管理の観点より、落下の可能性がある樹木の整備など、来訪者の安全性を確保する。また、樹木による被害を未然に防ぐため、樹勢の診断を行い、計画的に環境整備を行う。地区区分ごとの植栽管理項目は以下のとおりである。

（1）史跡指定地１区

遺構の保全を図るための伐採・剪定

来訪者の安全確保のための枯れ枝などの剪定

（2）史跡指定地２区

史跡の保全を図るための伐採・剪定

来訪者の安全確保のための枯れ枝などの剪定

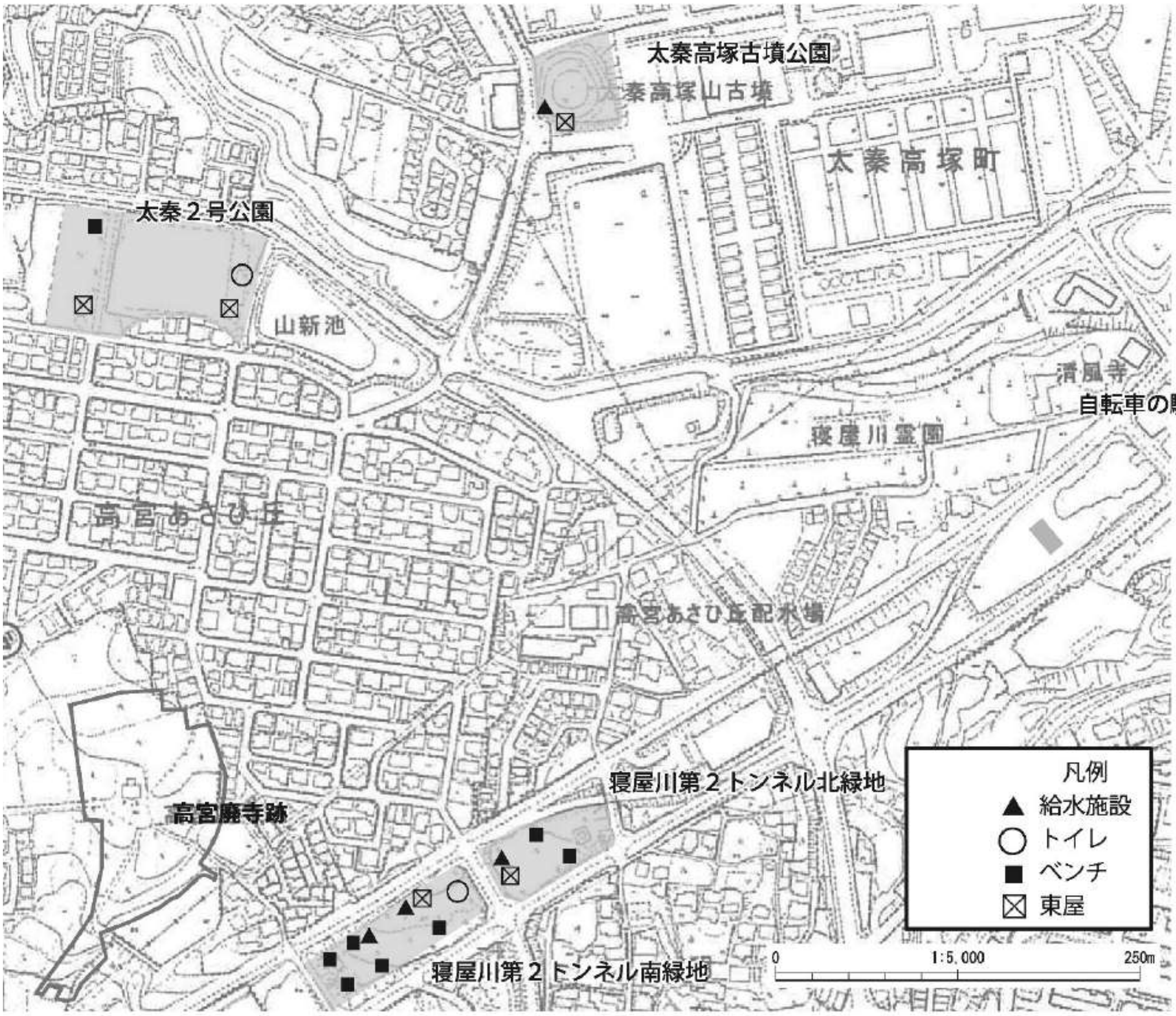

図 23　周辺便益施設分布図

7　周辺地域の環境保全に関する計画

指定地周辺は高宮遺跡の範囲であり、史跡と一体的な保全が必要となるのは以下の２つの地区である。

史跡指定地周辺１区：高宮廃寺跡の寺域に含まれる可能性があり、高宮廃寺跡の本質的価値と関わる地区

史跡指定地周辺２区：高宮廃寺跡と密接にかかわる地区であることが推測される地区

史跡指定地周辺１区、２地区ともに周知の埋蔵文化財包蔵地ではあるが、民有地のため開発の可能性がある。その際には事業者との事前協議の上、本質的価値や景観の保全のための検討を行う必要がある。

史跡指定地１区、史跡指定地周辺２区には市道が通っている。地元住民からは市道が狭く危険なため、その在り方を検討してほしいとの要望がある。史跡の保護には有効でない要素であるが、動線としての活用が見込めるため、市道の担当課と協議の上、供用の廃止等の検討を進める。また、史跡指定地１区の東に位置する埋め立てられた新池は、立地として高宮廃寺跡の入口１付近であり、第二京阪道路の側道から非常に近いため、将来的に駐車場等として活用していける広場として検討していく。

８　地域全体における関連文化財との有機的な活用・整備に関する計画

史跡指定地周辺や史跡指定地関連地域において高宮廃寺跡との関連が窺える文化遺産の価値づけを行い、有機的に活用していく。活用にあたり、関連が窺える遺跡を抽出し、それらの遺跡と結びつけたルート設定を行い、ルートマップの作成を検討する。

９　整備事業に必要となる発掘調査等に関する計画

整備事業を実施するにあたって、未調査部分での看板設置など掘削を伴うものについては、必要に応じて事業予定地の発掘調査を行う。また、環境整備において、抜根が必要な箇所については抜根に伴い発掘調査を行う。

10　整備事業スケジュール

本整備における事業実施のスケジュールは表 10 のとおりである。破線は継続的に行うものである。

表 10　整備事業スケジュール

実施内容＼実施年度		Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
基本設計		→			
実施設計			→		
整備工事	１－１．遺構保存			→	
	１－２．遺構表現			→	→
	２．動線			→	→
	３．案内・解説施設			→	→
	４．便益施設			→	→
	５．「鎮守の森」の管理（環境整備）	→	…	…	…
	６．周辺地域の環境保全に関する計画				
	７．有機的な活用・整備				→
	８．発掘調査等に関する計画		→	→	
	10．公開・活用に関する計画	※表 12 参照			
	11．防災・防犯に関する計画	→	…	…	…

11　公開・活用に関する計画

高宮廃寺跡の来訪者は、「史跡見学」、「神社への参拝」、「散歩」、「自然」など様々な目的が想定できる。そのため、史跡が目的ではない来訪者に対しても理解してもらえるような史跡の本質的価値の発信や憩いの空間の提供を行っていく。ゾーニングについては表 11 のとおりとし、具体的な内容については下記のとおりである。また、実施スケジュールは表 12 のとおりである。

表11　公開・活用におけるゾーニング

ゾーニング	ゾーンの役割	方針	地区名
中心伽藍ゾーン	高宮廃寺跡のスケール感が体感でき、各遺構に設置した説明板により、その本質的価値を発信できるよう整備を行う。 また、高宮廃寺跡を守ってきた「鎮守の森」という社叢の景観を保持する。	整備により明示された古代寺院の姿を用いて、学校教育や社会教育の場としての利用 「鎮守の森」を活用した自然学習の場としての利用	史跡指定地 １区 史跡指定地周辺 １区
鎮守の森ゾーン	社叢としての緑地景観を保持、また、周辺の開発地との遮蔽とすることで史跡を体感する空間づくりを補助する。	「鎮守の森」を活用した自然学習の場としての利用	史跡指定地 １区、２区
環境保全ゾーン	史跡指定地の環境や景観、また、活用面において補助する。	史跡の景観を保全する場、自然学習の補足する場として利用。	史跡指定地周辺 １区、２区、３区

（1）中心伽藍ゾーン

　ア　地域住民への整備の公開

　イ　整備工事後の完成記念イベントの開催

　ウ　学校教育の現場への誘致活動

（2）鎮守の森ゾーン

　ア　自然を守る会による植生観察会

　イ　ホタルの観察会

（3）上記以外の公開・活用

　ア　史跡から周辺文化遺産への街歩きイベント

　イ　伐採樹木を利用した木製グッズ作り体験

表12　公開・活用スケジュール（案）

期間／ゾーン	Ｒ６			Ｒ７			Ｒ８			Ｒ９		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
整備工事	工事	→	→	ＯＰ								
中心伽藍ゾーン		ア 整備 公開		イ 完成 記念	ウ 学校 誘致							
鎮守の森ゾーン				ア 植生 観察	イ ﾎﾀﾙ	ア 植生 観察	ア 植生 観察	イ ﾎﾀﾙ	ア 植生 観察			
その他			イ ｸﾞｯｽﾞ	ア 歩き			ア 歩き		イ ｸﾞｯｽﾞ			

12　防災、防犯・防火に関する計画

（1）防災

　平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震や台風12号、台風21号による暴風雨など、近年では大規模な自然災害が発生している。特に台風による暴風雨では境内の樹木が倒木し、甚大な被害がでた。今回は幸いにも遺構への大きな影響はなかったが、遺構上に植生している樹木が倒木した場合、遺構を破壊する可能性がある。また、折れた枝が頭上から落下し、来訪者に被害が出る恐れも考えられる。このことから、史跡指定地内に植生

している樹木の状態を把握し、倒木の恐れがある樹木や遺構部分の樹木の伐採を行うことで計画的に環境整備をすることで大規模な自然災害に備えていく。

また、災害が発生した場合の対応マニュアルの作成を行う。

写真 80　台風 21 号の被害状況
（中門周辺）

写真 81　台風 12 号の被害状況
（金堂東側）

（2）防犯・防火

史跡内は境内地であり常に人が出入りできる。また、樹木が遮蔽となり史跡指定地外からの人目がつきにくく、人通りも多くない。史跡の保全と来訪者の安全のため、史跡指定地内がよく管理され整然とした環境に保つだけでなく、防犯灯や防犯カメラの設置について検討する。

また、境内地一帯には落ち葉や枯れ枝などがあるため、火の不始末などへの注意喚起や、高圧線にかかっている樹木の伐採など防火対策を検討する。防火対策に一つとして、神社の東に設置されている消火栓は維持していく。

また、「第 10 章　運営・体制の整備」でも後述するが、管理する上での人的な見回り等も合わせて実施することで防犯対策を行っていく。

第 10 章　運営・体制の整備

地域住民、関連団体、庁内関連部局などの協働・連携による管理運営体制を整えつつ、継続的な体制を整備し、史跡やその周辺地域との一体的な保存・活用・整備を進める。

第１節　方向性

史跡の適切な管理、活用に向け、関係行政機関、地域住民、関係団体と役割分担を決めて相互で協力していくため、体制作りを強化していく。また、防犯・防災についても、それぞれの団体が連携を図り対策を講じる。

第２節　方法

１　史跡の管理運営

史跡指定地内は公有地と民有地からなるが、どちらも一体的に管理していくことが望ましい。そのため、民有地の土地所有者である大杜御祖神社や財産管理委員会を核として市からの委託事業として行っていくが、それ以外に、市民を巻き込んだボランティア団体の創設を行い、人的・金銭的にも長期的に管理できる体制を作っていく。

○管理団体としての管理

市は管理団体として、史跡の管理運営のため、定期的な見回りと自然災害等緊急時の対応を行う。また、活用に向けた取り組みやボランティア団体への活動に対する補助を行う。

防犯対策については、防犯設備の設置や整然とした環境の維持により、犯罪を未然に防ぐように努め、職員による巡回だけでなく、市で実施している夜間防犯パトロールへの協力を検討する。また、連絡体制を確立し緊急時に備える。

○所有者としての管理

大杜御祖神社は財産管理委員会や氏子等と協力し、公有地部分の草刈や枝払いなどの環境整備、社殿や鎮守の森の日常管理を行う。また、日常管理に合わせ巡回を実施し、何か異常を発見した場合は管理団体への連絡を行う。

２　市民との協働

○現地への誘致

近隣の住民や小・中学校へ史跡指定地内での様々な活動を促す企画を提案・募集し、多くの市民に高宮廃寺跡に接してもらうことで、文化財に対する理解や文化財愛護の精神を育成していく。また、文化財ボランティアや大阪府文化財愛護推進委員（寝屋川地区）、文化財関係団体との連携により、史跡での現地案内や事業の企画・運営等を実施できる体制を作る。

３　関係機関等との連携体制

史跡指定地内には消火栓や市道が設置されている。消火栓には水道管がつながっていることから上下水道局水道事業室が、市道は道路交通課が管理や自然災害時の復旧を行っている。そのため、あらかじめ起こり得る問題を想定し、担当課と対応策を協議したうえで防災マニュアルに記載し、備えておく。また、各公共物の今後の方向性についても検討、協議を進めていく。

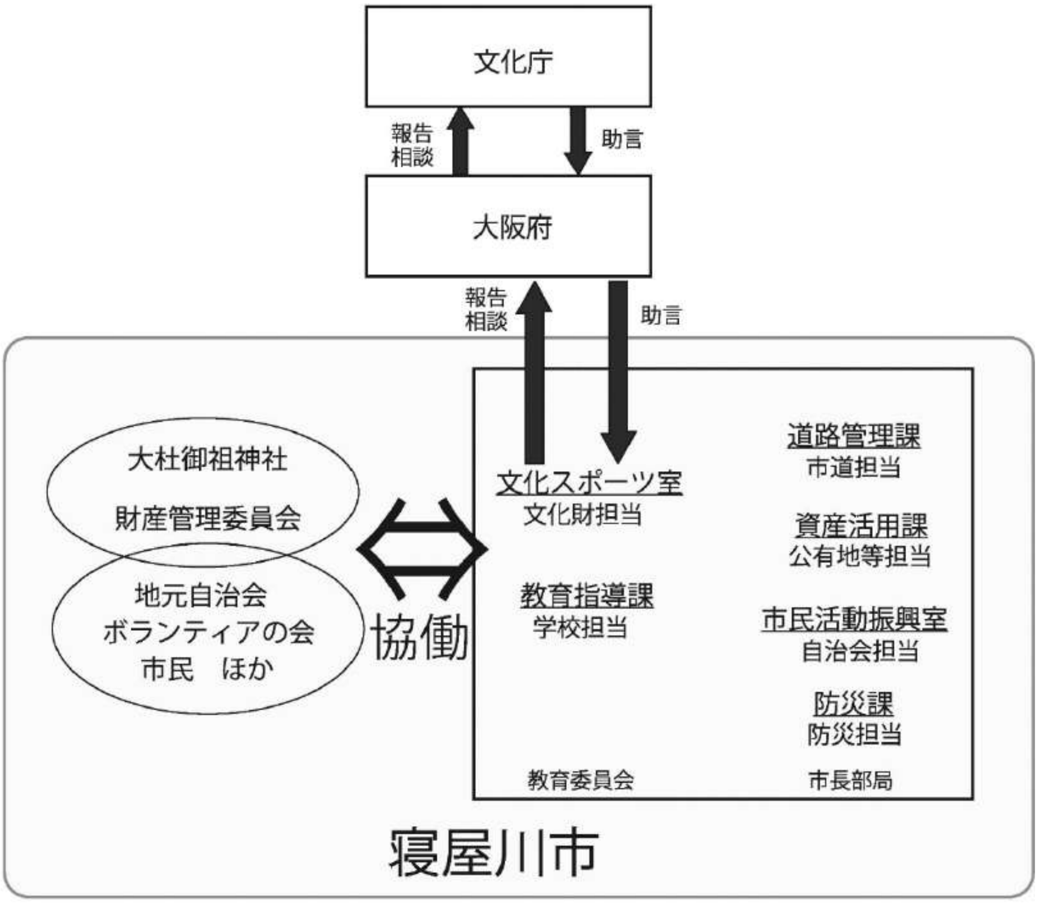

図 24　運営体制・連携のイメージ

第 11 章　施策の実施計画と経過観察

第１節　実施計画

高宮廃寺跡は、現在指定地の大部分が境内地であるため、土地所有者や関係機関、関係者の理解と協力を得ながら計画を進めていく必要がある。

本計画の内容を具体化するため、施策の計画期間を短期、中期、長期に区分し、段階的に保存活用を進めていく。計画期間は本計画を策定する令和４年度から令和８年度の５年間を短期、令和９年度から令和 13 年度までの５年間を中期、令和 14 年度以降を長期と位置付ける。実施計画は表 13 のとおりである。ただし、整備の進捗状況、史跡周辺の開発の状況、行政の財政状況、文化財をとりまく社会状況等を考慮しながら、必要に応じて計画内容や実施期間、施策の計画期間の再検討を行うものとする。

第２節　経過観察

１　方向性

保存管理ならびに活用、整備に関して、実施計画の項目に基づき定期的な点検・評価を行う。

また、史跡を適切に保存するため、状況に応じて見直しを検討する。

２　方法

経過観察のための自己点検の方法として、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』（文化庁文化財部記念物課、2015 年）に掲載されている「史跡等・重要文化的景観の自己点検表」を参考に実施計画の項目について確認するチェックシートを作成し、寝屋川市教育委員会が主体となり年１回実施する。

チェックシートによる点検を行った後、その成果を踏まえて各項目の課題を整理し、実施方法や体制の改善を行っていく。

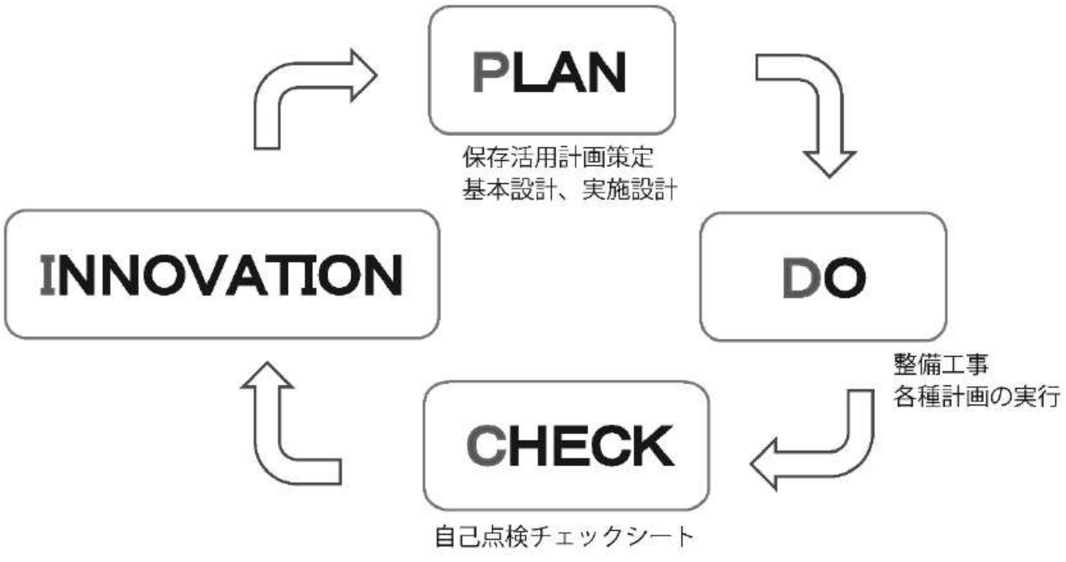

図 25　経過観察のサイクル

表13　実施計画

項目	短期 (令和４年度～令和８年度)	中期 (令和９年度～令和13年度)	長期 (令和14年度～)
保存管理	・現状変更取扱い基準に沿った、史跡の適切な保存管理の実施 ・保護盛土等の遺構の保護措置 ・史跡に関する調査研究	・現状変更取扱い基準に沿った、史跡の適切な保存管理の実施 ・史跡の現状、保護盛土の状態、保存活用に有効な諸施設などの定期的な点検 ・史跡指定地１区、２区境界標の設置 ・史跡指定地周辺３区追加指定の検討・協議	・現状変更取扱い基準に沿った、史跡の適切な保存管理の実施 ・史跡の現状、保護盛土の状態、保存活用に有効な諸施設などの定期的な点検 ・史跡指定地周辺３区追加指定
計画策定	・基本設計、実施設計の策定	・整備基本計画の検証	・保存活用計画の再検討
史跡整備	・保護盛土 ・遺構の平面、立体表示 ・東塔心礎、礎石の型取り、レプリカ作成 ・遺構別説明板、総合案内板設置 ・樹種プレートの設置 ・休憩施設の設置 ・史跡指定地内の路面整備 ・自転車止め等の設置	・史跡指定地周辺３区誘導サイン板の設置	
環境整備	Ｒ４：金堂跡 遺構保全のための樹木伐採 Ｒ５：東塔跡、東面築地跡 遺構保存のための樹木伐採 Ｒ６：西面築地跡 遺構保全のための樹木伐採 Ｒ７：史跡指定地１区 来訪者の安全性確保のための樹木伐採	・史跡指定地２区 来訪者の安全性確保のための樹木伐採 鎮守の森保護のため、電線にかかる樹木伐採 ・史跡指定地周辺３区 新池の水質改善	・史跡指定地１区、２区 来訪者の安全性確保のための樹木伐採
活用	・史跡の周知と情報発信 ホームページの拡充 ・アクセスマップの作成 ・伐採樹木の活用	・史跡指定地周辺３区 新池埋め立て地の活用 ・文化遺産の抽出と史跡とのネットワーク形成 ・植生観察会などの実施	
防災 防犯・防火	・防災マニュアルの作成 ・防犯・防火のための看板設置 ・防火対策の検討	・防犯のためのカメラ設置 ・防火対策の実施	
運営・体制	・文化財ボランティア団体の再編 ・庁内関係機関との連携体制構築 ・地域住民との連携体制構築	・文化財ボランティアの育成 ・文化財ボランティアによる現地案内や事業の企画 ・地域住民による現地での活動	

表14　自己点検チェックシート

史跡高宮廃寺跡　点検表					
実施日	年　　月　　日（　　）				
項目	実施例	取組状況			
		未取組	取組中	取組済	備考
保存管理	ア）現状変更取り扱い基準に沿った管理ができているか。	1	2	3	
	イ）遺構の保護措置は適切にとられているか。	1	2	3	
	ウ）保護措置は適切な状態で保たれているか。	1	2	3	
	エ）本質的価値について十分把握できているか。	1	2	3	
	オ）追加指定についての検討は行っているか。	1	2	3	
	カ）境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか。	1	2	3	
	キ）日常的な管理はされているか。	1	2	3	
	ク）史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか。	1	2	3	
計画策定	ア）保存活用計画は策定されているか。	1	2	3	
	イ）保存活用計画書の見直しは実施されているか。	1	2	3	
史跡整備	ア）整備基本計画は策定されているか。	1	2	3	
	イ）基本設計は策定されているか。	1	2	3	
	ウ）実施設計は策定されているか。	1	2	3	
	エ）遺構の表現は、学術的根拠に基づいているか。	1	2	3	
	オ）遺構等に影響がないように整備されているか。	1	2	3	
	カ）説明板等のサインは適切に設置されているか。	1	2	3	
	キ）整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか。	1	2	3	
環境整備	ア）遺構保全のための樹木伐採はできているか。	1	2	3	
	イ）来訪者の安全性確保のための樹木伐採はできているか。	1	2	3	
	ウ）鎮守の森保護のための樹木伐採はできているか。	1	2	3	
	エ）適切に除草がされているか。	1	2	3	
	オ）見回りはできているか。	1	2	3	
	カ）周辺環境の保全は図られているか。	1	2	3	
活用	ア）公開が適切に行われているか。	1	2	3	
	イ）史跡などの本質的価値を学び理解する場となっているか。	1	2	3	
	ウ）自然学習の場となっているか。	1	2	3	
	エ）啓発活動ができているか。	1	2	3	
	オ）情報発信は適切に行われているか。	1	2	3	
	カ）パンフレット等は活用されているか。	1	2	3	
	キ）周辺公共施設との連携は図れているか。	1	2	3	
	ク）市民の文化的活動の場となっているか。	1	2	3	
防災防犯防火	ア）防災マニュアルは作成されているか。	1	2	3	
	イ）注意札は適切に設置されているか。	1	2	3	
	ウ）防犯対策は行われているか。	1	2	3	
	エ）防火対策は行われているか。	1	2	3	
運営体制	ア）運営については適切に行われているか。	1	2	3	
	イ）体制については十分であるか。	1	2	3	
	ウ）他部署との連携については十分であるか。	1	2	3	
	エ）地域との連携については十分であるか。	1	2	3	

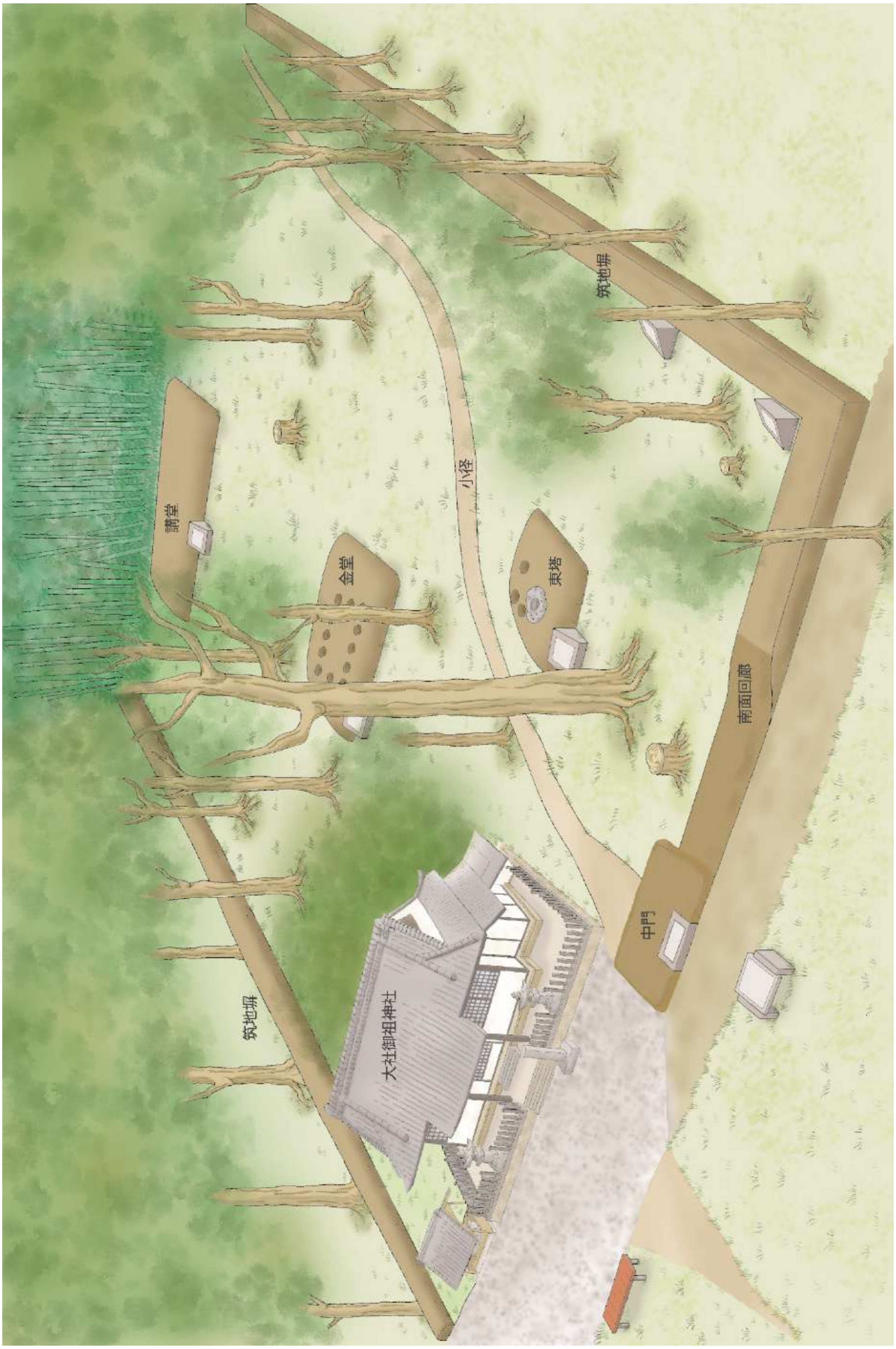

図26　イメージ図

国指定史跡高宮廃寺跡保存活用計画書

発　行　日　　　令和４年（2022）３月
編集・発行　　　寝屋川市教育委員会事務局文化スポーツ室
〒572-8555　大阪府寝屋川市本町１番１号
電話：072-824-1181（代表）